

電子政府推進計画

2006 年（平成 18 年） 8 月 3 1 日

2007 年（平成 19 年） 8 月 2 4 日一部改定

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

目 次

第1 基本的な考え方	1
I 電子政府推進計画の経緯と本計画策定の意義	1
II 目標	2
III 計画期間、対象機関、計画の評価と見直し	2
1 計画期間	2
2 対象機関	2
3 計画の評価と見直し	3
第2 目標達成のための施策	4
I 推進体制の強化	4
1 GPMO 等の政府全体の推進体制の強化	4
2 PMO 等の各府省内の推進体制の強化	4
3 IT 人材育成及び確保	5
4 府省共通業務・システムの最適化推進体制の強化	5
5 評価体制の強化	6
6 電子政府評価委員会の評価結果の予算等への反映	6
II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	7
1 利用者視点に立ったオンライン利用促進	7
(1) オンライン利用促進の原則	7
① 利用促進計画の推進、見直し	8
② 利用促進計画の対象外の手続	9
(2) 利用者に身近な手続のオンライン利用促進	10
① 商業・法人登記申請及び不動産登記申請のオンライン化の推進	10
② 国税関係手続のオンライン利用促進	10

③ 社会保険・労働保険関係手続のオンライン化の推進	11
(3) オンライン利用促進に係る評価、見直し等	12
(4) 情報の把握、公表等	12
① オンライン利用状況等の把握、公表	12
② 利用者意見の把握	12
(5) ワンストップサービスの推進	13
① 国・地方を超えた包括的な電子行政窓口サービスの実現	13
② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したワンストップサービスの 推進	13
③ 輸出入及び港湾・空港手続のシングルウィンドウサービスの推進	14
④ 自動車保有手続のワンストップサービスの推進	14
(6) 行政情報の電子的提供の充実等	14
① 各府省における行政情報の電子的提供の充実等	14
② 行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム 最適化の着実な推進	15
③ e-Gov の拡充、利用者支援等	15
(7) 電子政府の広報、普及・啓発	16
2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化	16
(1) 業務・システム最適化のモニタリング等	16
(2) 業務・システム最適化の実施	17
① 人事・給与等業務・システム最適化	17
② 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・シス テム最適化	17
③ 文書管理業務の業務・システム最適化	18
④ 職員等利用者認証業務の業務・システム最適化	18
⑤ 各府省に共通するシステムの共同利用化の推進	18
⑥ 社会保険業務の業務・システム最適化	19
(3) GPMO との調整	19
(4) 関連する情報システム間の連携	19

(5) 業務・システム最適化の評価、見直し等	19
(6) 府省共通業務・システムの見直し	20
3 情報システムに係る政府調達改善	20
(1) 情報システムの戦略的な調達	20
① 分離調達の実施	20
② 標準技術の活用	21
③ 情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充	21
(2) 情報システムに係る政府調達のモニタリング等	21
(3) 外部委託の推進	21
(4) システム開発経費に係る積算の精度の向上	21
(5) 予算要求時の積算の妥当性確保	22
(6) 調達事務の軽減等	22
4 全体最適化に向けた諸課題への取組	22
(1) 情報システムに係る各種情報の把握等	22
① 情報資産台帳の整備	22
② 電子政府基本調査の実施	22
③ 諸外国の情報把握	23
(2) 情報セキュリティ対策等	23
① 効果的な情報通信技術の導入	23
② 情報セキュリティ対策	23
③ 府省共通的なセキュリティ機能向上の推進	23
④ 個人情報保護対策	24
Ⅲ 関係機関との連携	24
1 国、独立行政法人等を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進	24
(1) 独立行政法人等の業務・システム最適化	24
(2) 「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」における意見交換、情報の	

共有	25
2 国、地方公共団体を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進	25
3 国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力	25
別 添 オンライン利用促進のための行動計画（平成 19 年 3 月改定）	26
参考 1 府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省 一覽	214
参考 2 電子政府推進計画に掲げる主な施策による今後の対応	215

第1 基本的な考え方

I 電子政府推進計画の経緯と本計画策定の意義

電子政府に関しては、これまで「電子政府構築計画」（2003 年（平成 15 年）7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004 年（平成 16 年）6 月 14 日一部改定）等に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、IT を活用した業務改革を行うための取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組等を行ってきたところである。

これらの取組による成果を踏まえつつ、2006 年（平成 18 年）1 月 19 日には、IT 戦略本部において、2010 年度（平成 22 年度）の IT による改革の完成に向けた「IT 新改革戦略」が策定され、IT の構造改革力を追求する政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現が掲げられ、2006 年（平成 18 年）7 月 26 日には、IT 新改革戦略を具体化した「重点計画-2006」が策定された。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）において、電子政府に関しても、徹底した歳出削減に取り組むべきことなどが示されたところである。

IT 新改革戦略及び重点計画-2006 等（以下「新戦略等」という。）では、国民・企業等による電子政府の利用が進んでいないことや、IT の活用が業務改革に十分結びついていないこと、また、その実施体制が不十分であることが課題とされ、行政分野への IT 活用は、経費の削減、業務処理時間・定員の削減等業務の効率化など行財政改革に資するものであることが前提であるとされている。このため、「業務・システム最適化計画」及び「オンライン利用促進のための行動計画」（以下「利用促進計画」という。）等に基づく電子政府の施策を着実に実施すること、各施策の実施、評価、見直しを行うための体制の充実・強化等を行うこととされたところである。また、電子政府の施策の実施に当たっては、信頼性・安全性の確保に向けた取組を推進することとされた。

今後の新戦略等に基づく電子政府に係る各種施策を、PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Act（改善））サイクルの確立により着実に実施し、成果を確実なものとするため、重点計画-2006 及び重点計画-2007（2007 年（平成 19 年）7 月 26 日 IT 戦略本部決定。）に基づき、「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」（以下「CIO 連絡会議」という。）として、2010 年度（平成 22 年度）までに達成すべき目標や目標達成のための諸施策を明らかにするとともに、各施策の具体的な工程を示した「電子政府推進計画」を策定する。

Ⅱ 目標

本計画においては、費用対効果の観点に立った PDCA サイクルによる工程管理体制を確立し、2010 年度（平成 22 年度）までに、次に掲げる目標の達成を目指すものとする。

- 1 申請・届出等手続のオンライン化による利便性・サービスの向上について、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するため、利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を 50%以上とする。
- 2 業務・システム最適化の着実な実施による行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図る。
- 3 個々の業務・システムや府省内における最適化にとどまらず、簡素で効率的な政府の実現を図るため、政府全体として、業務・システムの共通化、集中化、共同利用化等の更なる最適化を推進する。
- 4 情報システムの高度化を図るとともに、安全性・信頼性を確保する。
- 5 国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える第二世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを 2010 年度（平成 22 年度）を目途に構築する。

Ⅲ 計画期間、対象機関、計画の評価と見直し

1 計画期間

2006 年度（平成 18 年度）から 2010 年度（平成 22 年度）末までの 5 か年計画とする。

2 対象機関

CIO 連絡会議を構成する、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取

引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省とする。

3 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進捗状況等を電子政府評価委員会に報告し、同委員会の評価結果等を踏まえ、予算編成日程等を勘案しつつ、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第2 目標達成のための施策

I 推進体制の強化

電子政府の推進体制の強化については、電子政府評価委員会を始め、府省共通業務・システム（一部関係府省業務・システムを含む。以下同じ。）等の最適化の調整を担う内閣官房情報通信技術（IT）担当室電子政府推進管理室（GPMO：イーガバメント・プロモーション・アンド・マネジメント・オフィス）（以下「GPMO」という。）や各府省における全体管理組織（PMO：プログラム・マネジメント・オフィス）（以下「PMO」という。）が設置され、利用促進計画の見直しや各最適化実施状況等の評価に基づく最適化分野の見直しを行うなど、一定の成果を上げたところである。

今後は、これらの各組織においてオンライン利用率 50%以上の達成や最適化効果の可能な限り早期の実現などの目標の達成に向け、これまでの取組に加え、専門的な視点、利用者の視点及び費用対効果の観点からの更なる厳正な審査・評価などを実施し、限りある資源の選択と集中を図ることで電子政府の成果を確実なものとする必要がある。

このため、以下のとおり、電子政府の推進体制の一層の強化を図るものとする。

なお、電子政府に関する取組を政府内で横断的・一体的に推進するため、内閣官房、総務省を始めとする関係機関間において一層の連携を図ることも必要である。

1 GPMO 等の政府全体の推進体制の強化

GPMO は、府省共通業務・システム等の最適化を始めとした諸施策の推進を図ってきたところであるが、引き続き、内閣官房の総合調整機能を発揮しつつ、府省共通業務・システムの担当府省間のより一層の連携・調整を図る。

また、重点計画-2007（以下「重点計画」という。）に盛り込まれた国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービス等の実現に向け、次世代電子行政サービスの基本構想を作成するため、GPMO の下に官民合同のプロジェクトチームを 2007 年（平成 19 年）内に設置することとする。

2 PMO 等の各府省内の推進体制の強化

各府省の PMO は、各府省情報化統括責任者（CIO）の強いリーダーシップの下、CIO 補佐官が有する専門的・技術的知識、能力及び経験を積極的に活用しながら、府省内の情報システムに関する調整、企画、実施、評価、予算及び調達、申請・届出等手続におけ

るオンライン利用促進等電子政府に係る施策について責任を持って統括する。

なお、現時点までにほとんどの府省で PMO が設置されているところであるが、未設置の省においては、2007 年度（平成 19 年度）中にその設置を完了する。

また、各府省は、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「最適化指針」という。）において整備することとされている、各業務・システム最適化の統括・推進等を行う個別管理組織（PJMO：プロジェクト・マネジメント・オフィス）（以下「PJMO」という。）及び PMO について、その活動状況等を踏まえ、必要に応じ外部専門家の更なる活用や登用などを行い、府省内の推進体制の強化を図る。

特に、今後、多くの業務・システムにおいて、最適化計画に基づき業務の見直しを含む情報システムの見直しを実施する局面に入ることから、システム開発などのプロジェクト・マネジメントの実務経験や、情報システムに係る調達に関する能力及び安全性・信頼性の改善に関する能力並びにこれらの実務経験を持つ外部専門家の確保に努める。

3 IT 人材育成及び確保

PMO だけでなく各業務・システム最適化を実施する PJMO においても CIO 補佐官級の内部の人材を全政府的に育成するため、各府省は、「行政機関における IT 人材の育成・確保指針」（2007 年（平成 19 年）4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「IT 人材育成・確保指針」という。）に基づき、2007 年度（平成 19 年度）末までのできる限り早期に、「行政機関における IT 人材育成・確保実行計画」を策定し、具体的な育成及び確保を実施する。

また、総務省は、各府省の情報化を担う基幹要員等の育成を目的とする「情報システム統一研修」について、IT 人材育成・確保指針に基づき、2007 年（平成 19 年）末までのできる限り早期に、各府省からの要望が高いプロジェクト・マネジメントや調達等についての研修コースの充実を図るなど抜本的な見直しを行い、2007 年度（平成 19 年度）末までに、2008 年度（平成 20 年度）の情報システム統一研修実施計画を作成・公表し、当該実施計画に沿って、最適化の推進に共通して必要とされる能力に係る研修の充実を図る。

4 府省共通業務・システムの最適化推進体制の強化

府省共通業務・システムに係る開発及び運用を円滑かつ効果的に実施するためには、府省共通システム間の連携・調整不足に起因する作業の手戻り、重複、工程遅延等の問題が発生しないよう、システム相互の連携状況を明確化し、担当府省同士が共通の認識の下で十分な連携・調整を図りつつ取組を進めていくことが重要である。このため、GPMO は、2006 年（平成 18 年）9 月に設置した府省共通システム担当府省連携・調整会議等を引き続き活用しつつ、担当府省及び関係府省の協力の下、システム相互の関連性、連携する各システムの最適化の進捗状況等を考慮の上、設計・開発・運用に係る工程管理、仕様の調整、費用対効果の確認等を行い、担当府省間のより一層の連携・調整を図る。

5 評価体制の強化

各府省の PMO は、各業務・システム最適化実施状況及び各 PJMO の業務・システム最適化実施の評価結果について、可能な限り客観的に調査・分析を行った上で、各業務・システム最適化の全体について総合評価を行う。また、評価結果を次年度の予算や組織・定員管理等に反映できるよう、毎年 8 月末までのできる限り早期に、府省共通業務・システムの評価結果については、CIO 連絡会議において決定し、個別府省業務・システムの評価結果については、各府省の情報化推進委員会等において決定の上、CIO 連絡会議に報告する。

なお、各府省の PMO は、各府省のオンライン利用促進の取組状況を定期的に把握の上、これを評価してその結果を利用率の向上に向けた施策に適宜反映させるものとする。

また、各府省は、毎年度、オンライン利用促進や業務・システム最適化、PMO の活動状況等の電子政府の取組について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告し、専門的な視点、利用者の視点及び費用対効果の観点からの厳正な審査・評価等を受ける。

6 電子政府評価委員会の評価結果の予算等への反映

各府省は、電子政府評価委員会の評価の結果を予算や組織・定員等の概算要求に反映する。

Ⅱ 費用対効果等を踏まえた成果重視施策

行政手続のオンライン利用の促進や業務・システムの最適化等を推進するため、電子政府を推進するための税制の創設や手数料の引下げ等のインセンティブ措置の導入や、添付書類の原則省略、電子署名の簡略化やシステムの改修などの取組を関係府省において進めるとともに、それぞれの業務・システム最適化計画に示された運用経費及び業務処理時間の削減を最低限の目標とし、業務・システム最適化を推進しているところである。また、最適化に係る投資額についても削減に取り組み、2007 年度（平成 19 年度）予算では、工程調整、調達方法の改善による経費削減の予算額への反映、システムの機能、単価、工数等の精査等により、当初投資予定額から約 3 割の削減を達成したところである。

今後とも、効率的な電子政府を目指し、電子政府評価委員会の評価結果も踏まえつつ、IT 新改革戦略に記載された①情報システム関係経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革に資する、②最適化計画等の適切な整備計画に基づく、③利便性の向上に寄与する、との要件を満たすことを原則とし、限られた人員及び予算の中で、費用対効果の観点等からみて確実に成果が上がるということが認められる施策に限り行うこととする。

1 利用者視点に立ったオンライン利用促進

(1) オンライン利用促進の原則

IT 新改革戦略で掲げた「オンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」との目標を達成するため、2006 年（平成 18 年）3 月に各府省においては、年間申請等件数の多い（年間 10 万件以上）手続を中心とした 175 手続を対象に、まず 2008 年度（平成 20 年度）までの 3 年間を目標期間とした利用促進計画を策定し、集中的にオンライン利用の促進を図っていくこととしたところである。

2006 年度（平成 18 年度）においては、関係府省が、利用促進計画に基づき、手数料の値下げ、入力画面の改善、処理期間の短縮、電子署名の省略、添付書類の省略など利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できる措置を講じるとともに、さらなる改善措置の検討を行った。

その結果、2007 年（平成 19 年）3 月には利用促進計画の改定を行い、改善措置を追加するとともに、費用対効果の観点等から計画対象手続を 165 手続に絞り込んだ。

改定した利用促進計画（別添）においては、所得税の電子申告における第三者作成書類の添付省略（2008 年（平成 20 年）1 月施行（平成 19 年分以後の所得税について適用））、社会保険関係手続や雇用保険関係手続における磁気媒体届書作成プログラムの対象手続（企業が保有する賃金等のデータを基に簡便に申請データを作成（編集）し、電子申請を行うことが可能な手続）の拡大など利便性向上や、登記情報提供サービスの手数料の更なる値下げ、オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除の創設（2008 年（平成 20 年）1 月施行）、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設（2008 年（平成 20 年）1 月施行（平成 19 年分又は平成 20 年分の所得税について適用））などインセンティブ付与のための多くの具体的改善措置を盛り込んだところである。

今後、同計画を着実に実施するとともに、費用対効果を勘案しつつ、以下の取組を推進し、更なる利用促進を図っていく。

① 利用促進計画の推進、見直し

利用促進対象手続のオンライン利用率は 2005 年度（平成 17 年度）12.4%、2006 年度（平成 18 年度）17.1%となっており、IT 新改革戦略で掲げた「2010 年度までに 50%以上」の目標の達成に向けて、更なる利用促進のための取組が必要であることから、追加方策等を集中的に実施し、検討する。

〔2007 年度（平成 19 年度）〕

関係府省は、利用促進計画において 2007 年度（平成 19 年度）中に実施することとした施策を確実に実施するとともに、2008 年度（平成 20 年度）以降に実施すると定めた措置についても、できる限り早期に実施することを検討する。併せて、電子政府評価委員会の指摘等に基づく以下の事項について、追加方策等を精力的かつ具体的に検討する。

- ・ 手続単位ではなく、転居や結婚、出産、退職などのライフイベント単位で、利用者の行動フローを分析した上で、オンラインを利用することの利点を活かした申請手続等の見直し
- ・ 登記情報提供サービスにおける照会番号制度の活用等による手続の簡素化
- ・ 企業内情報システムを活用した各種手続については、企業内データを直接活用できるようなシステムの構築

- ・ 処理時間の短縮
- ・ 書面申請時に認印を使用していた手続における本人確認方法の簡素化
- ・ 添付書類の省略・廃止及び電子化
- ・ 行政経費の低減を反映した手数料の見直し
- ・ 利用（申請等）可能な期間・時間帯の延長

〔2008 年度（平成 20 年度）以降〕

「2010 年度までに 50%以上」の目標を達成するため、内閣官房及び総務省を中心として、2007 年度（平成 19 年度）までの利用促進計画の取組実績及び目標達成状況等を踏まえて、2008 年度（平成 20 年度）のできる限り早期に、2010 年度（平成 22 年度）までの取組方針を策定する。

また、関係府省は、取組方針を受けて、2010 年度（平成 22 年度）までを目標期間とする新たな利用促進計画を 2008 年度（平成 20 年度）中頃を目途に策定し、CIO 連絡会議に報告する。

関係府省の PMO は、利用促進計画の推進や追加方策等の検討を責任を持って統括することとする。

② 利用促進計画の対象外の手続

オンライン利用促進による利便性及び業務の効率性向上の効果が大きいことから、各府省は、利用促進対象手続^(注)に優先的に取り組むこととするが、それ以外の手続についても、同種の手続については同様の措置を講ずるなど利用促進対象手続の検討結果を踏まえつつ、添付書類の省略・廃止及び電子化、本人確認方法の簡素化、行政経費の低減を反映した手数料の見直し、処理時間の短縮、利用（申請等）可能な期間・時間帯の延長、その他のインセンティブ付与等の利用促進に向けた措置の実施・検討を進める。

また、利用促進計画の対象外の手続については、申請等手続のオンライン利用件数、利用率等を踏まえ、費用対効果等の観点から申請システムの効率化等について検討する。

(注) オンライン利用促進対象手続は、年間申請等件数が多い（10 万件以上）ものなどを選定してお

り、2007 年（平成 19 年）3 月の改正により 175 手続から 165 手続に変更されたが、これらの手続の件数は、2006 年度（平成 18 年度）末において、国に対する申請等件数の 87.4%を占めている。

(2) 利用者に身近な手続のオンライン利用促進

① 商業・法人登記申請及び不動産登記申請のオンライン化の推進

商業・法人登記申請及び不動産登記申請のオンライン化については、これまでに登記申請書作成支援ソフトの入力画面の改善や登記情報提供サービスの利用料金の値下げ（利用料金については、2006 年度（平成 18 年度）及び 2007 年度（平成 19 年度）の二度にわたり値下げを実施^(注1)）等の措置を講じるなど、オンライン化の推進を図ってきた。引き続き、2008 年（平成 20 年）1 月のオンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除^(注2)の措置施行までにオンライン申請が可能な登記所を全国の登記所の 9 割程度以上まで拡大することを目指すとともに、オンライン登記申請に必要なパソコンの環境を設定するツールの開発、オンライン登記申請を模擬的に体験可能な環境の開発等の追加措置により利用者の利便性の向上を図る。

（注 1）全部事項の利用料金については、2006 年（平成 18 年）4 月に 950 円から 770 円に値下げされ、さらに、2007 年（平成 19 年）4 月、480 円に値下げされた。また、所有者事項の利用料金については、2006 年（平成 18 年）4 月、440 円から 270 円に値下げされ、さらに、2007 年（平成 19 年）4 月、170 円に値下げされた。

（注 2）2008 年（平成 20 年）1 月 1 日から 2009 年（平成 21 年）12 月 31 日までの間に、以下の登記の申請をオンラインで行った場合には、当該登記の登録免許税の 10%に相当する額（5,000 円を上限とする。）を控除。

- ① 不動産登記のうち、所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権の設定登記
- ② 商業・法人登記のうち、株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記

② 国税関係手続のオンライン利用促進

e-Tax（国税電子申告・納税システム）については、2004 年（平成 16 年）2 月の導入以来、対象手続及び受付時間の拡大並びに税理士関与の場合には、納税者本人の電子署名を省略するなどの一部電子署名の省略、e-Tax ソフトのダウンロード方式による配付、早期還付によるインセンティブ措置、確定申告期間における 24 時間受付など機能・運用の改善に取り組むとともに、積極的な広報・周知に努めてきた結果、利用促進計画を定めた手続の利用状況は、2005 年度（平成 17 年度）約 13

万件であったものが、2006 年度（平成 18 年度）は約 106 万件となり、前年度と比較し約 8 倍の増加となっている。

2007 年度（平成 19 年度）以降、利用促進計画に基づき、所得税の電子申告における第三者作成書類の添付省略、来署した納税者の本人確認を前提に本人の電子署名なしでの電子申告を可能とするほか、税理士会や関係民間団体を通じた電子申告研修会の実施などに取り組み、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設^(注)等を契機とした公的個人認証など認証基盤の普及拡大にあわせ、e-Tax の普及を図る。

(注) 電子証明書を有する個人が、2007 年（平成 19 年）分又は 2008 年（平成 20 年）分の所得税の確定申告書の提出を、その者の電子署名及び電子証明書を付してその年の翌年 3 月 15 日までに電子申告により行う場合には、その年分の所得税額から 5,000 円（その年分の所得税額を限度）を控除。

③ 社会保険・労働保険関係手続のオンライン化の推進

社会保険・労働保険関係手続のオンライン化については、これまで、社会保険労務士が社会保険関係手続の代行を行う場合に ID・パスワードの利用により事業主の電子証明書を不要とする対応、企業等のデータを活用して効率的に申請データを作成することができる磁気媒体届書作成プログラムを利用した社会保険関係手続の電子申請の推進、従業員の採用・退職等の契機を同一として事業主が行う主要手続をワンストップで行うための「グループ申請」の導入、住基ネットとの連携による年金受給者が行う現況届に係る手続の原則省略、健康保険・厚生年金被保険者資格取得届等における年金手帳の添付省略など、申請者の利便性向上等の観点から様々な取組を実施してきている。

2007 年度（平成 19 年度）以降においては、事業主の電子署名に代わる ID・パスワードについて、ワンストップ化を踏まえた社会保険関係手続と雇用保険関係手続との統一的な運用及び発行手続の簡素化を行うほか、磁気媒体届書作成プログラムを利用可能な手続の拡大及び同プログラムを使用してオンライン申請するためのシステム構築に要した費用等に対しては、現行の「情報基盤強化税制」「中小企業投資促進税制」が利用可能であることの周知、住基ネットとの連携による手続の省略の拡大、添付書類の省略等の手続見直しの検討、申請者の意見を踏まえた操作性向上

等のシステム改善、問い合わせ体制の充実、大規模事業所の個別訪問による利用勧奨等の対策に取り組むとともに、オンライン化による業務処理の効率化を図る。

(3) オンライン利用促進に係る評価、見直し等

関係府省は、利用促進計画に基づくオンライン利用の進捗状況等を評価し、今後の利用促進に向けた追加的措置を検討するとともに、その結果について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告する。

電子政府評価委員会から、利用促進計画の見直しを求められた場合には、その結果を踏まえて、利用促進計画の見直しを行うものとする。

(4) 情報の把握、公表等

① オンライン利用状況等の把握、公表

IT 新改革戦略に掲げた目標の達成状況を把握するため、各府省は「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号)第 10 条に基づく情報通信技術の利用に関する状況や、申請等手続のオンライン利用件数、利用率等について、毎年度把握して公表することとする。

利用促進計画の対象である利用促進対象手続の利用状況については、利用促進計画の見直しに活用するため、上記のほか年度途中においても利用率等の把握に努めることとし、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告するものとする。

総務省は、各府省により公表されたオンライン利用状況を取りまとめて、その概要を公表する。利用促進対象手続については、オンライン利用の好事例をアピールするなど、各府省及び手続ごとの状況を比較できる形で公表する。

② 利用者意見の把握

総務省及び各府省は、利用者視点に立ったオンライン利用の促進を図るため、国に対する申請件数の多い企業等に対するアンケートやヒアリング、電子政府推進員の意見等を通じて、手続ごとに利用者の特性を踏まえたニーズや利用者の心理・満足度等の把握に努め、利用促進計画の推進及び見直し並びに計画対象外手続の利用促進の検討に活用するものとする。

また、4 月に経済財政諮問会議がまとめた「成長力加速プログラム～生産性 5 割

増を目指して～」(2007 年(平成 19 年)4 月 25 日経済財政諮問会議決定)において、
「IT 戦略本部にいわゆるオンブズマン機能を持たせ、国民のための電子申請手続に関する苦情を含めた提案を受け付け、受け付けた内容とその処理結果を来年度から公表する。」こととされたことから、提案の受付から公表までのスキームについて、内閣官房を中心に検討し、2007 年(平成 19 年)末までに結論を得るものとする。

(5) ワンストップサービスの推進

① 国・地方を超えた包括的な電子行政窓口サービスの実現

電子申請の利便性の飛躍的高まりを国民・企業が実感できる環境を実現し、電子行政サービスが基本の社会の構築を一層推進するため、「国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービス等の実現」が重点計画に盛り込まれたところである。この実現に向け、GPM0 の下に官民合同のプロジェクトチームを年内に設置するとともに、2007 年度末(平成 19 年度末)までに、現行の申請・届出等に係るオンライン手続の利用状況の把握及び利用者視点に基づく行動フローの分析やニーズを把握し、課題の抽出及び分析を行う。また、並行して、府省間及び国・地方間のバックオフィス等業務の連携を図るべく、国及び地方での関連業務の棚卸しを行い、モデルとなる業務フローを 2007 年度末(平成 19 年度末)までに策定する。

その上で、2008 年度(平成 20 年度)の早期に次世代電子行政サービスの基本構想を策定する。

② 電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用したワンストップサービスの推進

各府省の汎用受付等システム等については、2006 年度(平成 18 年度)末現在、9 府省が電子政府の総合窓口(e-Gov)(以下「e-Gov」という。)窓口システムへの移行を完了している。移行が完了していない 6 府省は、システムの見直しスケジュール等を踏まえ、費用対効果にも配慮しつつ、汎用受付等システム等の e-Gov 窓口システムへの移行を進め、2007 年度(平成 19 年度)末までに 3 府省、2008 年度(平成 20 年度)末までに 2 府省、2009 年度(平成 21 年度)末までに残る 1 府省の移行完了を目指すこととする。

総務省は、e-Gov 窓口システムについて、各府省の協力を得て、2007 年度(平成 19 年度)末までのできる限り早期に、関連する手続の組合せの選択から申請までを

一括して行えるグループ申請の機能を設ける。また、費用対効果にも配慮しつつ、利用者の利便性向上のために有効な機能拡充等の必要な措置を講ずる。

③ 輸出入及び港湾・空港手続のシングルウィンドウサービスの推進

「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき整備することとされている、「府省共通ポータル」について、2008 年（平成 20 年）10 月の稼働に向け、関係府省が協力し着実に整備を進める。

また、「貿易手続改革プログラム」（平成 19 年 5 月 14 日アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流（貿易関連手続等）に関する検討会」）に基づき、主要港や地方港によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化を進め、次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）稼働後できる限り早期に機能追加を図るなど、真に利便性の高いシステムに向け、利用者の立場に立って継続的な見直しを行う。

④ 自動車保有手続のワンストップサービスの推進

2005 年（平成 17 年）12 月に東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の 4 都府県で開始した自動車保有手続のワンストップサービスの稼働地域は、現在、岩手県、群馬県、茨城県、埼玉県、静岡県、兵庫県を加え 10 都府県に拡大された。警察庁、総務省及び国土交通省は、今後も更なる拡大を目指し、地方公共団体に対して、ワンストップサービスの早期稼働、利用率向上に向けた取組を要請する。

また、利用促進を図るため、2007 年度（平成 19 年度）中に公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするようシステム改修を行うとともに、聞き取り調査等を行い、利用率が 50%を超える見込みのある手続についてはワンストップサービス対象手続として順次拡大する。さらに、広報・普及活動として、インセンティブ措置である自動車販売店の代行手数料の引下げについて、業界団体等を通じて PR していく。

(6) 行政情報の電子的提供の充実等

① 各府省における行政情報の電子的提供の充実等

各府省は、引き続き、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JISX8341-3）（以下「ウェブコンテンツ JIS」と言う。）を踏まえた高齢者・障害

者に配慮したホームページの作成等を進め、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供に努めるとともに、より利用者のニーズに合わせた有用なコンテンツなど関連情報の提供等を逐次実施し、その充実・促進を図る。

② 行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化の着実な推進

各府省は、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」（2005 年（平成 17 年）8 月 24 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に定める見直し計画に沿って、複数の情報提供サイトに係るインターネット接続口及び機器等の集約を図るとともに、個別のデータベースによる情報提供から既存のホームページの検索機能を活用した情報提供へ切り替えるなどのデータベースシステムの見直しを進めており、2006 年度（平成 18 年度）末現在、8 府省が情報提供サイトの集約を、14 府省がデータベースシステムの見直しをそれぞれ完了している。これらの集約及び見直しを完了していない府省のうち、情報提供サイトの集約が完了していない 11 府省においては 2010 年度（平成 22 年度）までに、また、データベースシステムの見直しが完了していない 4 府省においては 2007 年度（平成 19 年度）までに、それぞれの見直し計画に沿って、引き続き、情報提供サイトの集約、データベースシステムの見直しを進める。

③ e-Gov の拡充、利用者支援等

総務省は、国民等利用者が必要な行政情報に円滑に到達可能となるよう、各府省等の協力を得つつ、e-Gov について、2007 年度（平成 19 年度）以降、手続案内からの各府省等のホームページの当該情報へのリンクなど、より分かりやすい行政情報、手続案内等の提供を推進するとともに、引き続き、関係機関、地方公共団体の提供する情報との連携を図るほか、英語版 e-Gov ホームページの作成及び携帯電話等モバイル機器による e-Gov の利用について検討する。

また、e-Gov の利用者支援を行う電子政府利用支援センターについて、2007 年度（平成 19 年度）末までに、国民等利用者からの問い合わせに的確かつ可能な限り一次的に対応が行えるよう、FAQ（よくある問い合わせと回答）を充実させるなど、迅速な回答・案内を行うために必要な措置を講ずる。

e-Gov については、より多くの国民に活用されるポータルサイトを目指して、ウェブコンテンツ JIS を踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等すべての人々の利用しやすさなどに配慮しつつ、引き続き、分かりやすさの向上や周知に努める。

(7) 電子政府の広報、普及・啓発

電子政府の利用を促進するため、関係府省で対応している手数料の引下げ、オンライン登記申請に係る登録免許税の税額控除や電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設、申請時間帯の拡大等既に実施されているインセンティブ措置等施策の内容を広く利用者に周知し、実際の利用拡大に結びつけるため、関係府省が連携し、国民等利用者に対して分かりやすく、かつなじみやすいパンフレットやポスターを作成するなど、より一層効果的な広報、普及・啓発活動を推進する。特に 2008 年（平成 20 年）1 月から施行される電子政府を推進するための税制に関しては、その効果を最大限発揮するため、集中的に広報、普及活動に取り組む。

また、国民等に対し、引き続き、年間を通じて受付窓口等においてオンラインによる申請等が可能であることを積極的に周知するとともに、受付窓口等で利用者等にオンラインによる申請等を体験してもらうなど、オンラインによる申請等を積極的に周知する。また、オンライン利用の方法やメリット等についての照会に適切に対応できるよう担当職員への周知徹底を図る。

2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化

(1) 業務・システム最適化のモニタリング等

総務省は、最適化指針との整合性確保等の観点から、CIO 連絡会議の下、引き続き、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、各府省からの最適化の進捗状況報告等を通じて、最適化計画に基づく最適化の進捗状況や経費削減などの効果の発現状況を確認するなどのモニタリングを行う。また、その結果を電子政府評価委員会に報告することにより、同委員会における各府省の取組状況の評価・公表に資する。

各制度官庁においては、電子政府評価委員会の評価の結果を予算や組織・定員管理等に活用する。

(2) 業務・システム最適化の実施

各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。各府省における各業務・システムの最適化の実施に当たり、情報システムの統一化、起案・決裁を始めとする業務処理の標準化・自動化、手続の簡素化等を図るとともに、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。

また、いわゆる国の旧式（レガシー）システム^(注)（以下「レガシーシステム」という。）に係るデータ通信サービス契約については、必要に応じて国庫債務負担行為を活用し、2007 年度（平成 19 年度）からは当該契約を取りやめることとしている。これに加えて、引き続き、特定の事業者依存しないオープンシステムへの移行等のシステム構成の見直し、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

(注) 中央省庁において、年間 10 億円以上の経費を要する情報システムであって、次のいずれかに該当するもの。

- ①汎用コンピュータ、オフコン（開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した中型コンピュータ）を使用したシステム及びこれらに接続するためのシステム
- ②平成 6 年以降、随意契約が継続しているシステム

① 人事・給与等業務・システム最適化

人事・給与等業務・システムについては、より一層の効果を上げる観点から、それまでの各府省が個別に導入することを前提とした開発を見直し、原則として、集中管理方式へ移行することとし、担当府省において必要なシステム改修を行うこととする。このため、各府省は個々に整備・運用していた既存のシステムを廃止し、原則として、2010 年度末（平成 22 年度末）までに集中管理方式の人事・給与関係業務情報システムを導入するものとする。

② 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（2004 年（平成 16 年）9 月 15 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、

2006 年（平成 18 年）8 月 31 日一部改定）について、費用対効果の観点から最適化の実施内容、スケジュールを見直し、2008 年度（平成 20 年度）早期に最適化計画を改定する。

③ 文書管理業務の業務・システム最適化

文書管理業務の業務・システム最適化計画（2007 年（平成 19 年）4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2008 年度（平成 20 年度）末までに、政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備する。これにより、文書管理業務・システムについて、業務処理過程の電子化による業務の効率化・高度化及び経費の削減を含めたシステムの効率化・高度化を図る。

④ 職員等利用者認証業務の業務・システム最適化

職員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画（2007 年（平成 19 年）4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2007 年度（平成 19 年度）末までに、利用者認証情報の体系及び管理業務の標準化に向けたガイドラインを作成するとともに、2008 年（平成 20 年）末までに、識別コード（ID）、パスワードなどの利用者認証情報の体系及び利用者認証機能等を政府全体で共通化し、一元的に管理・提供するため、職員等利用者共通認証基盤（「GIMA」（Government Identity Management for Authentication））を整備する。

これらにより、利用者認証に係る業務・システムの効率化、安全性・信頼性向上及び職員等利用者の利便性向上を図る。

⑤ 各府省に共通するシステムの共同利用化の推進

業務の効率化や運用経費の縮減を図り、業務・システムの最適化効果を最大限に高めるため、2009 年（平成 21 年）1 月を目途に、府省共通システムにおいて共通的に利用される基盤機能及び施設・設備を具備する府省共通システムの基盤（以下「共同利用システム基盤」という。）を整備し、職員等利用者共通認証基盤から共同利用を開始する。その後、文書管理システム、人事・給与関係業務情報システム、電子政府の総合窓口（e-Gov）等のシステムが順次参画することにより、更なる政府全体の業務・システムの最適化を目指す。

共同利用システム基盤の運用主体に関しては、当面、総務省とするが、対象システムの増加が見込まれる 2010 年（平成 22 年）4 月以降については、当該基盤の運用等を効率的かつ確実に実施する観点から、公的な主体にアウトソーシングすることも含め実施体制の在り方について検討する。

⑥ 社会保険業務の業務・システム最適化

社会保険業務の業務・システムの最適化については、これまで、コールセンター機能や年金加入状況等の情報提供の充実等による国民サービスの向上、業務の集約化や定型業務の外部委託化の推進、レガシーシステムのオープン化等を実現するための取組を計画的に進めてきている。2007 年度（平成 19 年度）以降においては、社会保険庁改革への的確な対応、年金記録の確認・整備の実施など、年金制度に対する国民の信頼回復に向けた重点的な取り組みが求められる中、国民のニーズに応じた更なるサービスの向上を図るとともに、必要に応じて最適化計画の見直しを行い、効率的で信頼される業務・システムの構築に取り組むものとする。

(3) GPMO との調整

府省共通業務・システムの担当府省は、府省共通業務・システムの最適化を推進するに当たり、総合調整機能を担う GPMO と十分な調整を行うものとする。

(4) 関連する情報システム間の連携

政府全体の最適化を推進するため、府省共通業務・システム担当府省は、担当する情報システムと関連する他の府省共通業務・システム等との間で、必要に応じて府省共通システム担当府省連携・調整会議等を活用しつつ、システム相互にやり取りされるデータ項目や連携方法等を含めた仕様調整を行うなど積極的な連携を図る。

(5) 業務・システム最適化の評価、見直し等

業務・システムの最適化の取組は、一過性のものではなく、最新の技術動向等を踏まえ、PDCA サイクルによる不断の改善を通じ、個々の業務・システムの最適化にとどまらず、全体最適の観点から、更なる最適化の拡大・推進を図る必要があることから、各府省においては、最適化指針に沿って毎年度の最適化実施状況の把握・評価等を行

う（府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては担当府省が中心となって行う。）。また、毎年度の各業務・システムの最適化実施状況及びその評価等について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告する。

目標値等を達成できない場合には、各府省の PMO の評価結果や電子政府評価委員会の評価結果も厳正に受けて、システム開発の中止、業務・システムの廃止を含めた見直しを直ちに行う。

(6) 府省共通業務・システムの見直し

以下に掲げる府省共通業務・システムについては、選択と集中の観点から最適化実施の可否についてそれぞれ見直しを行った結果、いずれも業務・システム全体の経費削減、効率化・合理化等の効果の確実な発現が見込まれないことが明らかとなったため、最適化対象業務・システムから除外する。

- ・ 研修・啓発業務
- ・ 苦情・相談対応業務
- ・ 地方公共団体に対する調査・照会業務
- ・ 国家試験業務

3 情報システムに係る政府調達改善

(1) 情報システムの戦略的な調達

各府省は、調達手続のより一層の透明性・公平性を確保し、技術力のある企業に対する競争参加機会の拡充等を図るため、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007 年（平成 19 年）3 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「調達指針」という。）に基づく下記の取組を含め、国庫債務負担行為の活用、随意契約から一般競争入札等への移行等情報システムの戦略的な調達のための具体的取組を強力に推進する。

① 分離調達の実施

各府省は、設計・開発の予定価格が 5 億円以上と見込まれる特定情報システムについては、調達計画書に沿って、原則として、情報システムの方式による分離調達、ハードウェアとソフトウェアの分離調達及び運用・保守等の工程の分離調達を実施する。

② 標準技術の活用

各府省は、調達仕様書の明確化と中立性確保のため、調達仕様書の内容について、提案に不可欠な情報を具体的・網羅的に記載するとともに、オープンな標準に基づく要求要件の記載を優先することとする。

なお、ソフトウェアの調達に当たっては、最適化指針に沿って、汎用パッケージソフトウェアの優先的な活用を検討する。

③ 情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充

各府省は、調達計画書、調達仕様書案等を情報システムに係る政府調達事例データベースに着実に登録する。総務省は、調達計画書等の登録のため、現行の同データベースの改修を行う。

(2) 情報システムに係る政府調達のモニタリング等

内閣官房は、調達指針に基づき、総務省の協力を得て、調達指針に基づく取組の実施状況に係るフォローアップを行う。

また、総務省は、調達指針に基づき作成した実務手引書を、上記フォローアップの結果等を踏まえ適時適切に見直すとともに、事業者等からの苦情の受付、各府省の調達担当課室に対する調達計画書及び調達仕様書についての助言等のモニタリングを行う。

(3) 外部委託の推進

各府省は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえてセキュリティを確保しつつ、職員による判断を必要とする業務を除き、引き続き積極的に外部委託を推進する。

(4) システム開発経費に係る積算の精度の向上

政府全体として統一的にシステム開発経費に係る積算の精度を向上するため、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、毎年度のシステム開発経費標準積算書の報告等の各府省からの協力を得て、システム開発規模、所要工数、費用等について、継続

的に調査・分析を行い、システム開発経費に係る積算の精度の向上の実現に向けた検討を行う。

(5) 予算要求時の積算の妥当性確保

各府省は、予算要求に当たり、複数業者から見積等の情報を入手するなど、引き続き積算の妥当性の確保に努める。

(6) 調達事務の軽減等

事業者側と府省側双方の調達に係る事務負担軽減等を図るため、各府省は、競争入札を行うに当たっては、電子入開札システムによることを原則とするなどの措置を講ずる。

また、情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充等を通じて調達仕様書等の情報共有を図ることにより、調達業務の標準化・効率化を推進する。

4 全体最適化に向けた諸課題への取組

(1) 情報システムに係る各種情報の把握等

① 情報資産台帳の整備

各府省のPMOは、府省内の業務・システムを網羅的に把握するため、情報資産（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）に関する情報を記載した情報資産台帳を2007年度（平成19年度）末までに整備する。

各府省は情報資産台帳を適切に維持管理し、既存の業務・システムの対象範囲の見直し、小規模業務・システムの見直し、電子政府基本調査への活用等、更なる最適化の拡大・推進に活用する。

② 電子政府基本調査の実施

総務省は、各府省における電子政府推進のための取組の実施状況及び独立行政法人等の業務・システムに関する取組の実施状況を把握するため、電子政府基本調査を毎年度実施し、その結果を公表する。2008年度（平成20年度）以降の各府省についての調査は、各府省が整備する情報資産台帳を活用しつつ実施する。

③ 諸外国の情報把握

総務省は、電子政府の主要国の実情を把握し、我が国の電子政府における PDCA サイクルの確保・運用等に活用する。

(2) 情報セキュリティ対策等

① 効果的な情報通信技術の導入

各府省は、IPv6 等普及が見込まれる情報通信技術について、適用する範囲とその効果を明確にした上で、その効果的な導入を図る。

IPv6 については、各府省は、「電子政府システムの IPv6 対応に向けたガイドライン」(2007 年(平成 19 年)3 月 30 日総務省)を参考として策定する IPv6 対応化のための具体的な計画において、対応すべき範囲、対応化による効果、移行スケジュール等の具体化を進める。

② 情報セキュリティ対策

各府省は、情報セキュリティ対策の PDCA サイクルを定着させるため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第 2 版)」(2007 年(平成 19 年)6 月 14 日情報セキュリティ政策会議決定)等に沿って、各府省自らが実施する自己点検及び監査、並びに内閣官房情報セキュリティセンターが実施する検査・評価を踏まえ、情報セキュリティ対策の改善措置を適切に講ずる。

また、各府省は、各府省情報セキュリティ対策基準(情報セキュリティポリシー)に基づき情報セキュリティ対策のための具体的措置を引き続き実施するとともに、情報システムの企画・設計段階から情報セキュリティを確保するための取組を推進し、情報システムの安全性・信頼性の確保を着実に進める。

③ 府省共通的なセキュリティ機能向上の推進

内閣官房及び総務省は、各府省の情報システムにおけるセキュリティ機能向上の取組を統一的に推進するため、府省共通的なプラットフォーム^(注)の構築・整備に関し、関係府省、CIO 補佐官等の協力を得て、必要な技術的、機能的検討を進め、2007 年度(平成 19 年度)末までに結論を得る。

各府省は、上記の結論を踏まえ、府省共通業務・システム等において、必要な機

能の実装等セキュリティ機能向上のために適切な対応を図る。

(注) ここでいう「プラットフォーム」とは、政府全体の情報セキュリティ対策の効率的・効果的実施と情報セキュリティ水準の向上を目的として府省共通的に整備すべき事項の総称であり、必要なセキュリティ機能等を実装するための統一的な技術仕様、当該機能等を実現するためのシステム基盤などを含む。

④ 個人情報保護対策

総務省及び各府省は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15 年法律第 58 号)の運用状況等に関する情報を共有するとともに、制度の適切な運用を確保していくために必要な検討を行っていくこととする。

また、法の運用状況等を踏まえ、広報資料の配布や職員への教育研修等を行い、同法の趣旨及び内容等の周知徹底を図ることとする。

Ⅲ 関係機関との連携

1 国、独立行政法人等を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進

(1) 独立行政法人等の業務・システム最適化

独立行政法人等(国立大学法人を含む。)を所管する府省においては、独立行政法人等の業務・システムの最適化を実現するため、国の行政機関の取組に準じて、主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1 億円以上)について、2007 年度(平成 19 年度)末までのできる限り早期に最適化計画を策定し、中期計画や最適化計画等に沿って最適化を着実に実施し、情報システム関係経費削減などの効果を可能な限り早期に発現するなど業務運営の効率化・合理化を推進するよう独立行政法人等に要請するとともに、必要な支援等を行い、連携を図る。

あわせて、調達指針に準じた調達改善の取組の実施、システムの調達の原則競争入札化、ハードウェアとソフトウェアの分離調達の検討、情報システムに係る政府調達事例データベースへの調達案件の登録、内部人材の全体的なレベルアップ等を要請するとともに、必要な支援等を行い、連携を図る。

これらの独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況については、総務省が電子政府基本調査において毎年把握する。

(2) 「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」における意見交換、情報の共有

国、独立行政法人等を通ずる行政の情報化に総合的・一体的に取り組むため、「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」において、独立行政法人等に横断的な課題や国と独立行政法人等に共通の課題等について検討する。

総務省は、毎年の独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況を「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」に報告する。

2 国、地方公共団体を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進

国・地方公共団体を通ずる業務・システムの最適化の取組等について、「電子行政推進国・地方公共団体協議会」において、引き続き、意見の交換、情報の共有を行うとともに、GPMOの下に年内に設置される官民合同のプロジェクトチームにおける検討を踏まえ、国、地方を通じ費用対効果の観点に立った効果的・効率的な電子行政の実現を図る。

3 国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力

国会、裁判所等国の行政機関以外の機関と国の行政機関を通ずる業務・システムの最適化の取組等について、引き続き、これら機関との連携協力により、費用対効果の観点に立った効果的・効率的な電子政府の実現を図る。

(別添)

オンライン利用促進のための 行 動 計 画

(平成 19 年 3 月改定)

府省通し№	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
金融庁 - № 1	生命保険募集人登録事務	生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。	保険業法第276条
金融庁 - № 2	生命保険募集人届出事務	生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合については、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該手続を電子的に行うもの。	保険業法第280条
金融庁 - № 3	損害保険代理店登録事務	損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。	保険業法第276条
金融庁 - № 4	損害保険代理店届出事務	損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合については、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該登録を電子的に行うもの。	保険業法第280条
総務省 - № 1	無線局免許申請	無線局の免許を受けようとする者が、事前に申請書に無線局の目的や開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。	電波法第6条第1項
総務省 - № 2	無線局再免許申請	無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、免許の年月日、及び有効期間の満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。	電波法第6条第1項 無線局免許手続規則第16条第1項
法務省 - № 1 - № 2	不動産登記手続 (№1：不動産登記の申請、№2：不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)	№1： 根拠法令に基づき、不動産登記を申請しようとする者が、登記所に対して登記申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行う。 №2： 不動産登記の登記事項証明書等の交付を請求し、又は登記情報を取得しようとする者が、登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い、又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。	№1： 不動産登記法第16条 №2： 不動産登記法第119条、第120条第121条、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条
法務省 - № 3 - № 4	商業・法人登記手続 (№3：商業・法人登記の申請、№4：商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)	№3： 根拠法令に基づき、商業・法人登記を申請しようとする者が、登記所に対して登記申請書を提出するとともに登録免許税を納付して商業・法人登記の申請を行う。 №4： 商業・法人登記の登記事項証明書等の交付を請求し、又は登記情報を取得しようとする者が、登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い、又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。	№3： 商業登記法第14条 (非訴訟事件手続法第124条において準用する場合を含む) №4： 商業登記法第10条、第11条、第12条、 (非訴訟事件手続法第124条において準用する場合を含む)電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条)
法務省 - № 6	債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求	根拠法令に基づき債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付を請求しようとする者が、登記所に対して、債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続を行う。	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条、第12条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条
法務省 - № 7	成年後見登記に関する証明書の交付請求	後見登記等ファイルに記録されている者等一定の者が、登記所に対し、成年後見登記に関する証明書の交付請求手続を行う。	後見登記等に関する法律第10条
法務省 - № 8	乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可申請	外国人の乗員が船舶等の乗換え等の目的で15日を超えない範囲で上陸を希望する場合に船舶等の長又は運送業者の申請に基づき乗員上陸許可書を発給する手続。	出入国管理及び難民認定法第16条第1項
法務省 - № 9	船舶の長による乗員名簿の提出等	船舶等の長又は運送業者は、船舶の場合は入港時より24時間前までに、航空機の場合は入港前に船舶等の乗員名簿を提出する。	出入国管理及び難民認定法第57条第1項及び同3号
財務省 - № 1	積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出（外国貿易船）	開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、あらかじめ当該外国貿易船の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易船が開港に入港したとき、船長は入港の時から二十四時間以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出しなければならない。（主な利用者：船会社、船舶代理店）	関税法第15条第1項、第3項
財務省 - № 2	積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出（外国貿易機）	税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、あらかじめ当該外国貿易機の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易機が税関空港に入港したとき、機長は直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。（主な利用者：航空会社）	関税法第15条第7項、第9項
財務省 - № 3	貨物の積卸しについての書類の呈示	船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。	関税法第16条第2項
財務省 - № 4	出港届の提出（許可）	外国貿易船及び外国貿易機が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。	関税法（昭和29年法律61号）第17条第1項
財務省 - № 5	執務時間外における貨物の積卸しの届出	行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸をし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。	関税法第19条

財務省	- № 6	外国貨物仮陸揚の届出	外国貨物を仮に陸揚しようとするときは、船長又は機長は、税関にあらかじめその旨を届け出なければならない。	関税法第21条
財務省	- № 7	内国貨物である船用品又は機用品の積込承認申請	内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。	関税法第23条第2項
財務省	- № 8	外国往来船又は外国往来航空機と陸地との交通の許可申請	本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。	関税法第24条第1項
財務省	- № 9	外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請	本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が、貨物の授受を目的とするものであるときは、その交通は、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。	関税法第24条第2項
財務省	- № 10	保税運送（包括）承認	外国貨物を開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置の許可を受けた貨物を蔵置する場所相互間で、外国貨物のまま運送しようとする者は、貨物の品名、数量、運送先等を税関に申告し承認を受けなければならない。（運送の状況やその他の事情を勘案して、税関長が取締り上支障がないと認める場合は、1年の範囲内で包括して承認することも可能。）	関税法第63条第1項
財務省	- № 11	輸入（納税）申告（輸入許可前引取り承認申請を含む。）	・申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。（第7条） ・特例申告を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可の日の属する月の翌月末日までに税関長に提出しなければならない。（第7条の2） ・貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。（第67条） ・輸入申告の後輸入の許可前に貨物を引き取ろうとする者は、税関長の承認を受けなければならない。（第73条第1項）	関税法第7条、第7条の2第2項、第67条、第73条第1項
財務省	- № 12	輸出申告	貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。	関税法第67条
財務省	- № 13	臨時開庁承認申請	行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、税関の臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。	関税法第98条
財務省	- № 14	積卸コンテナ一覧表の提出	輸入税の免除を受けてコンテナを輸入又は輸出しようとする者は、当該コンテナの種類、記号、番号、積卸する船舶等の名称、及び国産コンテナの特例に係る表示をしているコンテナについてはその旨を積卸コンテナ一覧表に記載し、積卸を行う場所を管轄する税関官署へ提出することを以て、関税法第67条の規定による申告があったものとみなす。	コンテナに関する通関条約第2条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第2条
財務省	- № 15	納税証明書の交付請求	納税証明書は申告・納付した納税額、所得金額及び未納の税額がないこと等について証明するものであり、納税者が融資申込みや資格審査等の添付書類として使用するため、必要となる都度、税務署等へ交付請求を行うものである。	国税通則法第123条第1項
財務省	- № 16	消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより消費税の課税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に課税事業者となった旨を届け出る手続。	消費税法第57条第1項第1号
財務省	- № 17	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより消費税の免税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に免税事業者となった旨を届け出る手続。	消費税法第57条第1項第2号
財務省	- № 18	所得税の青色申告承認申請	個人が青色申告の承認を受けようとする場合の手続きで納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第144条、第166条
財務省	- № 19	所得税の青色申告の取りやめ届出	青色申告の承認を受けていた方が、青色申告書による申告を取りやめようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第151条第1項
財務省	- № 20	個人事業の開廃業届出	新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときの手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第229条
財務省	- № 21	青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。	所得税法第57条第2項
財務省	- № 22	酒類の販売数量等報告書	酒類販売業者が1会計年度の酒類の販売数量等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続。	酒税法第47条第4項
財務省	- № 23	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書	酒類小売業者が未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続。	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条

～ 目 次 ～

財務省	- № 24	更正の請求書	納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるなどの場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる。	国税通則法第23条第3項等
財務省	- № 25	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書（支払通知書）（及び同合計表）	オープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項2号・8号
財務省	- № 26	株式等の譲渡の対価の支払調書（及び同合計表）	居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、株式等の譲渡の対価の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項10号
財務省	- № 27	生命保険契約等の一時金の支払調書（及び同合計表）	生命保険契約等に基づいて支払う保険金や解約返戻金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項4号・8号
財務省	- № 28	生命保険契約等の年金の支払調書（及び同合計表）	生命保険契約等に基づいて支払う年金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項4号・8号
財務省	- № 29	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書（及び同合計表）	損害保険契約等の満期返戻金及び解約返戻金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項5号・8号
財務省	- № 30	保険代理報酬の支払調書（及び同合計表）	生命保険契約又は損害保険契約の代理報酬の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項6号
財務省	- № 31	定期積金の給付補てん金等の支払調書（及び同合計表）	定期積金及び相互掛金の給付補てん金等の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項3号・8号
財務省	- № 32	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書（及び同合計表）	法人の利益の配当、剰余金の分配、基金利息の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項2号・8号
財務省	- № 33	不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項9号
財務省	- № 34	不動産等の譲受けの対価の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の譲受けの対価を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項9号
財務省	- № 35	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項9号
財務省	- № 36	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対して、報酬、料金、契約金及び賞金を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項3号
財務省	- № 37	利子等の支払調書（及び同合計表）	居住者又は内国法人に対し、利子等の支払をした場合に提出する。	所得税法第225条第1項1号・8号
財務省	- № 38	給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）	居住者に対し、俸給、給与、賃金、歳費、賞与其他これらの性格を有する給与を支払った場合に提出する。	所得税法第226条第1項
財務省	- № 39	退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）	居住者に対し、国内において退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与等を支払った場合に提出する。	所得税法第226条第2項
財務省	- № 40	公的年金等の源泉徴収票（及び同合計表）	居住者に対し、公的年金等を支払った場合に提出する。	所得税法第226条第3項
財務省	- № 41	信託の計算書（及び同合計表）	信託の受託者が、信託を受託した場合に提出する。	所得税法第227条
財務省	- № 42	生命保険金・共済金受取人別支払調書（及び同合計表）	生命保険金や共済金の支払をした場合に提出する。	相続税法第59条第1項1号
財務省	- № 43	国外送金等調書（及び同合計表）	金融機関等を通じて国外送金等に係る為替取引を行った場合に提出する。	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条

～ 目 次 ～

財務省 - № 44	先物取引に関する調書（及び同合計表）	商品取引員等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引等について、当該取引に係る差金等決済を行った場合に提出する。	租税特別措置法 第41条の14第4項
財務省 - № 45	特定口座年間取引報告書（及び同合計表）	証券業者等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約により、特定口座の開設を行っている場合に提出する。	租税特別措置法 第37条の11の3第7項
財務省 - № 46	損害保険契約等の年金の支払調書（及び同合計表）	損害保険契約等に基づく年金等を支払った場合に提出する。	所得税法第225条第1項5号・8号
財務省 - № 47	事業年度等を変更した場合等の届出	事業年度等を変更した場合等の手続	法人税法第15条
財務省 - № 48	青色申告書の承認の申請	法人税の確定申告書、中間申告書等を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合の手続	法人税法第122条第1項、第146条、法人税法施行規則第52条、第62条
財務省 - № 49	納税地の異動の届出	納税地の異動をした場合の手続	法人税法第20条、法人税法施行令第18条
財務省 - № 50	内国普通法人等の設立の届出	内国普通法人等を設立した場合の手続	法人税法第148条、法人税法施行規則第63条
財務省 - № 51	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	給与等に係る源泉所得税の納期の特例の承認を受けようとする者が申請する手続	所得税法第217条第1項
財務省 - № 58	給与支払事務所等の開設等届出	給与等の支払者が、国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所を開設等した場合に、その旨を所轄税務署長に対して届け出る手続	所得税法第230条
財務省 - № 59	非課税貯蓄みなし廃止通知書	非課税（マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続	所得税法施行令第45条第5項
財務省 - № 60	非課税貯蓄者死亡通知書	非課税（マル優）の適用を受けていた預金者が死亡した旨の届出があった場合又は死亡したことを知った場合に、当該非課税預金の取扱金融機関がその旨を記載した通知書を提出する手続	所得税法施行令第46条第2項
財務省 - № 61	特別非課税貯蓄みなし廃止通知書	非課税（特別マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続	租税特別措置法施行令第2条の4第3項
財務省 - № 62	国税申告手続（所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税）	個人のその年の所得金額及び納税額について、その個人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。法人が事業年度の所得金額及び納税額について、当該法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。消費税の確定、中間（仮決算）、還付及び修正申告をする。酒類製造者が酒類・酒母・もろみの製造場の所在地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。一括表示又は書式表示の承認を受けた税務署長へ申告書を提出する。	所得税法第120条、法人税法第74条、消費税法第45条第1項、酒税法第30条の2、印紙税法第11条、第12条
厚生労働省 - № 1	食品等の輸入の届出	輸入者等による食品等輸入手続を全国の検疫所窓口にて電子的に処理するもの。	食品衛生法第27条、第28条
厚生労働省 - № 2	就業規則（変更）届出	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を記した書面を添付し、事業場を管轄する労働基準監督署に届け出なければならない。就業規則の変更届出についても同様である。	労働基準法第89条第1項
厚生労働省 - № 3	1年単位の変形労働制に関する協定届	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、1年以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の定めにより特定された週、日において法定労働時間を超えて労働させることができる。	労働基準法第32条の4第4項（第32条の2第2項準用）
厚生労働省 - № 4	時間外・休日労働に関する協定届	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。	労働基準法第36条第1項
厚生労働省 - № 5	概算・増加概算・確定保険料申告書	事業主が、概算保険料、確定保険料等の申告を行う場合、原則毎年4月1日～5月20日までに所轄労働基準監督署、都道府県労働局若しくは金融機関へ提出する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第16条、第19条、同施行規則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項
厚生労働省 - № 6	概算保険料の延納の申請	事業主が、納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険いずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上等の場合、概算保険料申告書提出時に併せて延納申請をすることができる。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第18条、同施行規則第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条

厚生労働省 - № 7	労働保険事務の処理の委託	労働保険事務組合が、労働保険事務の処理を受託したときに、労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由して都道府県労働局長へ提出する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条第1項、同施行規則第60条第1項
厚生労働省 - № 8	保険関係成立届	事業主が、保険成立した（労働者を使用することとなった）日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届ける。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項、同施行規則第4条
厚生労働省 - № 9	名称・所在地等変更届	事業主が、事業の名称・所在地等に変更があった場合、変更があった日の翌日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届け出る。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第2項、同施行規則第5条
厚生労働省 - № 10	休業補償給付の請求 / 休業特別支給金の申請	業務上負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4以上に及び時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業補償給付の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第14条（同法施行規則第13条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）
厚生労働省 - № 11	未支給の保険給付支給の申請 / 未支給の特別支給金支給の申請	労災保険給付等を受ける権利のある人が死亡した時に、死亡した人と死亡当時に生計を同じくしていた人が、所轄の労働基準監督署長に未支給の保険給付支給等の請求を行う。	労働者災害補償保険法第11条（同法施行規則第10条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第15条）
厚生労働省 - № 12	年金たる保険給付の受給権者の定期報告	労災年金受給権者が、厚生労働省から送付する定期報告書で明記されている必要な書類を添付して、生年月日により6月末または10月末までに、年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に提出する。	労働者災害補償保険法第12条の7（同法施行規則第21条）
厚生労働省 - № 13	療養補償給付たる療養の費用の請求	業務上負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサ - ジ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条の2）
厚生労働省 - № 14	療養給付たる療養の給付の請求	通勤によって負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養給付の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第1項）
厚生労働省 - № 15	療養給付たる療養の費用の請求	通勤により負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサ - ジ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の6第1項）
厚生労働省 - № 16	休業給付の請求 / 休業特別支給金の申請	通勤により負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4以上に及び時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業給付の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条の2（同法施行規則第18条の7）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）
厚生労働省 - № 17	特別加入脱退の申請	特別加入者である中小事業主等が特別加入を脱退したいときには、特別加入者が脱退を希望するとき速やかに、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入脱退申請書の提出を行う。	労働者災害補償保険法第35条（同法施行規則第46条の23）、労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）、労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の21）
厚生労働省 - № 18	中小事業主等特別加入の申請	労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している中小事業主が、特別加入の承認申請を行うときには、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入申請書の提出を行う。	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19第1項）
厚生労働省 - № 19	中小事業主等特別加入変更の届出	特別加入者である中小事業主等が、事業主の氏名、事業主が行う事業に従事する者の氏名、従事する業務又は作業の内容及び事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係に変更があったときに、変更事由が生じたとき、遅滞なく、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入に関する変更届の提出を行う。	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19）
厚生労働省 - № 20	療養補償給付たる療養の給付の請求	業務上負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けた日の翌日から2年以内に、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養補償給付の請求を行う。	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条）
厚生労働省 - № 21	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出	業務上負傷し又は疾病にかかり療養補償給付を受けている人が、指定病院等を変更するとき、被災労働者本人が、変更した病院・診療所・薬局を経由し所轄の労働基準監督署に、療養の給付を受ける指定病院等（変更）届の提出を行う。	労働者災害補償保険法第12条の7（同法施行規則第12条第3項）
厚生労働省 - № 22	労働者死傷病報告	事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第97条第1項
厚生労働省 - № 23	雇用保険被保険者資格取得届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者になった場合、その者について、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第6条

～ 目 次 ～

厚生労働省 - № 24	雇用保険被保険者資格喪失届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなった場合、その者について、被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、離職票の交付を必要としないときのみ電子申請が可能。	雇用保険法第7条、同法施行規則第7条
厚生労働省 - № 25	雇用保険被保険者証の再交付の申請	被保険者が、雇用保険被保険者証を滅失又は損傷した場合、「雇用保険被保険者証再交付申請書」を公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第10条
厚生労働省 - № 26	雇用保険被保険者区分変更届	事業主が、その雇用する被保険者について被保険者区分の変更が生じた場合、その者について、被保険者区分の変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者区分変更届」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第12条の2
厚生労働省 - № 27	雇用保険被保険者転勤届	事業主が、その雇用する被保険者を転勤させた場合、転勤の事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者転勤届」を、転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第13条
厚生労働省 - № 28	雇用保険被保険者氏名変更届	事業主が、その雇用する被保険者が氏名を変更した場合、すみやかに「雇用保険被保険者氏名変更届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第14条
厚生労働省 - № 29	休業開始時賃金月額証明書	事業主が、その雇用する被保険者が雇用保険法第61条の4第1項等に規定する休業（育児休業・介護休業）を開始したときに、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第14条の2第1項
厚生労働省 - № 30	雇用保険の事業所の各種変更の届出	事業主が、事業主の氏名若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、事業の種類又は概要に変更があった場合、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第142条
厚生労働省 - № 31	公共職業訓練等受講届及び通所届	受給資格者が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったときに、速やかに「公共職業訓練等受講届・通所届」を管轄公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第15条第3項、同法施行規則第21条
厚生労働省 - № 32	受給期間延長の申請	被保険者であった者又は受給資格者が、受給期間内に、妊娠・出産・育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合、その要件に該当するに至った日の翌日から起算して1ヵ月以内に、又は 受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合、定年等の理由により離職した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、「受給期間延長申請書」を住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第20条、同法施行規則第31条、第31条の3
厚生労働省 - № 33	再就職手当の申請	基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、安定した就職（就業又は事業開始）をした場合、就職日又は事業開始日の翌日から起算して1ヵ月以内に、「再就職手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第56条の2、同法施行規則第82条の7
厚生労働省 - № 34	教育訓練給付金の申請	一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、その受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に「教育訓練給付金支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合のみ電子申請が可能。	雇用保険法第60条の2、同法施行規則第101条の2の8
厚生労働省 - № 35	高年齢雇用継続基本給付金の申請	一般被保険者が、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合、初回については最初に支給を受けようとする支給申請月の初日から起算して4ヵ月以内に、次回以降の申請は、公共職業安定所長の指定する申請月中に、「高年齢雇用継続基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第61条、同法施行規則第101条の5
厚生労働省 - № 36	育児休業基本給付金の申請	一般被保険者が、1歳未満の子を養育するための休業（その後の期間において保育所における保育の実施が行われない等の理由により休業を取得する場合は1歳6ヵ月未満の子を養育するための休業）を取得した場合、初回については最初に支給を受けようとする支給単位期間の初日（育児休業開始日）から起算して4ヵ月を経過する日の属する月の末日までに、次回以降の申請については、公共職業安定所長の指定する期間に、「育児休業基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第61条の4、同法施行規則第101条の13
厚生労働省 - № 37	雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	被保険者が、最初に高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするとき又は最初の支給申請書提出時に、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票」（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第101条の5第1項、第101条の8、職業安定局長通達（平成7年3月31日付職発第218号）
厚生労働省 - № 38	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	離職票を滅失又は損傷した者が離職票の再交付を受けようとする場合、当該離職票を交付した公共職業安定所に対し、離職票の再交付申請を行う。	雇用保険法施行規則第17条第4項
厚生労働省 - № 39	就業促進手当（就業手当）の申請	基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就職した場合、原則として失業の認定日に「就業手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、継続就職するなど以後失業の認定の必要のないときのみ電子申請が可能。	雇用保険法第56条の2、同法施行規則第82条の5
厚生労働省 - № 40	療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める報告事項	療養の給付について地方社会保険事務局長に行う定期的（毎年）に行う報告	保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の3
厚生労働省 - № 41	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	事業主は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。（ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く）。	健康保険法施行規則25条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則18条 厚生年金保険法

厚生労働省 - № 42	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	事業主は、被保険者の報酬月額について、昇（降）給等により固定的賃金が変動し、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じた場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。	健康保険法施行規則26条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 43	健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書	事業主は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に申出書を提出する。	健康保険法施行規則135条 健康保険法、船員保険法施行規則96条の3の4 船員保険法、厚生年金保険法施行規則25条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 44	健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届	事業主は事業所に関する届出内容について変更になったときは、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出を行う。	健康保険法施行規則30条、31条、35条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 45	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用したときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則24条、43条 健康保険法、船員保険法施行規則7条、8条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則15条、16条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 46	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき（退職、死亡したとき等）は社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則29条、51条、52条、59条、99条 健康保険法、船員保険法施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7 船員保険法、厚生年金保険法施行規則22条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 47	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	被保険者の資格を喪失した者が、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者資格を有し、継続して健康保険の被保険者となる場合には社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請を行う。	健康保険法施行規則42条
厚生労働省 - № 48	健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書	任意継続被保険者が、他の健康保険の被保険者となった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請しなければならない。	健康保険法施行規則15条の2、51条、52条、59条、99条
厚生労働省 - № 49	保険料等還付請求書	保険料を前納しており、その前納期間が経過する前に被保険者の資格を喪失したとき、その未経過の期間に係る保険料について還付を受けようとする場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求書を提出する。	健康保険法施行規則141条 健康保険法、船員保険法施行規則101条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則88条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 50	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、地方社会保険事務局長等に届出なければならない。	健康保険法施行規則36条、47条、48条、59条、99条 健康保険法、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7 船員保険法、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 51	健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険被保険者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失き損無余白再交付申請書	被保険者は、被保険者証等がき損、滅失又は余白が無くなったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に申請しなければならない。船員保険被保険者等より生計を維持されている被扶養者が同居しなくなったときは、遠隔地被扶養者証の交付申請ができる。	健康保険法施行規則47条、49条、59条、99条、114条 健康保険法、船員保険法施行規則17条の2、17条の5 船員保険法
厚生労働省 - № 52	健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員保険被保険者家族療養費支給申請書	被保険者は、やむを得ない事情や国外で自費診療を受けたとき、又は、標準負担額減額の申請をできなかったとき、後日払い戻しを受ける場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。（主な利用者：被保険者、代理申請率：－％）	健康保険法施行規則61条、66条、83条 健康保険法、船員保険法施行規則24条の2の8、42条、43条、45条 船員保険法
厚生労働省 - № 53	健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書	健康保険被保険者は、療養のために労務に服することができない期間で、報酬の支払いがない場合（又は報酬が傷病手当金の額よりも少ない場合）、労務に服することができなくなった初日から起算して第4日目より傷病手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。船員保険被保険者等は、疾病又は負傷による療養のため職務に服することができない場合は傷病手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則84条 健康保険法、船員保険法施行規則44条、44条の2 船員保険法
厚生労働省 - № 54	健康保険被保険者家族埋葬料（費）請求書、船員保険被保険者家族葬祭料（費）請求書	健康保険被保険者、船員保険被保険者等が死亡したとき、被保険者により生計を維持していた者が埋葬（葬祭）を行う場合は、埋葬（葬祭）料を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。埋葬（葬祭）料の支給を受けるべき者がいない場合、埋葬（葬祭）を行った者は、埋葬（葬祭）料の額の範囲内で、実際に要した費用に相当する金額を地方社会保険事務局長等に請求することができる。	健康保険法施行規則51条、59条、85条、118条、122条、96条 健康保険法、船員保険法施行規則82条の15、82条の16、82条の17 船員保険法
厚生労働省 - № 55	健康保険被保険者家族出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・家族出産育児一時金支給請求書	被保険者又はその被扶養者が妊娠4か月以上でお産（死産も含む）をしたときは、出産育児一時金を社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則86条、97条、129条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の5、48条 船員保険法

～ 目 次 ～

厚生労働省 - № 56	健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書	健康保険被保険者等が出産の日（出産の日が出産予定日より後になるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）より出産の日後56日までの間において労務に服することができないとき出産手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。船員被保険者等が妊娠のため職務に服することができない場合は、妊娠の判明した日から出産当日までの間と出産の日後56日の範囲内で出産手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則87条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の6 船員保険法
厚生労働省 - № 57	健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届	被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則38条、59条、99条、120条、121条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7 船員保険法
厚生労働省 - № 58	健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書	被保険者等が、本人又は被扶養者ひとりひとりについて、同一の医療機関に対して1か月に支払った額が自己負担限度額を越えた場合、その越えた部分について社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。	健康保険法施行規則109条、134条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の4 船員保険法
厚生労働省 - № 59	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届	事業主、船舶所有者は、賞与の支給を行ったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則27条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則26条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 60	国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書	複数の年金受給権があり、選択を必要とする者は、申請書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則53条、54条、68条の4、68条の6、72条の2、74条の10、81条の6、82条の11、82条の14の6、82条の14の9 船員保険法、厚生年金保険法施行規則30条の5、45条、61条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則30条の2、43条の3、44条の2、61条、76条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則19条、20条、29条、30条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3、昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則17条、32条、40条、50条、52条、60条の3
厚生労働省 - № 61	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届	適用事業所の事業主は、厚生年金保険被保険者が住所を変更した場合、速やかに社会保険事務所長等に届出なければならない。	厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 62	年金手帳再交付申請書	被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金手帳の再交付を受けなければならない。	厚生年金保険法施行規則11条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則11条 国民年金法
厚生労働省 - № 63	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するとき、請求書を社会保険事務所長等に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。	厚生年金保険法施行規則30条、30条の2、施行規則附則6 厚生年金保険法、国民年金法施行規則16条、16条の3、16条の4、30条の3、30条の4 国民年金法
厚生労働省 - № 64	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）	60歳台前半の老齢給付（報酬比例部分のみ支給される老齢厚生年金や定額部分と報酬比例部分とを併せて支給される老齢厚生年金）を受けている方が65歳になったときは、裁定請求書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則30条の2 厚生年金保険法、国民年金法施行規則16条の2 国民年金法
厚生労働省 - № 65	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則33条、厚生年金保険法施行規則平成9年附則26条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則17条の6 国民年金法
厚生労働省 - № 66	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則33条の2、49条の2 厚生年金保険法
厚生労働省 - № 67	年金受給権者現況届	年金受給権者は、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回、社会保険庁長官に現況の届出をしなければならない。	厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10 厚生年金保険法、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6 国民年金法、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7 船員保険法

～ 目 次 ～

厚生労働省 - № 68	年金受給権者住所・支払機関変更届	年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときは、届書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14 厚生年金保険法 、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8 国民年金法 、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2
厚生労働省 - № 69	年金証書再交付申請書	年金受給権者が、年金証書を破り、汚し、又は年金証書を失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号・年金コードを載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金証書の再交付を受けなければならない。	厚生年金保険法施行規則40条、56条、73条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15 厚生年金保険法 、国民年金法施行規則22条、38条、53条、60条の8、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則22条、30条、38条、47条、50条、60条、60条の8 国民年金法 、船員保険法施行規則75条の4、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則63条 船員保険法
厚生労働省 - № 70	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	年金受給権者が死亡したときには、戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条 厚生年金保険法 、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8 国民年金法
厚生労働省 - № 71	国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書	死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則42条、58条、75条 厚生年金保険法 、国民年金法施行規則25条、38条、53条、60条の8 国民年金法
厚生労働省 - № 72	国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書	一定の条件に該当し遺族年金を請求するときは、社会保険事務所長等に請求書を提出する。	厚生年金保険法施行規則60条、60条の2、施行規則附則10 厚生年金保険法 、船員保険法施行規則81条、81条の2、81条の4 船員保険法 、国民年金法施行規則39条、40条 国民年金法
厚生労働省 - № 74	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条 国民年金法
厚生労働省 - № 76	国民年金保険料追納申込書	国民年金の保険料を追納するときは、申込書を社会保険事務所長等に提出する。	国民年金法施行規則78条 国民年金法
厚生労働省 - № 77	国民年金保険料還付請求書	前納保険料の還付を受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	国民年金法93条、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条
農林水産省 - № 1	指定検疫物の輸入届出	指定検疫物を輸入した者が、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、輸入禁止品に該当するか否か、検査証明書の添付の有無、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無について家畜防疫官の検査を受けとるための手続き	家畜伝染病予防法第40条第1項
農林水産省 - № 2	輸入植物等の検査の申請	植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者が、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫所に届け出て、検査を受けるための手続	植物防疫法第8条第1項
農林水産省 - № 3	採捕数量等の報告	指定漁業等を営む者であって農林水産省令で定めるものが、排他的経済水域等において第1種特定海洋生物資源を採捕したときは、採捕の数量等を農林水産大臣に報告する。	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第1項
経済産業省 - № 1	経済産業省生産動態統計調査	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配布者（都道府県知事、経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。	経済産業省生産動態統計調査規則第8条
経済産業省 - № 2	商業動態統計調査	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配布者（都道府県知事、経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。	商業動態統計調査規則第7条
経済産業省 - № 3	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査票配布者（経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。	経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則第7条

～ 目 次 ～

経済産業省 - № 4	事業用電気工作物の保安規程の届出	事業用電気工作物を設置する者が、工作物を使用する前に保安規程を定めて、大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。 また、保安規程を変更した時に、遅滞なく大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。	電気事業法第42条第1項
経済産業省 - № 5	事業用電気工作物の保安規程の変更の届出	同上	電気事業法第42条第2項
経済産業省 - № 6	工業所有権出願関連手続（特許、実用新案、意匠、商標に関する手続）	工業所有権に関する出願等を行うための手続	特許法第36条、特許法第48条の3、特許法第50条、特許法第17条、特許法第107条、意匠法第42条、商標法第5条、商標法第40条、商標法第19条第2項等
国土交通省 - № 1	特殊車両通行許可申請	道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを制限しています。このような制限の基準値を超える車両を通行させようとする場合には、道路管理者に通行させる車両や経路などを申請し、特殊車両通行許可証の交付を受ける必要があります、そのための手続きが特殊車両通行許可申請です。	道路法第47条の2
国土交通省 - № 2	自動車の新規登録、新規検査	登録を受けていない自動車の登録を受けようとする場合には、その所有者は新規登録の申請をしなければならない。登録を受けていない自動車を運行の用に供しようとするときは、その使用者は、新規検査を受けなければならない。	道路運送車両法第7条、道路運送車両法第59条
国土交通省 - № 3	(1) 自動車の変更登録 (2) 自動車の移転登録 (3) 自動車の抹消登録 (4) 自動車の継続検査	(1) 自動車の所有者は所有者の住所等に変更があったときは、その事由のあった日から15日以内に変更登録の申請をしなければならない。 (2) 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に移転登録の申請をしなければならない。 (3) 登録自動車が増失し、解体し（整備、又は改造のために解体する場合を除く。）又は自動車の用途を廃止したとき、所有者は、その事由があった日から15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。自動車の所有者は、その自動車を運行の用に供することをやめたとき、一時抹消登録の申請をしなければならない。 (4) 登録自動車等の使用者は、自動車検査証の有効期間満了後も引き続き使用しようとするときは、継続検査を受けなければならない。	(1)道路運送車両法第12条 (2)道路運送車両法第13条 (3)道路運送車両法第15条または第16条 (4)道路運送車両法第62条
国土交通省 - № 4	海技免状の有効期間の更新	海技免状の所持者が、その所持する海技免状の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、海技免状更新申請書及び必要な添付書類とともに海技免状の有効期間の更新を申請する。	船舶職員及び小型船舶操縦者法第7条の2第2項
国土交通省 - № 5	操縦免許証の有効期間の更新	小型船舶操縦免許証（以下操縦免許証）の所持者が、その所持する操縦免許証の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、操縦免許証更新申請書及び必要な添付書類とともに操縦免許証の有効期間の更新を申請する。	船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の11
国土交通省 - № 6	入出港の届出(特定港)	総トン数20トン以上の船舶が特定港に入港した場合、船長は遅滞なく港長に届け出なければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。	港則法第4条
国土交通省 - № 7	けい留施設の供用の届出(特定港)	総トン数500トン以上（開門港若松区においては総トン数300トン以上）の船舶が特定港においてけい留する場合、けい留施設の管理者は、あらかじめ港長に届け出なければならない。	港則法第5条第5項
国土交通省 - № 8	危険物積込等の許可(特定港)	船舶が特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をする場合、船長は港長の許可を受けなければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。	港則法第23条第1項

（注1）重点計画-2006に基づき要継続検討とされていた手続についての検討結果等から、総務省No.3、法務省No.5、財務省No.52～No.57、厚生労働省No.73、No.75については、利用促進対象手続より除外した。

（注2）行動計画（改定）中、昨年の行動計画に記載した事項については黒字、平成18年度における措置（検討を含む）事項については青字、平成19年度以降、新たに措置することとした事項については赤字で記載。

金 融 庁

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No.1

対 象 手 続		生命保険募集人登録事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		182,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第276条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：生命保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	182,000	198,836	182,000	182,000	182,000	
				154,737			
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	100	100	100	100	100	
				100			
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			- <			

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 2

対 象 手 続		生命保険募集人届出事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		184,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第280条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合について、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該手続き電子的に行うもの。 （主な利用者：生命保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	184,000	399,489	184,000	184,000	184,000	
				275,226			
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	100	100	100	100	100	
				100			
			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		－		－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－		－		
	本人確認方法	本人による申請の場合	－		－		
		代理人による申請の場合	（全件オンライン手続で処理） 生命保険協会の電子署名により確認		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる。最近において事例無し）		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		－		
	シ ス テ ム の 改 善		－		－		
	広 報 ・ 普 及 活 動		－		－		
	そ の 他		－		－		

電子申請・届出システム URL

http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 3

対 象 手 続		損害保険代理店登録事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		22,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第276条					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：損害保険会社、代理申請率：100％）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	22,000	22,000	22,000
					7,549		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	100	100	100
					-		
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（オンライン化未対応） 登録申請者が法人であるときは、役員の氏名及び住所を記載した書面（オンライン化未対応） 登録申請者が損害保険代理店であることを証する書面（オンライン化未対応） 登録申請者が法人であるときは、その定款、寄付行為若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（オンライン化未対応） 登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者（当該登録申請者に法定代理人があるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類（オンライン化未対応）			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		保険募集を行うことの適格性を審査するうえで必要である（保険業法施行規則第214条）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	-			-	
		代理人による申請の場合	【電子申請の場合】 該当なし（平成18年7月末稼働予定）			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,700円 （平成18年7月末稼働予定）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	1,700円			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	- （平成18年7月末稼働予定）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	約2週間			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日 （平成18年7月末稼働予定）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		-			-	
	広 報 ・ 普 及 活 動		-			-	
そ の 他		・損害保険代理店の登録申請は、現状、所属損害保険会社がその申請について代理を行い、さらに日本損害保険協会（以下、「協会」という。）を経由して行っている。現在、協会において、代理店情報を登録するシステムを構築中である。本年7月末以降の本番稼働後は、当該システムを利用したオンライン申請が見込まれることから、オンライン利用率は100％となる見込みである。 ・平成18年7月末に協会において代理店情報を登録するシステムが構築されたことから、以降は全件オンライン利用。					

電子申請・届出システム URL

http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 4

対 象 手 続		損害保険代理店届出事務					
年 間 平 均 申 請 件 数		49,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第280条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合には、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：損害保険会社、代理申請率：100％）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	49,000	49,000	49,000	
				32,384			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	100	100	100	
-							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	-		-		
		代理人による申請の場合	【電子申請の場合】 該当なし（平成18年7月末稼働予定） 【紙の場合】 代理申請会社の代理申請書		-		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日 （平成18年7月末稼働予定）		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置			-		-	
	シ ス テ ム の 改 善			-		-	
	広 報 ・ 普 及 活 動			-		-	
そ の 他			・ 損害保険代理店の登録申請は、現状、所属損害保険会社とその申請について代理を行い、さらに日本損害保険協会（以下、「協会」という。）を経由して行っている。現在、協会において、代理店情報を登録するシステムを構築中である。本年7月末以降の本番稼働後は、当該システムを利用したオンライン申請が見込まれることから、オンライン利用率は100％となる見込みである。 ・ 平成18年7月末に協会において代理店情報を登録するシステムが構築されたことから、以降は全件オンライン利用。				

電子申請・届出システム URL

http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html

省 務 総

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（総務省）

No. 1

対 象 手 続		無線局免許申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		7 2 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		電波法（昭和25年法律第131号）第6条第1項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		無線局の免許を受けようとする者が、事前に申請書に無線局の目的や開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。（主な利用者：無線局の免許を受けようとする者、代理申請率：未集計）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	104	10,360	14,400	18,000	21,600	
				18,624			
	目標利用率（％）	0.1	15.1	20.0	25.0	30.0	
25.8							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		・オンライン化済 （無線局事項書、工事設計書、添付書類（回線経路図、無線設備系統図、電源系統図その他））		—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		周波数の割当て等に係る技術審査上必要なので省略できない。 なお、平成17年5月に一部添付図面の提出の不要化等申請者の負担を軽減するため添付書類の全様式の見直しを行った。 今後も、電波の利用実態の変化等にあわせて申請項目や添付書類等の削減可能性について検討する。				
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人の電子署名 （紙の場合は、本人による署名又は押印）		本人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）		
		代理人による申請の場合	代理人の電子署名＋委任状 （紙による委任状の場合は、申請者本人と代理人による署名又は押印）		代理人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	2,800円～167,800円		標準処理期間が平均30％短縮することを踏まえ、手数料の見直しを検討。（平成20年度以降の実施に向けて検討中。）		
		紙による手続の場合（オフライン）	2,900円～167,800円		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月～6か月 （無線局の種別等によって異なる）		左記期間の70％の期間		
		紙による手続の場合（オフライン）	1か月～6か月 （無線局の種別等によって異なる）		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	官庁開庁日の08：30～17：00 （郵送可）		—		
	上記項目以外のインセンティブ措置		・申請手数料の電子納付を義務付け ・免許状送付用封筒の別送を義務付け		・印紙による申請手数料納付も認める（選択制） ・封筒別送の不要化等を検討		
	シ ス テ ム の 改 善		電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の開発を3か年計画で実施中（平成17～19年度）		電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の導入（平成19年度～）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、HPでの広報等を積極的に実施し、周知・普及を図る。		電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、HPでの広報等を積極的に実施し、更なる周知・普及を図る。		
	そ の 他		個々の省庁単位での取組以外に、電子申請の利用環境（申請手数料の電子納付の際に領収書が発行されない、電子証明書料金が高い、ICカードリーダーが容易に入手できない地域がある等）そのものの改善が進んでいない。政府全体での取組が必要				

総務省電波利用 電子申請・届出システム <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（総務省）

No. 2

対 象 手 続			無線局再免許申請				
年 間 平 均 申 請 件 数			1 0 6 , 0 0 0 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項			電波法（昭和25年法律第131号）第6条第1項 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第16条第1項				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、免許の年月日、及び有効期間の満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出する。（主な利用者：無線局の再免許を受けようとする者、代理申請率：未集計）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目 標 利 用 件 数（件）	107	5,629	10,600	15,900	21,200	
				（注）945			
	目 標 利 用 率（％）	0.1	6.6	10.0	15.0	20.0	
（注）1.6							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		・オンライン化済 （無線局事項書、工事設計書、添付書類（回線経路図、無線設備系統図、電源系統図その他））		—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		周波数の割当て等に係る技術審査上必要なので省略できない。 なお、平成17年5月に一部添付図面の提出の不要化等申請者の負担を軽減するため添付書類の全様式の見直しを行った。 また、現に免許を受けている無線局の内容に変更がない場合は、工事設計書の記載は要しない。 今後、電波の利用実態の変化等にあわせて申請項目や添付書類等の削減可能性について検討する。 具体的には、一部の無線局種の手続について、事項書・工事設計書の添付省略の実現可否について検討中である。（省令改正により、平成19年8月施行を予定している。）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人の電子署名 （紙の場合は、本人による署名又は押印）		本人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）		
		代理人による申請の場合	代理人の電子署名＋委任状 （紙による委任状の場合は、申請者本人と代理人による署名又は押印）		代理人の電子署名について、ID・パスワードのみとする方向でセキュリティ上の課題や実施方法等について検討（本人確認方法の簡素化（電子申請を省略できるケースの整理等）に関する政府全体の検討・整理結果との整合を図ることが必要。）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,850円～12,600円		標準処理期間が平均30％短縮することを踏まえ、手数料の見直しを検討。（平成20年度以降の実施に向けて検討中。）		
		紙による手続の場合（オフライン）	1,950円～12,700円		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月～6か月 （無線局の種別等によって異なる）		左記期間の70％の期間		
		紙による手続の場合（オフライン）	1か月～6か月 （無線局の種別等によって異なる）		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	官庁開庁日の08：30～17：00 （郵送可）		—		
	上記項目以外のインセンティブ措置		・申請手数料は電子納付によることが義務付け ・免許状送付用封筒の別送を義務付け		・印紙による申請手数料納付も認める（選択制） ・封筒別送の不要化等を検討		
	シ ス テ ム の 改 善		電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の開発を3か年計画で実施中（平成17～19年度）		電子申請の利用者側入力作業を省力化するための入力支援機能や審査期間短縮のための自動審査機能の導入等を目的とするインテリジェント申請・審査機能の導入（平成19年度～）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、HPでの広報等を積極的に実施し、周知・普及を図る。		電子申請に関する免許人向け周知説明会、リーフレットの配付、HPでの広報等を積極的に実施し、更なる周知・普及を図る。		
そ の 他		個々の省庁単位での取組以外に、電子申請の利用環境（申請手数料の電子納付の際に領収書が発行されない、電子証明書料金が低い、ICカードリーダーが容易に入手できない地域がある等）そのものの改善が進んでいない。政府全体での取組が必要					

総務省電波利用 電子申請・届出システム <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

（注）多くの無線局の再免許申請は、電波法関係省令において、局種毎に一定の時期を定め、毎年その時期に行うことと規定されており、例年、特定時期に集中することとなるため、年度途中のデータは単なる参考扱いとなる。

法 務 省

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

№1～№2

対 象 手 続	不動産登記手続 (№1：不動産登記の申請，№2：不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)					
年 間 平 均 申 請 件 数	298,168,000件					
根 拠 法 令・条 項	№1：不動産登記法（平成16年法律123号）第16条 №2：不動産登記法（平成16年法律123号）第119条，第120条及び第121条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第1条					
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)	№1：根拠法令に基づき，不動産登記を申請しようとする者が，登記所に対して，登記申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行う。 (主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士 代理申請率：約90%) №2：不動産登記の登記事項証明書等の交付を請求し，又は登記情報を取得しようとする者が，登記所に対し登記事項証明書等の交付請求手続等を行い，又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。 (主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士，各種金融機関等 代理申請率 何人でも利用できる制度であることから，代理申請という考え方がない。)					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績 平成18年度以降の目標値には、不動産登記申請の件数は含めていない。なお、実績値には不動産登記申請の件数を加算している。	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	22,659,597	29,787,000	39,769,000	55,673,000	78,808,000
				27,804,593		
	目標利用率（%） 不動産登記申請の手続については、複雑な権利関係を正確に公示するため、真正性の担保として公的個人認証を始めとする電子署名や官公署等が発行する証明書の提供が必要であり、オンライン申請手続の利用促進のためには、公的個人認証の普及や官公署等が発行する証明書の電子化の促進、登録免許税の引き下げ、税の納入方法の容易化等の課題があり、これらの実現が利用率向上の前提となる。 利用率は、目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	8.43	11.17	14	19	27
	13.70					
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	№1 登記識別情報（オンライン化対応済） 印鑑証明書（オンライン化対応済） 住民票（オンライン化対応済） 登記原因を証する情報 （戸籍謄・抄本（オンライン化未対応） 判決書，審判書，調停調書等（オンライン化未対応）） 第三者の許可を証する情報 （農地法所定の許可証（オンライン化未対応）） 登録免許税の軽減を証する情報 （住宅用家屋証明書（オンライン化未対応）） 添付書類は相当数に及ぶため、代表的なものを例示した。			№1 利用者の意見を踏まえつつ、添付情報の提供方法について検討を行う（平成18年度）。 スキャナ読み取り形式（添付書類をPDF化した上で作成権者の所定の電子署名が付されたもの）が有効であることを周知する（平成17年度から実施中）。 住所を証する情報として、住民票の写しの提出に代えて住民票コードを提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。 登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。		
	№2 なし			№2 不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書（代表者事項証明書含む。）の交付請求には、電子署名及び電子証明書その他の添付書類は不要であることを周知する（平成17年度から実施中）。 登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。		

	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	№ 1 不動産登記制度は、土地・建物という不動産の物理的状況及び権利関係を登記簿に表示して一般に公開することにより、取引の安全と円滑を図ろうとする制度であって、権利に関する登記には第三者に対する対抗要件であるという重要な効力が付与されているため、当該制度には当然に正確性が強く求められるものである。したがって、その正確性を担保するため、要求されている添付書類の省略を認めることはできない。 添付書類のうち から に例示したものについては、当該書類を発行する官庁等において電子化の対応が採られていないものである。 添付書類の見直しについては、オンライン申請を可能とすること等を内容とする不動産登記法等の全面改正の際（平成 17 年 3 月施行）に、研究会を行うなど外部有識者等の意見を聴取し、さらにパブリックコメントに付した上で行ったものである。	
		№ 2 -	
本人確認方法	本人による申請の場合	№ 1 電子署名 （紙の場合は実印及び印鑑証明書又は認印）	№ 1 他の方法によることが可能かどうか検討を行う（平成 18 年度）。
		№ 2 なし （紙の場合は記名）	№ 2 -
	代理人による申請の場合	№ 1 申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人の実印及び印鑑証明書並びに代理人の認印又は申請人本人及び代理人の認印）	№ 1 他の方法によることが可能かどうか検討を行う（平成 18 年度）。
		№ 2 なし （紙の場合は記名）	№ 2 -
手 数 料	オンライン手続の場合	№ 1 なし(制度上の徴収規定なし)	№ 1 -
		№ 2 登記事項証明書 1 通 1,000 円(オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80 円)も含まれる。) 登記情報提供サービス 不動産登記情報(全部事項) 950 円 (うち、登記手数料870円、協会手数料80円) 不動産登記情報(所有者事項) 440 円 (うち、登記手数料360円、協会手数料80円)	№ 2 オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80 円)も含まれているため、郵送による交付請求よりも安価であることを周知する(平成 17 年度から実施中)。 登記情報提供サービスの利用料金を平成 18 年 4 月 1 日から次のとおり値下げすることを予定している。(→平成 18 年 4 月 1 日実施済。) 全部事項 770 円 (うち、登記手数料710円、協会手数料60円) 所有者事項 270 円 (うち、登記手数料210円、協会手数料60円) 利用状況、手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成 18 年 8 月実施済。) ・オンラインによる登記事項証明書の交付手数料を平成 19 年 4 月 1 日から次のとおり値下げすることを予定している(平成 19 年度)。 登記事項証明書 1 通 700 円 ・登記情報提供サービスの手数料を平成 19 年 4 月 1 日から次のとおり値下げすることを予定している(平成 19 年度)。 全部事項 登記手数料 440 円 所有者事項 登記手数料 130 円 協会手数料についても 60 円→40 円に引下げを予定している。
	紙による手続の場合(オフライン)	№ 1 なし(制度上の徴収規定なし) № 2 登記事項証明書 1 通 1,000 円 登記情報提供サービスについては、紙による手続は用意されていない。	№ 1 - № 2 利用状況等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成 18 年 8 月実施済。)
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	№ 1 2 ～ 3 日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№ 1 紙による手続に比べ、受付処理及び記入処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。
		№ 2 登記事項証明書 1 ～ 2 日 (ただし、請求者への返信は郵送によるため、郵便事情によって異なる。) 登記情報提供サービス 即時	№ 2 登記事項証明書の交付については、受付処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。 登記事項証明書の交付については、郵送請求に比べ請求書を登記所に郵送する期間が短縮化されることを周知する(平成 17 年度から実施中)。
		№ 1 2 ～ 3 日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№ 1 -

目標達成に向けた具体的な措置内容

	紙による手続の場合（オフライン）	№ 2 登記事項証明書（郵送請求） 3～4日 （ただし、郵便事情によって異なる。） 登記事項証明書（窓口請求） 10～15分 （ただし、登記所の規模、申請の時期、時間帯等によって異なる。）	№ 2 -
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	№ 1 及び № 2 月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで 登記情報提供サービスについては、月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から19時まで（№ 2 及び № 4）	№ 1 及び № 2 オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。
	紙による手続の場合（オフライン）	№ 1 及び № 2 月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで	№ 1 及び № 2 （参考） 平成18年7月1日から窓口の開庁時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）が8時30分から17時15分までとなった。
上記項目以外のインセンティブ措置		№ 1 及び № 2 登記所に赴くことなく自宅等のパソコンからオンラインにより申請をすることができるため、書面申請よりも登記申請の順位確保の優位性がある（№ 1）。 登記申請事件の処理状況を管轄登記所に問い合わせることなくインターネットにより随時確認することができる（№ 1）。 申請時にメールアドレスを登録すると登記申請事件が完了したことを知らせるメールが送信される（№ 1）。	№ 1 及び № 2 （→平成18年8月に電子政府を推進するための税制として、登記の電子申請に係る登録免許税の税額控除を要望。） ・電子政府を推進するため次の登記を受けようとする者が、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（5,000円を限度とする。）を控除する（不動産登記のうち、所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権設定登記）（平成19年度）。（№ 1）
システムの改善		№ 1 及び № 2 105の登記所でオンライン申請が可能（平成18年2月末現在）（№ 1 及び № 2）。 コンピュータ化された460の登記所の物件について登記情報提供サービスの利用が可能（平成18年2月末現在）（№ 2）。	№ 1 及び № 2 全国の登記所をオンライン化する（平成20年度のできるだけ早期に実施）。（→平成18年12月現在で212庁でオンライン申請が可能となっている。）（№ 1 及び № 2） ・全国の登記所においてオンライン申請を可能とするため、新たに220庁のオンライン化を実施（平成19年度）。（№ 1 及び № 2） 窓口の利用者を対象としたオンライン利用促進のためのアンケート調査を行う（平成17年度以降実施）。（→平成18年3月実施済。）（№ 1 及び № 2） 登記申請書作成支援ソフトの機能改善を随時実施する（平成17年度から実施中）。なお、機能改善に当たっては、メインユーザーである資格者代理人の団体から意見を聴取する。（→司法書士、土地家屋調査士等の利用者の方々の意見を踏まえ実施。） ・双方代理の申請書様式を提供、マニュアルがわかりづらいたし、特に指摘のあった事項について説明を追加 ・複数のソフトウェアで実現されていた機能を一つのソフトウェアに統合 ・入力エラー箇所を反転表示する機能 ・入力項目にカーソルを合わせるとガイダンスメッセージを表示する機能 ・ファイル選択の際、申請状況等をアイコンで表示する機能 ・ソフトウェアのバージョンアップ方法の改善 （→以上の項目について、平成18年度までに実施済。）（№ 1 及び № 2） ・申請書様式を管理する機能（№ 1 及び № 2） ・オンライン申請に係る物件情報の入力方法を改善（№ 1） ・申請書作成時に添付ファイルを設定できる機能（№ 1） ・申請する登記所について、都道府県を選択後に配下のオンライン稼働庁を選択できるよう改善（№ 1 及び № 2） （以上の項目について、平成19年度） 登記申請書作成支援ソフトにおいて実装している物件情報を特定する機能を使用するためのURLを公開し、サードベンダー開発のソフトウェアからも当該機能を使用可能とする対応を行う（平成19年度）。（№ 1 及び № 2） オンライン登記申請に必要なパソコンの環境を設定するツールを開発する（平成19年度）。（№ 1 及び № 2） オンライン登記申請を模擬的に体験可能な環境を開発する（平成19年度）。（№ 1 及び № 2）

		登記申請書作成支援ソフトの仕様公開を行う（平成１７年度から実施中）（№１及び№２）。（→平成１７年１２月実施。） 全国の登記所をコンピュータ化する（平成１９年度までに実施（№２））。 全国のコンピュータ化された登記所（オンライン未指定庁）の不動産に係る登記事項証明書について、オンライン化された登記所に対して請求することを可能とするよう改善する（平成１９年４月）。（№２）
広 報 ・ 普 及 活 動	№１及び№２ オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。	№１及び№２ オンライン申請及びオンラインにより交付請求ができる登記所をできるだけ早期に確定し、ホームページ等を活用して公表する（平成１７年度から実施中）。 オンライン申請及びオンラインによる交付請求に関するホームページを更に充実させる（平成１８年度）。（→平成１８年８月に土地所在図等を添付情報とする場合のファイルの種類の形式を追加した。） 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会及び全国銀行協会を通じ、オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書の交付請求の積極的な利用を要請する（平成１７年から実施中）。 各法務局・地方法務局において、士業団体、自治体等に対して、オンライン申請制度についての広報を行うとともに、オンライン申請への移行を要請する（平成１７年度から実施中）。 登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請及びオンラインによる交付請求への移行を促進する（平成１７年度から実施中）。 オンライン指定庁に登記事項証明書の交付請求が郵送によりあった場合は、オンラインによる交付請求が開始されている旨及びオンラインによる交付請求のメリット等を記載したメモを同封して返送することにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成１７年度から実施中）（№２）。 ホームページ等において、コンピュータ化された登記所間において、登記事項証明書の交付請求を相互に行うことができる登記情報交換サービスの広報を行うことにより、当該サービスによる登記事項証明書の交付請求の利用促進を図る（№２）。
そ の 他		№１及び№２ 登記事項証明書の利用方法等についての調査を行い、その結果をもとに更なるオンライン利用促進策を検討する（平成１８年度）（№２）。（→平成１８年１１月に調査を実施済。） ・問題点の掘り下げを実施し、オンライン利用促進策を検討する（平成１９年度）。（№２） 地図のコンピュータ化を促進し、オンラインによる地図情報の提供のサービスを早期に実施する。（№２） ・オンラインによる地図情報の提供サービスを平成１９年４月から開始する予定である（平成１９年度）。（№２）

オンライン手続のサービスを提供しているURL	http://shinsei.moi.go.jp/
登記情報提供サービスのURL	http://www1.touki.or.jp/gateway.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.1

対 象 手 続	不動産登記の申請手続					
年 間 平 均 申 請 件 数	14,119,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	不動産登記法（平成16年法律123号）第16条					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記 ）	根拠法令に基づき、不動産登記を申請しようとする者が、登記所に対して、登記申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行う。 （主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士 代理申請率：約90％）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	-	196	2,000	42,000	588,000
				923		
	目標利用率（％） 不動産登記申請の手続については、複雑な権利関係を正確に公示するため、真正性の担保として公的個人認証を始めとする電子署名や官公署等が発行する証明書の提供が必要であり、オンライン申請手続の利用促進のためには、公的個人認証の普及や官公署等が発行する証明書の電子化の促進、登録免許税の引き下げ、税の納入方法の容易化等の課題があり、これらの実現が利用率向上の前提となる。 利用率は、目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	-	0.01	0.03	0.37	5
				0.03		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.2

対 象 手 続	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続等					
年 間 平 均 申 請 件 数	284,049,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	不動産登記法（平成16年法律123号）第119条、第120条及び第121条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第1条					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記 ）	不動産登記の登記事項証明書等の交付を請求し、又は登記情報を取得しようとする者が、登記所に対し登記事項証明書等の交付請求手続等を行い、又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。 （主な利用者：司法書士及び土地家屋調査士、各種金融機関等 代理申請率 何人でも利用できる制度であることから、代理申請という考え方がない。）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	22,659,597	29,786,804	39,767,000	55,631,000	78,220,000
				27,803,670		
	目標利用率（％）	8.43	11.24	14	20	28
				13.95		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

№3～№4

対 象 手 続	商業・法人登記手続 (№3：商業・法人登記の申請，№4：商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等)					
年 間 平 均 申 請 件 数	79,630,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	№3：商業登記法(昭和38年法律第125号)第14条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む) №4：商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条，第11条，第12条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む)，電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226条)第1条					
手 続 概 要 (主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記)	№3：根拠法令に基づき商業・法人登記を申請しようとする者が，登記所に対して，登記申請書を提出するとともに登録免許税を納付して商業・法人登記の申請を行う。(主な利用者:司法書士、代理申請率:約90%) №4：商業・法人登記簿の登記事項証明書等の交付を請求し，又は登記情報を取得しようとする者が，登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い，又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。(主な利用者:司法書士，代理申請率:不明)					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績 平成18年度以降の目標値には，不動産登記申請の件数は含めていない。なお，実績値には不動産登記申請の件数を加算している。	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数 (件)	6,192,133	8,655,828	11,926,000	16,133,000	21,982,000
				11,069,588		
	目 標 利 用 率 (%) 利用率は，目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	8.33	11.56	15	20	28
				18.47		
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	№3 取締役会議事録など（オンライン化済） 添付書類は相当数に及ぶため，代表的なものを例示した。			№3 スキャナ読み取り形式（添付書類をPDF化した上で作成権者の所定の電子署名が付されたもの）が有効であることを周知する(平成17年度から実施中)。 登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する(平成17年度から実施中)。		
	№4 なし			№4 不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書（代表者事項証明書含む。）の交付請求には，電子署名及び電子証明書その他の添付書類は不要であることを周知する（平成17年度から実施中）。 登記事項証明書の提出に代えて登記情報提供サービスの照会番号を提供することが可能であることを周知する（平成17年度から実施中）。		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			№3 商業登記制度は、会社・法人に関する一定の事項を登記簿に記録し、これを公開することにより、取引の安全と円滑を図ろうとする制度であって当該制度には当然に正確性が強く求められるものである。したがって、その正確性を担保するため、要求されている添付書類の省略を認めることはできない。 №2 -		

本人確認方法	本人による申請の場合	№ 3 電子署名 (紙の場合は実印+印鑑証明書(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要))	№ 3 他の方法によることが可能かどうか検討を行う(平成18年度)。(→現状においては、本人確認の確実性及び改ざん防止の観点から考えると電子署名による本人確認が有効である。)
		№ 4 なし(ただし、印鑑証明書の交付請求については、電子認証登記所による電子署名) (紙の場合は実印+印鑑証明書(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要))	№ 4 -
	代理人による申請の場合	№ 3 申請者本人の電子署名(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要)及び代理人の電子署名 (紙の場合は代表者本人の実印及び印鑑証明書(代表者が登記所に印鑑を届け出ている場合は不要)並びに代理人の認印)	№ 3 他の方法によることが可能かどうか検討を行う(平成18年度)。(→現状においては、本人確認の確実性及び改ざん防止の観点から考えると電子署名による本人確認が有効である。)
		№ 4 なし(ただし、印鑑証明書の交付請求について印鑑カード)	№ 4 -
手 数 料	オンライン手続の場合	№ 3 なし(制度上の徴収規定なし)	№ 3 -
		№ 4 登記事項証明書 1通1,000円(オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれる。) 印鑑証明書 500円(オンラインによる印鑑証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれる。) 登記情報提供サービス 商業・法人登記情報(全部事項) 950円 (うち、登記手数料870円、協会手数料80円)	№ 4 オンラインによる登記事項証明書の交付請求の手数料には、返信用の郵送料(80円)も含まれているため、郵送による交付請求よりも安価であることを周知する(平成17年度から実施中)。 登記情報提供サービスの利用料金を平成18年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している。(→平成18年4月1日実施済。) 全部事項 770円 (うち、登記手数料710円、協会手数料60円) 利用状況、手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成18年8月実施済。) ・オンラインによる登記事項証明書の交付手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している(平成19年度)。 登記事項証明書 1通 700円 ・登記情報提供サービスの手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している(平成19年度)。 全部事項 登記手数料 440円 協会手数料についても60円→40円に引下げを予定している。
	紙による手続の場合(オフライン)	№ 3 なし(制度上の徴収規定なし)	№ 3 -
		№ 4 登記事項証明書 1通1,000円 印鑑証明書 1通500円 登記情報提供サービスについては、紙による手続は用意されていない。	№ 4 利用状況等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。(→平成18年8月実施済。)
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	№ 3 2~3日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№ 3 紙による手続に比べ、受付処理及び記入処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。
		№ 4 登記事項証明書 1~2日 (ただし、請求者への返信は郵送によるため、郵便事情によって異なる。) 登記情報提供サービス 即時	№ 4 登記事項証明書の交付については、受付処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。 登記事項証明書の交付については、郵送請求に比べ請求書を登記所に郵送する期間が短縮化されることを周知する(平成17年度から実施中)。
	紙による手続の場合(オフライン)	№ 3 2~3日間 (ただし、登記所の規模、申請の時期等によって異なる)	№ 3 -
		№ 4 登記事項証明書(郵送請求) 3~4日 (ただし、郵便事情によって異なる。) 登記事項証明書(窓口請求) 10~15分 (ただし、登記所の規模、申請の時期、時間帯等によって異なる。)	№ 4 -

目標達成に向けた具体的な措置内容

利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	№ 3 及び № 4 月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで 登記情報提供サービスについては、月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から19時まで（№ 2 及び № 4）	№ 3 及び № 4 オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。
	紙による手続の場合（オフライン）	№ 3 及び № 4 月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで	№ 3 及び № 4 （参考） 平成18年7月1日から窓口の開庁時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）が8時30分から17時15分までとなった。
上記項目以外のインセンティブ措置		№ 3 及び № 4 登記申請事件の処理状況を管轄登記所に問い合わせることなくインターネットにより随時確認することができる（№ 3）。 申請時にメールアドレスを登録すると登記申請事件が完了したことを知らせるメールが送信される（№ 3）。	№ 3 及び № 4 （→平成18年8月に電子政府を推進するための税制として、登記の電子申請に係る登録免許税の税額控除を要望。） ・電子政府を推進するため次の登記を受けようとする者が、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（5,000円を限度とする。）を控除する（商業・法人登記のうち株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記）（平成19年度）。（№ 3）
システムの改善		№ 3 及び № 4 105の登記所でオンライン申請が可能（平成18年2月末現在）（№ 3）。 101の登記所でオンライン請求が可能（平成18年2月末現在）（№ 4）。 コンピュータ化された492の登記所の会社・法人について登記情報提供サービスの利用が可能（平成18年2月末現在）（№ 4）。 登記申請書作成支援ソフトの仕様を公開（平成16年度から実施）（№ 3 及び № 4）。	№ 3 及び № 4 全国の登記所をオンライン化する（平成20年度のできるだけ早期に実施）。（→平成18年12月現在で223庁でオンライン申請が可能となっている。）（№ 3 及び № 4） ・全国の登記所においてオンライン申請を可能とするため、新たに208庁のオンライン化を実施（平成19年度）。（№ 3 及び № 4） 窓口の利用者を対象としたオンライン利用促進のためのアンケート調査を行う（平成17年度以降実施）。（→平成18年3月実施済。）（№ 3 及び № 4） 登記申請書作成支援ソフトの機能改善を随時実施する（平成17年度から実施中）。なお、機能改善に当たっては、メインユーザーである資格者代理人の団体から意見を聴取する。（→司法書士、土地家屋調査士等の利用者の方々の意見を踏まえ実施。） ・双方代理の申請書様式を提供、マニュアルがわかりづらいつし、特に指摘のあった事項について説明を追加 ・複数のソフトウェアで実現されていた機能を一つのソフトウェアに統合 ・入力エラー箇所を反転表示する機能 ・入力項目にカーソルを合わせるとガイダンスメッセージを表示する機能 ・ファイル選択の際、申請状況等をアイコンで表示する機能 ・ソフトウェアのバージョンアップ方法の改善（→以上の項目について、平成18年度までに実施済。）（№ 3 及び № 4） ・申請書様式を管理する機能（№ 3 及び № 4） ・申請する登記所について、都道府県を選択後に配下のオンライン稼働庁を選択できるよう改善（№ 3 及び № 4） （以上の項目について、平成19年度） 登記申請書作成支援ソフトにおいて実装している物件情報を特定する機能を使用するためのURLを公開し、サードベンダー開発のソフトウェアからも当該機能を使用可能とする対応を行う（平成19年度）。（№ 3 及び № 4） オンライン登記申請に必要なパソコンの環境を設定するツールを開発する（平成19年度）。（№ 3 及び № 4） オンライン登記申請を模擬的に体験可能な環境を開発する（平成19年度）。（№ 3 及び № 4）

		全国の登記所をコンピュータ化する（平成１９年度までに実施（№４））。 全国のコンピュータ化された登記所（オンライン未指定庁）の商業・法人登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書及び代表者事項証明書について、オンライン化された登記所に対して請求することを可能とするよう改善する（平成１９年４月）。（№４）
広 報 ・ 普 及 活 動	№ 3 及び № 4	№ 3 及び № 4 オンライン申請及びオンラインにより交付請求ができる登記所をできるだけ早期に確定し、ホームページ等を活用して公表する（平成１７年度から実施中）。 オンライン申請及びオンラインによる交付請求に関するホームページを更に充実させる（平成１８年度）。（→平成１８年５月にオンライン申請等について会社法改正に対応するよう変更した。） 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会及び全国銀行協会を通じ、オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書の交付請求の積極的な利用を要請する（平成１７年から実施中）。 各法務局・地方法務局において、士業団体、自治体等に対して、オンライン申請制度についての広報を行うとともに、オンライン申請への移行を要請する（平成１７年度から実施中）。 登記所の窓口において、オンライン申請制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請及びオンラインによる交付請求への移行を促進する（平成１７年度から実施中）。 オンライン指定庁に登記事項証明書の交付請求が郵送によりあった場合は、オンラインによる交付請求が開始されている旨及びオンラインによる交付請求のメリット等を記載したメモを同封して返送することにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成１７年度から実施中）（№４）。 ホームページ等において、コンピュータ化された登記所間において、登記事項証明書の交付請求を相互に行うことができる登記情報交換サービスの広報を行うことにより、当該サービスによる登記事項証明書の交付請求の利用促進を図る（№４）。
そ の 他		№ 3 及び № 4 登記事項証明書の利用方法等についての調査を行い、その結果をもとに更なるオンライン利用促進策を検討する（平成１８年度）（№４）。（→平成１８年１１月に調査を実施済。） ・問題点の掘り下げを実施し、オンライン利用促進策を検討する（平成１９年度）。（№４）

オンライン手続のサービスを提供しているURL	http://shinsei.moi.go.jp/
登記情報提供サービスのURL	http://www1.touki.or.jp/gateway.html

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.3

対 象 手 続	商業・法人登記の申請手続					
年 間 平 均 申 請 件 数	2,120,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	商業登記法(昭和38年法律第125号)第14条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む)					
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)	根拠法令に基づき商業・法人登記を申請しようとする者が、登記所に対して、登記申請書を提出するとともに登録免許税を納付して商業・法人登記の申請を行う。(主な利用者:司法書士、代理申請率:約90%)					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	1,487	10,406	63,000	178,000	429,000
				35,679		
	目標利用率（％） 利用率は、目標利用件数をオンライン庁の申請件数で除して算出	0.73	1.08	4	9	20
				3.09		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.4

対 象 手 続	商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続等					
年 間 平 均 申 請 件 数	77,510,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条,第11条,第12条(非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第124条において準用する場合を含む),電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226条)第1条					
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)	商業・法人登記簿の登記事項証明書等の交付を請求し,又は登記情報を取得しようとする者が,登記所に対して登記事項証明書等の交付請求手続等を行い,又は法務大臣が指定する指定法人の提供する登記情報提供サービスを利用する。(主な利用者:司法書士、代理申請率:不明)					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数(件)	6,190,646	8,645,422	11,863,000	15,955,000	21,553,000
				11,033,909		
	目標利用率(%)	8.35	11.70	15	21	28
				18.77		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No. 6

対 象 手 続		債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求						
年 間 平 均 申 請 件 数		3 2 6 , 0 0 0件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第11条、第12条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第1条						
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		根拠法令に基づき債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付を請求しようとする者が、登記所に対して、債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の交付請求手続を行う。 （主な利用者：法人、司法書士 代理申請率：約40％）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件）	31	37,335	73,000 62,931	84,000	98,000		
	目標利用率（％）	0.01	6.81	22 13.75	26	30		
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
		登記事項概要証明書及び概要記録事項証明書の交付請求…なし 登記事項証明書の交付請求…印鑑証明書（オンライン化済）			登記事項概要証明書については、添付書類が不要であることを周知する（平成16年度から実施中）。			
		添付書類 については、証明書の交付を請求できる者が登記情報に記録されている者等、利害関係人に限定されており、その資格者が否かを確認するために必要であるため、省略できない。						
	本人確認方法	本人による申請の場合	登記事項概要証明書及び概要記録事項証明書の交付請求には、ID及びパスワード ・ 登記事項証明書の交付請求の場合には、更に電子署名（紙の場合、登記事項証明書の交付請求をするときは、申請人の印鑑証明書）			他の方法によることが可能かどうかを検討を行う（→現状においては、本人確認の確実性及び改ざん防止の観点から考えると電子署名による本人確認が有効である。）。		
		代理人による申請の場合	登記事項概要証明書及び概要記録事項証明書の交付請求には、代理人のID及びパスワード ・ 登記事項証明書の交付請求の場合には、更に申請者本人及び代理人の電子署名（紙の場合、登記事項証明書の交付請求をするときは、申請人の印鑑証明書及び委任状）			同上		
	手 数 料	オンライン手続の場合	登記事項概要証明書 1通250円 登記事項証明書 1通450円 概要記録事項証明書 1通500円 登記情報提供サービス（債権譲渡登記事項概要ファイル） 1件480円 （うち登記手数料400円、協会手数料80円）			登記情報提供サービスの利用料金を平成18年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している。（→平成18年4月1日実施済。） 債権譲渡登記事項概要ファイル 460円 （うち登記手数料400円、協会手数料60円） ・ 登記情報提供サービスの利用料金を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している（平成19年度）。 債権譲渡登記事項概要ファイル 440円 （うち登記手数料400円、協会手数料40円） 利用状況、手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。		
		紙による手続の場合（オフライン）	登記事項概要証明書 1通300円 登記事項証明書 1通500円 概要記録事項証明書 1通500円			利用状況等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	5～10分程度			登記事項証明書の交付については、受付処理の一部が省略されることから、そのメリットを生かし、業務の効率化を図る。		
		紙による手続の場合（オフライン）	5～10分程度			－		
		利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで			オンライン申請利用可能時間の拡大について、利用件数の推移、利用者のニーズ及び運用コスト等を踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。	
			紙による手続の場合（オフライン）	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			－		
	シ ス テ ム の 改 善		システム仕様未公開			全国のコンピュータ化された登記所（オンライン未指定庁）の概要記録事項証明書について、オンライン化された登記所に対して請求することを可能とするよう改善する（平成19年4月）。 業務処理の効率化及び性能・信頼性の向上を図るため、債権譲渡登記システム改修の要否について検討する（→現在、電子登録債権法制の検討が進められているところであり、不確定要素が多い中で今後の債権譲渡登記の事件数の推移を予測することは困難な状況にある。したがって、現時点においてシステム改修の要否について結論を出すことはできないが、事件の動向等を注視しつつ、平成19年度以降、引き続き検討する。）。 請求者が利用するアプリケーションソフトがないため、公開すべきシステム仕様はない。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		登記所の窓口等にポスターを掲示したり、リーフレットを用意するなどしてオンラインによる交付請求への移行を促進する（平成16年度から実施中）。 ホームページでオンライン申請手続についての解説を行う（平成16年度から実施中）。 オンラインによる登記事項証明書等の交付請求が開始されたことについて、登記所の受付窓口でも広報を行うことにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成16年度から実施中）。			主要ユーザー（事業者協会等）へのヒアリングを行う（→平成18年1月～3月に実施済）。 郵送申請者に対するオンライン利用の個別案内（広報チラシの同封）を行うことにより、オンラインによる交付請求への移行を促進する（平成17年度から実施中）。 ホームページの充実を図る（より分かり易いオンライン申請の手順書を準備中）（平成19年度早期に実施）。		
	そ の 他		－			－		
オンライン手続のサービスを提供しているURL		http://shinsei.moj.go.jp/						

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

							No. 7	
対 象 手 続		成年後見登記に関する証明書の交付請求						
年 間 平 均 申 請 件 数		897,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		後見登記等に関する法律（平成11年法律152号）第10条						
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		後見登記等ファイルに記録されている者等一定の者が，登記所に対し，成年後見登記に関する証明書の交付請求手続を行う。 （主な利用者：一般、代理申請率：約20％）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目 標 利 用 件 数（ 件 ）	52,131	421,264	390,000	399,000	408,000	
					353,394			
		目 標 利 用 率（ ％ ）	6.01	43.76	43	44	45	
48.11								
目標達成 に向けた 具体的な 措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
			戸籍謄抄本等の電子情報（本人の配偶者又は四親等内の親族が本人に係る証明書の交付請求をする場合）（オンライン化未対応） 委任状（代理人による交付請求の場合）（オンライン化済）		-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類 及び については、証明書の交付を請求できる者が後見登記等ファイルに記録されている本人、本人の親族等一定の者に限定されており、その資格者が否かを確認するために必要であるから省略できない。 添付書類 については、当該書類を発行する市区町村において電子化の対応が採られていないものである。					
	本人確認方法		電子署名 （紙の場合は認印，免許証等の提示等による本人確認実施）		証明書の交付を請求できる者が後見登記等ファイルに記録されている本人、本人の親族等一定の者に限定されており，その資格者が否かを確認するために必要であり，その資格者が否かを確認するために，現状では最も一般的な方法であるから省略できない。			
			本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の認印，免許証等の提示等による代理人の本人確認実施）		証明書の交付を請求できる者が後見登記等ファイルに記録されている本人、本人の親族等一定の者に限定されており，その資格者が否かを確認するために必要であり，その資格者が否かを確認するために，現状では最も一般的な方法であるから省略できない。			
	手 数 料		オンライン手続の場合		利用状況，手数料算定に係る政府の方針等を踏まえ，適時適切に見直しを行う。（→平成18年8月実施済。） ・証明書の登記手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している（平成19年度）。 登記事項証明書 1通 490円（紙受取） 1通 440円（電子受取） 登記されていないことの証明書 1通 330円（紙受取） 1通 280円（電子受取）			
			紙による手続の場合（オフライン）		利用状況等を踏まえ，適時適切に見直しを行う。（→平成18年8月実施済。） ・証明書の登記手数料を平成19年4月1日から次のとおり値下げすることを予定している（平成19年度）。 登記事項証明書 1通 800円 登記されていないことの証明書 1通 400円			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	5～10分程度		登記事項証明書の交付については，受付処理の一部が省略されることから，そのメリットを生かし，業務の効率化を図る。		
			紙による手続の場合（オフライン）	5～10分程度		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から20時まで		オンライン申請利用拡大について，利用件数の推移，利用者のニーズ及び運用コストを踏まえ検討する（平成17年度以降引き続き検討）。		
			紙による手続の場合（オフライン）	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。）の8時30分から17時まで		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-			
	シ ス テ ム の 改 善		システム仕様未公開		請求者が利用するアプリケーションソフトがないため，公開すべきシステム仕様はない。			
	広 報 ・ 普 及 活 動		毎年，パンフレットを印刷・配布し又は法務省ホームページにより周知を行っている。		今後も見直しを行い充実化を図る。（→平成19年3月にパンフレット及び法務省ホームページにより，登記手数料の改定について，周知。）			
	そ の 他		-					
オンライン手続のサービスを提供しているURL			http://shinsei.moj.go.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.8

対 象 手 続		乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,070,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第16条第1項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		外国人の乗員が船舶等の乗換え等の目的で15日を超えない範囲で上陸を希望する場合に船舶等の長又は運送業者の申請に基づき乗員上陸許可書を発給する手続。 （主な利用者：運送業者及び船舶代理店）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		270,000	284,000	300,000 366,000	315,000	330,000
	目標利用率（％）		25	27	28 34	29	31
目標達成 に向けた 具体的な 措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		乗員名簿（オンライン化済）			添付物の電子フォーマットについて、PDFなどにも幅広く対応する旨周知するとともに事務の効率化を図るために、関係機関との連携を図りつつ、電子申請を積極活用していただきたい旨広報する。（平成18年）（→平成18年度実施済。） 乗員上陸許可支援システムのWEBサイトに、FAQを設け、利用者登録方法等の周知・広報を行った。（→平成18年12月実施済。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類については、法令で提出が義務づけられており業務遂行上必要不可欠なため省略することはできない。 なお、項目の削減については実施済み。（平成17年）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	申請手続を行う主体は、船舶等の長又は運送業者であるところ、オンライン申請については、ID・パスワードにより確認、紙申請については、身分証明書等の提示を求めることにより申請者の身分事項を確認している。			-	
		代理人による申請の場合				-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料は存在しない。			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料は存在しない。			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1件1申請ではないため回答までの平均的な処理時間を算出することはできない。			同左	
		紙による手続の場合（オフライン）	1件1申請ではないため回答までの平均的な処理時間を算出することはできない。			同左	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	4：00～2：00（22時間）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9：00～17：00			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			乗員上陸許可に係る電子申請に対しては、同許可書を交付するにあたり、電子的に交付を行い船舶代理店等において乗員上陸許可書の印刷が可能となるシステムの実現を図る。	
	シ ス テ ム の 改 善		申請項目の削減に係るシステム改修を実施した。			オンラインでの乗員上陸許可書交付が可能となるシステムの実現を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		財務省関税局のNACCSや国土交通省の港湾EDIからのアクセスも引き続き可能とし、WEBサイト等を通じて積極的な利用を呼びかける。			運送業者、船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用し広報を行う。 （乗員上陸許可書の電子交付に併せて実施）	
	そ の 他		-			-	

乗員上陸許可支援システムURL

<http://www.cps.immi-moj.go.jp/>

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（法務省）

No.9

対 象 手 続		船舶の長による乗員名簿の提出等					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 3 0 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第57条第1項及び第3項					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		船舶等の長又は運送業者は、船舶の場合は入港時より24時間前までに、航空機の場合は入港前に船舶等の乗員名簿を提出する。（主な利用者：運送業者及び船舶代理店）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	19,000	20,000	21,500	23,000	24,500
					30,500		
		目標利用率（％） 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	15	15	17	18	19
23							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		入港届（オンライン化済） 出港届（オンライン化済） 乗員名簿（オンライン化済） 乗客名簿（オンライン化済）			添付物の電子フォーマットについて、PDFなどにも幅広く対応する旨周知するとともに事務の効率化を図るために、関係機関との連携を図りつつ、電子申請を積極活用していただきたい旨広報する。（平成18年）（→平成18年度実施済。） 乗員上陸許可支援システムのWEBサイトに、FAQを設け、利用者登録方法等の周知・広報を行った。（→平成18年12月実施済。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類のうち、～ については、法令で提出が義務づけられており業務遂行上必要不可欠なため省略することはできない。 なお、項目の削減については実施済み。（平成17年）				
	本人確認方法	本人による申請の場合	申請手続を行う主体は、船舶等の長又は運送業者であるところ、オンライン申請については、ID・パスワードにより、紙申請については、身分証明書等の提示を求めることにより申請者の身分事項を確認している。			-	
		代理人による申請の場合				-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料は存在しない。			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料は存在しない。			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	受付のみで処理は行わない。			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	受付のみで処理は行わない。			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	4：00～2：00（22時間）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9：00～17：00			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			オンラインでの乗員上陸許可書交付が可能となるシステムの実現を図ることにより、その前提となる乗員名簿等の提出についてもオンライン手続の促進を図る。	
シ ス テ ム の 改 善		申請項目の削減に係るシステム改修を実施した。			オンラインでの乗員上陸許可書交付が可能となるシステムの実現を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		財務省関税局のNACCSや国土交通省の港湾EDIからのアクセスも引き続き可能とし、WEBサイト等を通じて積極的な利用を呼びかける。			運送業者、船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用して広報を行う。 （乗員上陸許可書の電子交付に併せて実施）		
そ の 他		-			-		

乗員上陸許可支援システムURL

<http://www.cps.immi-moj.go.jp/>

財 務 省

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1

対 象 手 続		積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出（外国貿易船）					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 3 4 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第15条第1項、第3項					
手 続 概 要		開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、あらかじめ当該外国貿易船の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易船が開港に入港したとき、船長は入港の時から二十四時間以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出しなければならない。（主な利用者：船会社、船舶代理店）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	38,000	40,431	50,000	59,000	67,000
					-		
		目標利用率（％）	27.9	31.6	³⁷ （コンテナ船について90） -	44 （コンテナ船について93）	50以上 （コンテナ船について95）
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンラインによる本人申請無 （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			-	
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （場合によっては、執務時間外及び土日にも対応、当直官署にあっては終日）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			-	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			-	
そ の 他		国際海上交通の簡易化に関する条約（F A L 条約）が定めるF A L 様式を採用したことにより、必須入力項目数が減少した。（平成17年11月1日から）			-		
N A C C S U R L			http://www.nacccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 2

対 象 手 続		積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出（外国貿易機）					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 4 2 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第15条第7項、第9項					
手 続 概 要		税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、あらかじめ当該外国貿易機の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易機が税関空港に入港したとき、機長は直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。（主な利用者：航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	41,000	48,691	53,000	61,000	71,000
					-		
		目標利用率（％）	27.5	29.9	37	43	50以上
-							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		無		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンラインによる本人申請無 （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-		
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-		
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	無		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （場合によっては、執務時間外及び土日にも対応、当直官署にあっては終日）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		-		
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		-		
	そ の 他		-		-		
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 3

対 象 手 続		貨物の積卸しについての書類の呈示						
年 間 平 均 申 請 件 数		1 , 8 1 9 , 0 0 0件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第16条第2項						
手 続 概 要		船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。 （主な利用者：船会社、航空会社）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件）	1,597,000	1,779,710	1,619,000	1,637,000	1,638,000	
					-			
		目標利用率（％）	87.8	83.6	89	90	90以上	
-								
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		無			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			-		
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			-		
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	無			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （当直官署にあっては終日）			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-		
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			-		
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			-		
	そ の 他		-			-		
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/					
C u P E S U R L			http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 4

対 象 手 続		出港届の提出（許可）				
年 間 平 均 申 請 件 数		2 6 7 , 0 0 0 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第17条第1項				
手 続 概 要		外国貿易船及び外国貿易機が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。 （主な利用者：船会社、船舶代理店、航空会社）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	82,000	98,177	101,000 -	115,000	134,000
	目標利用率（％）	29.6	33.6	38 -	43	50以上
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンラインによる本人申請無 （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-	
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	無		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （ 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 ） （当直官署にあっては終日）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		-	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		-	
	そ の 他		国際海上交通の簡易化に関する条約（F A L 条約）が定めるF A L 様式を採用したことにより、必須入力項目数が減少した。（平成17年11月1日から）		-	
N A C C S U R L		http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 5

対 象 手 続		執務時間外における貨物の積卸しの届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		1 9 7 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第19条					
手 続 概 要		行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。 （主な利用者：船会社、航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	140,000	149,637	156,000	165,000	177,000
					-		
		目標利用率（％）	69.8	71.3	79	84	90以上
-							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		無		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-		
		代理人による申請の場合	ＩＤ・パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-		
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	無		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （当直官署にあっては終日）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		-		
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		-		
そ の 他		-		-			
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 6

対 象 手 続		外国貨物仮陸揚の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		6 3 2 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和 2 9 年法律 6 1 号）第 2 1 条					
手 続 概 要		外国貨物を仮に陸揚しようとするときは、船長又は機長は、税関にあらかじめその旨を届け出なければならない。 （主な利用者：船会社、航空会社）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	521,000	482,853	537,000	550,000	601,000
					-		
		目標利用率（％）	78.0	76.0	85	87	90以上
-							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			-	
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （ 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 ） （当直官署にあっては終日）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			-	
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			-		
そ の 他		-			-		
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/				
C u P E S U R L			http://www.cupes.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 7

対 象 手 続		内国貨物である船用品又は機用品の積込承認申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		2 6 6 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第23条第2項					
手 続 概 要		内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。 （主な利用者：船機用品業者）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	8,600	19,315	24,000	32,000	40,000	
				-			
	目標利用率（％）	3.2	7.1	9	12	15以上	
				-			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		無			-		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-		
		代理人による申請の場合	I D ・ パスワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-		
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	無		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （当直官署にあっては終日）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		-		
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		窓口において文書による申請者に対し、利用の慫慂（しょうよう）を行うとともに、事務の運用を含め手続の簡素化を検討し実施する。（18年度中） また、本手続業務を港湾・空港において広く利用されているNACCSに移管し、申請者の利便性向上を図る。（20年度以降）		
	そ の 他		-		-		
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 8

対 象 手 続		外国往来船又は外国往来航空機と陸地との交通の許可申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		1 6 7 , 0 0 0 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第24条第1項				
手 続 概 要		本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。 （主な利用者：船舶代理店、船機用品業者）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	13,000	11,076	33,000	43,000	50,000
				-		
	目標利用率（％）	8.0	12.9	20	26	30以上
-						
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-	
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	無		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （当直官署にあっては終日）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		-	
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		窓口において文書による申請者に対し、利用の慫慂（しょうよう）を行うとともに、事務の運用を含め手続の簡素化を検討し実施する。（18年度中） また、本手続業務を港湾・空港において広く利用されているNACCSに移管し、申請者の利便性向上を図る。（20年度以降）		
そ の 他		-		-		
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 9

対 象 手 続		外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		1 2 3 , 0 0 0 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第24条第2項				
手 続 概 要		本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通が、貨物の授受を目的とするものであるときは、その交通は、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。 （主な利用者：船舶代理店、船機用品業者）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	6,600	13,849	16,000	21,000	24,600
				-		
	目標利用率（％）	5.2	10.5	13	17	20
-						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-	
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙による手続の場合は署名又は記名・押印）		-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	無		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされていれば、すぐに許可を行っている。		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （当直官署にあっては終日）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置			-		
	シ ス テ ム の 改 善			利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		
広 報 ・ 普 及 活 動			窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。 窓口において文書による申請者に対し、利用の慫慂（しょうよう）を行うとともに、事務の運用を含め手続の簡素化を検討し実施する。（18年度中） また、本手続業務を港湾・空港において広く利用されているNACCSに移管し、申請者の利便性向上を図る。（20年度以降）			
そ の 他			-			
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 10

対 象 手 続		保税運送（包括）承認					
年 間 平 均 申 請 件 数		7 6 7 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第63条第1項					
手 続 概 要		外国貨物を開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置の許可を受けた貨物を蔵置する場所相互間で、外国貨物のまま運送しようとする者は、貨物の品名、数量、運送先等を税関に申告し承認を受けなければならない。（運送の状況やその他の事情を勘案して、税関長が取締り上支障がないと認める場合は、1年の範囲内で包括して承認することも可能。） （主な利用者：航空会社、通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	700,000	717,000	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上
					-		
					現行水準の維持・向上		
目標利用率（％）	91.3	93.1	-				
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		無			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）			-	
		代理人による申請の場合	I D ・ パ ス ワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			-	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			-	
	そ の 他		-			-	
N A C C S U R L			http://www.nacccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1 1

対 象 手 続		輸入（納税）申告（輸入許可前引取り承認申請を含む。）					
年 間 平 均 申 請 件 数		3 1 , 7 2 1 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第 7 条、第 7 条の 2 第 2 項、第67条、第73条第 1 項					
手 続 概 要		・ 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。（第 7 条） ・ 特例申告を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可の日の属する月の翌月末日までに税関長に提出しなければならない。（第 7 条の 2 ） ・ 貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。（第67条） ・ 輸入申告の後輸入の許可前に貨物を引き取ろうとする者は、税関長の承認を受けなければならない。（第 73条第 1 項） （主な利用者：通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	30,898,000	32,948,000	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上
					-		
		目標利用率（％）	97.4	97.5	現行水準の維持・向上		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		仕入書その他課税標準の決定のための必要な書類（オンライン化済） 関税法第70条に規定する他法令の許可・承認等を証する書類（一部オンライン化済） 協定税率、シンガポール税率、メキシコ税率若しくは特惠税率の適用又は関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようする場合であって輸入申告の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類（一部オンライン化済） 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書又は証明書（一部オンライン化済）			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		（添付書類を廃止できない理由） 輸入貨物の種類、数量及び価格等の確認、適正な関税等の賦課及び徴収、他法令の許可・承認等の確認など適正な輸入通関の確保のため。なお、一定の要件を満たせば、仕入書等の提出を省略できる場合もある。 （添付書類をオンライン化できない理由） ・ 原産地証明書等の一部の添付書類については、その原本性を確認する必要があるが、原本性の検証等の電子的処理を行うための環境が整備されていないため。 ・ 他省庁における申請手続がオンライン化されていないため。				
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D及びパスワード （紙の場合：記名・押印）			-	
		代理人による申請の場合	I D及びパスワード （紙の場合：記名・押印）			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	無			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	無			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （ 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 ） （国際空港等の一部の官署においては、執務時間外も可）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			-	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を誘導（しょうよう）している。			-	
	そ の 他		-			-	
N A C C S U R L		http://www.nacccs.go.jp/					
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1 2

対 象 手 続			輸出申告					
年 間 平 均 申 請 件 数			1 3 , 5 3 5 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項			関税法（昭和29年法律61号）第67条					
手 続 概 要			貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。 （主な利用者：通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績			年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
			目標利用件数（件）	13,359,000	13,842,000	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上	現行水準の維持・向上
			目標利用率（％）	98.6	98.0	-		
						-		
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
			仕入書（オンライン化済） 関税法第70条に規定する他法令の許可・承認等を証する書類（一部オンライン化済） 関税の軽減、免状又は払戻しに関連して輸出申告の際に提出を必要とされている貨物については、その書類（一部オンライン化済） 内国消費税等の輸出免税等を受ける貨物については、輸出免税物品輸出証明申請書又は輸出申告書付表（一部オンライン化済）			-		
			添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況 （添付書類を省略できない理由） 輸出貨物の品名、数量及び価格等の確認、他法令の許認可の確認等、適正な輸出通関の確保のため。 なお、一定の要件を満たせば、仕入書等の提出を省略できる場合もある。 （添付書類をオンライン化できない理由） 輸出申告書付表等の一部の添付書類については、申請者の押印が必要となっており、また、輸出免税が適用されるためには、貨物が船舶等へ積み込まれたことの税関長が証明が必要であるため。（酒税法、たばこ税法等）					
	本人確認方法		本人による申請の場合		ID及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		-	
			代理人による申請の場合		ID及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		-	
	手 数 料		オンライン手続の場合		無		-	
			紙による手続の場合（オフライン）		無		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合		許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。		-	
			紙による手続の場合（オフライン）		許可の要件が満たされ次第、許可を行っている。		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合		終日（メンテナンスの時間を除く。）		-	
			紙による手続の場合（オフライン）		原則として、税関の執務時間内 （08：30～17：00） （国際空港等の一部の官署においては、執務時間外も可）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置			-			-	
	シ ス テ ム の 改 善			利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。			-	
	広 報 ・ 普 及 活 動			窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。			-	
	そ の 他			-			-	
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/					
C u P E S U R L			http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 13

対 象 手 続		臨時開庁承認申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		4 6 9 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		関税法（昭和29年法律61号）第98条					
手 続 概 要		行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、税関の臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。 （主な利用者：通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	240,000	466,000	389,000	493,000	620,000	
				-			
	目標利用率（％）	51.2	82.9	58.2	61.7	65以上	
-							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況						
	本人確認方法	本人による申請の場合	ＩＤ及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		-		
		代理人による申請の場合	ＩＤ及びパスワード （紙の場合：記名・押印）		-		
	手 数 料	オンライン手続の場合	3,800(5時～22時)、4,250(22時～5時)		全府省で定期的に行う各種手数料等の単価改定作業の中で検討		
		紙による手続の場合（オフライン）	4,100(5時～22時)、4,550(22時～5時)		全府省で定期的に行う各種手数料等の単価改定作業の中で検討		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	承認の要件が満たされていれば、すぐに承認を行っている。		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （０８：３０～１７：００） （国際空港等の一部の官署においては、執務時間外も可）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		-		
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を誘導（しょうよう）している。		-		
そ の 他		-		-			
N A C C S U R L		http://www.naccs.go.jp/					
C u P E S U R L		http://www.cupes.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 1 4

対 象 手 続		積卸コンテナ一覧表の提出					
年 間 平 均 申 請 件 数		2 0 3 , 0 0 0 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		コンテナに関する通関条約（昭和4 6 年条約6 号）第2 条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和4 6 年政令第2 5 7 号）第2 条					
手 続 概 要		輸入税の免除を受けてコンテナを輸入又は輸出しようとする者は、当該コンテナの種類、記号、番号、積卸する船舶等の名称、及び国産コンテナの特例に係る表示をしているコンテナについてはその旨を積卸コンテナ一覧表に記載し、積卸を行う場所を管轄する税関官署へ提出することを以て、関税法第6 7 条の規定による申告があったものとみなす。 （主な利用者：船会社、通関業者）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	151,000	157,000	161,600	166,900	172,600
					-		
		目標利用率（％）	74.4	76.9	79.6	82.2	85以上
-							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		無		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	I D ・ パスワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）		-		
		代理人による申請の場合	I D ・ パスワード （紙の場合は、記名、押印又は署名）		-		
	手 数 料	オンライン手続の場合	無		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	無		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	終日（メンテナンスの時間を除く。）		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として、税関の執務時間内 （ 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 ）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービスの向上に努めている。		-		
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等でオンライン利用を慫慂（しょうよう）している。		-		
そ の 他		-		-			
N A C C S U R L			http://www.naccs.go.jp/				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.15

対 象 手 続		納税証明書の交付請求							
年 間 平 均 申 請 件 数		1,689,000 件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		国税通則法（昭和37年法律66号）第123条第1項							
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		納税証明書は申告・納付した納税額、所得金額及び未納の税額がないこと等について証明するものであり、納税者が融資申込みや資格審査等の添付書類として使用するため、必要となる都府、税務署等へ交付請求を行うものである。 （主な利用者：個人、法人、代理申請率：不明）							
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件）	452	269	32,000 （税務基礎情報の発表を前提） 税務基礎情報の発表 84万件 民間事業者等の発表 28万件	49,000 （税務基礎情報の発表を前提） 税務基礎情報の発表 111万件 民間事業者等の発表 38万件	135,000 （税務基礎情報の発表を前提） 税務基礎情報の発表 388万件 民間事業者等の発表 97万件			
				892					
	目標利用率（％）	0.03%	0.02%	2%	3%	8%			
0.05%									
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・本人の電子署名 紙による手続の場合 ・身分証明書等本人であることを確認できるもの			-			
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・委任状（本人が署名・押印したもの）、代理人本人であることを確認できるもの			-			
	手 数 料	オンライン手続の場合	370円			-			
		紙による手続の場合（オフライン）	400円			-			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	受信確認後おおむね15分程度			-			
		紙による手続の場合（オフライン）	おおむね15分程度			-			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-			
	上記項目以外のインセンティブ措置		○ 入札資格審査、銀行融資などで大量に必要な場合でも原本データをコピーして利用できるため一度の取得で済む。			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 電子納税証明書の利用機会の拡大を関係府省及び関係機関に要請 ○ 各都道府県に対し利用促進について依頼するとともに電子納税証明書利用時の注意点等を周知した（平成17年11月8日）。 ○ 総務省に対して電子納税証明書の利用促進について依頼（平成17年11月14日）。 ○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 手数料納付に対応したインターネットバンキング、ATMの普及に向け金融機関等との連携を強化する。 ○ 電子納税証明書等の活用について、受入先への積極的取組を要請するとともに、利用のための検証ツールなどの提供を引き続き行う。更に、受入先が拡大するまでの措置として、オンライン申請された納税証明書を書面で発行することについて検討を進める。（オンライン申請された納税証明書の書面発行は、平成19年度実施予定） ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他		-							
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.16

対 象 手 続		消費税課税事業者届出書				
年 間 平 均 申 請 件 数		160,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		消費税法（昭和63年法律108号）第57条第1項第1号				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより消費税の課税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に課税事業者となった旨を届け出る手続。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	122	238	3,000 （経営・経理等の普及を前提） 経営・経理等の普及 81万7千件 経営・経理等の普及 10万1千件 1,201	5,000 （経営・経理等の普及を前提） 経営・経理等の普及 11万7千件 経営・経理等の普及 1万7千件	13,000 （経営・経理等の普及を前提） 経営・経理等の普及 58万7千件 経営・経理等の普及 16万7千件
	目標利用率（％）	0.08%	0.15%	2% 0.75%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 ・ 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-		-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ	http://www.e-tax.nta.go.jp
----------------------------	----------------------------

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 17

対 象 手 続		消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書					
年 間 平 均 申 請 件 数		170,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		消費税法（昭和63年法律108号）第57条第1項第2号					
手 続 概 要 （主な利用者と代理申請率を明記）		基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより消費税の免税事業者となる場合、納税地を所轄する税務署長に免税事業者となった旨を届け出る手続。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	10	135	3,000 （課税売上高の算定と関係） 課税売上高の算定 80万円 課税売上高の算定 80万円	5,000 （課税売上高の算定と関係） 課税売上高の算定 110万円 課税売上高の算定 110万円	14,000 （課税売上高の算定と関係） 課税売上高の算定 368万円 課税売上高の算定 368万円	
	目標利用率（％）	0.01%	0.08%	2% 0.49%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		- システム仕様は公開済（平成15年4月～） - 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） - 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） - 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		- システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 - 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） - その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 - 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		- 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 - 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 - 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） - 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他		-		-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.18

対 象 手 続		所得税の青色申告承認申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		200,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第144条、第166条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		個人が青色申告の承認を受けようとする場合の手続きで納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	29	97	4,000 （認定基礎率の算出と併記） 認定基礎率の算出 80万件 認定基礎率の算出 80万件 711	6,000 （認定基礎率の算出と併記） 認定基礎率の算出 115万件 認定基礎率の算出 115万件	16,000 （認定基礎率の算出と併記） 認定基礎率の算出 368万件 認定基礎率の算出 368万件	
	目標利用率（％）	0.01%	0.05%	2% 0.36%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-		
上記項目以外のインセンティブ措置			- →電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）				
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他			-				
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.19

対 象 手 続		所得税の青色申告の取りやめ届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第151条第1項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		青色申告の承認を受けていた方が、青色申告書による申告を取りやめようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目 標 利 用 件 数 （ 件 ）	2	20	2,000 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込みの算出 83万件 課税基礎の見込みの算出 83万件 197	3,000 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込みの算出 113万件 課税基礎の見込みの算出 113万件	8,000 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込みの算出 368万件 課税基礎の見込みの算出 368万件	
	目 標 利 用 率 （ ％ ）	0.01%	0.02%	2% 0.20%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容				行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）
	添 付 書 類			-			-
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置			-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他			-			-	

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.20

対 象 手 続		個人事業の開廃業届出				
年 間 平 均 申 請 件 数		400,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第229条				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときの手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数（ 件 ）	11	79	8,000 （課税基礎額の増減と相殺） 課税基礎額の増減 80万 課税基礎額の減減 10万 課税基礎額の増減 80万	12,000 （課税基礎額の増減と相殺） 課税基礎額の増減 11万 課税基礎額の減減 10万 課税基礎額の増減 80万	32,000 （課税基礎額の増減と相殺） 課税基礎額の増減 168万 課税基礎額の減減 168万
				551		
	目 標 利 用 率（ ％ ）	0.01%	0.02%	2%	3%	8%
0.14%						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-		-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.21

対 象 手 続		青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）				
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第2項				
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする場合の手続きで、納税地を所轄する税務署長へ提出する。 （主な利用者：個人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	49	127	2,000 （前年度実績の増減を前掲） 8127件 前年度実績の増減 8127件 778	3,000 （前年度実績の増減を前掲） 11277件 前年度実績の増減 11277件	8,000 （前年度実績の増減を前掲） 55879件 前年度実績の増減 55879件
	目標利用率（％）	0.05%	0.13%	2% 0.78%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置			- →電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他			-			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ	http://www.e-tax.nta.go.jp
----------------------------	----------------------------

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.22

対 象 手 続		酒類の販売数量等報告書				
年 間 平 均 申 請 件 数		202,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		酒税法（昭和28年法律6号）第47条第4項				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		酒類販売業者が1会計年度の酒類の販売数量等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続き。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	48	4,000 （前年度実績の増及び前年度実績の減少） 83万7千260件	6,000 （前年度実績の増及び前年度実績の減少） 113万7千260件	16,000 （前年度実績の増及び前年度実績の減少） 588万7千260件
	目標利用率（％）	0.00%	0.02%	2% 0.13%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置	-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 小売酒販組合等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他	-		-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.23

対 象 手 続		「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書					
年 間 平 均 申 請 件 数		187,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律7号）第91条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		酒類小売業者が未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等について毎年4月30日までに所轄税務署長に報告する手続き。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件）	0	0	4,000 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件	5,000 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件	15,000 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件
		目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.04%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 小売酒販組合等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
	そ の 他		-			-	

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.24

対 象 手 続		更正の請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		191,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		国税通則法（昭和37年法律第66号）第23条第3項等					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるなどの場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	10	31	4,000 （課税標準等の算定を円滑） 課税標準等の算定 80万件 課税標準等の算定 80万件 164	6,000 （課税標準等の算定を円滑） 課税標準等の算定 115万件 課税標準等の算定 115万件	15,000 （課税標準等の算定を円滑） 課税標準等の算定 368万件 課税標準等の算定 368万件	
	目標利用率（％）	0.01%	0.02%	2% 0.09%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		なし ただし、請求の理由に応じてその基礎となる事実を証明する書類		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		請求内容の適正性を確保するため必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他		-		-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 25

対 象 手 続		オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書（支払通知書） （及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		15,000 件 (318,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項2号・8号				
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記 ）		オープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	0	290 （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） 7	440 （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） 115万枚	1,200 （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） （証券投資信託の収益を分配する法人の申告書の提出率） 163万枚
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.05%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置			- →電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他			-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ		http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.26

対 象 手 続		株式等の譲渡の対価の支払調書(及び同合計表)							
年 間 平 均 申 請 件 数		30,000 件 (7,770,000枚)							
根 拠 法 令・条 項		所得税法(昭和40年法律33号)第225条第1項10号							
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)		居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、株式等の譲渡の対価の支払をした場合に提出する。 (主な利用者：法人、代理申請率：不明)							
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数(件)	0	5	570 (課税基礎情報の普及を前提) 課税基礎情報の普及 537件 課税基礎情報の普及 467件 22	880 (課税基礎情報の普及を前提) 課税基礎情報の普及 1137件 課税基礎情報の普及 617件	2,390 (課税基礎情報の普及を前提) 課税基礎情報の普及 1687件 課税基礎情報の普及 1687件			
	目標利用率(%)	0.00%	0.02%	2% 0.07%	3%	8%			
目標達成に向けた具体的な措置内容				行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)		
	添 付 書 類			-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-			
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 (平成19年1月実施済)			
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-			
		紙による手続の場合(オフライン)	-			-			
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	-			-			
		紙による手続の場合(オフライン)	-			-			
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。(→平成19年2月～3月実施済)			
		紙による手続の場合(オフライン)	平日9時(又は8時30分)～17時15分(又は17時)			-			
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。(平成19年度実施予定)				
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済(平成15年4月～) ○ 開始届出書のオンライン化(平成18年1月～) ○ 開始届出時の本人確認書類を不要(平成18年1月～) ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮(平成18年1月～)			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供(平成18年度実施予定)を目指す。(→平成18年10月実施済) ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関(総務省、財務省など)との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。(→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定(平成18年6月)。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。) ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。(→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施) ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。(→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施)				
そ の 他		-			-				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.27

対 象 手 続		生命保険契約等の一時金の支払調書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		23,000 件（5,814,000枚）					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項4号・8号					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		生命保険契約等に基づいて支払う保険金や解約返戻金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	440 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及 437件 紙による手続の普及 67件 1	670 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及 1137件 紙による手続の普及 61万枚	1,830 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及 96万枚 紙による手続の普及 168万枚	
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会和協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他	-		-				
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.28									
対 象 手 続			生命保険契約等の年金の支払調書（及び同合計表）						
年 間 平 均 申 請 件 数			20,000 件 (4,955,000枚)						
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項4号・8号						
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）			生命保険契約等に基づいて支払う年金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績			年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
			目標利用件数（件）	0	0	380 （注）基礎情報の普及を前提 （注）基礎情報の普及 137件 （注）基礎情報の普及 137件 （注）基礎情報の普及 137件	580 （注）基礎情報の普及を前提 （注）基礎情報の普及 1137件 （注）基礎情報の普及 1137件 （注）基礎情報の普及 1137件	1,590 （注）基礎情報の普及を前提 （注）基礎情報の普及 1647件 （注）基礎情報の普及 1647件 （注）基礎情報の普及 1647件	
						0			
			目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-				-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-						
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印				-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印				オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-				-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-				-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-				-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時				（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）				-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-				→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）				○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請				○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-				-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ					http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 29

対 象 手 続			損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数			2,000 件（1,421,000枚）				
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項5号・8号				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）			損害保険契約等の満期返戻金及び解約返戻金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		0	0	40 （請求書等の書きと印刷） 紙による手続の件数 80万件 電子による手続の件数 40万件 0	60 （請求書等の書きと印刷） 紙による手続の件数 110万件 電子による手続の件数 40万件	160 （請求書等の書きと印刷） 紙による手続の件数 368万件 電子による手続の件数 160万件
	目標利用率（％）		0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-			- →電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.30

対 象 手 続		保険代理報酬の支払調書（及び同合計表）						
年 間 平 均 申 請 件 数		1,000 件（391,000枚）						
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項6号						
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		生命保険契約又は損害保険契約の代理報酬の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件）	0	0	20 （国税基盤等の普及を前提） 国税基盤等の普及 33万枚 紙による申請の普及 60万枚	30 （国税基盤等の普及を前提） 国税基盤等の普及 11万枚 紙による申請の普及 61万枚	80 （国税基盤等の普及を前提） 国税基盤等の普及 96万枚 紙による申請の普及 168万枚		
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→ 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 31

対 象 手 続		定期積金の給付補てん金等の支払調書（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		80,000 件 (109,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項3号・8号				
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記 ）		定期積金及び相互掛金の給付補てん金等の支払をした場合に提出する。 （ 主な利用者：法人、代理申請率：不明 ）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	18	1,500 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 80万件 課税基礎等の見込み 80万件 218	2,300 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 115万件 課税基礎等の見込み 115万件	6,300 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 368万件 課税基礎等の見込み 368万件
	目標利用率（％）	0.00%	0.02%	2% 0.27%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置			- →電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他			-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.32

対 象 手 続		配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		93,000 件 (2,566,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項2号・8号				
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記 ）		法人の利益の配当、剰余金の分配、基金利息の支払をした場合に提出する。 （ 主な利用者：法人、代理申請率：不明 ）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	27	97	2,000 （課税基礎等の電算化率） 課税基礎の電算化率 93万枚 課税基礎の電算化率 93万枚 299	3,000 （課税基礎等の電算化率） 課税基礎の電算化率 115万枚 課税基礎の電算化率 115万枚	7,000 （課税基礎等の電算化率） 課税基礎の電算化率 368万枚 課税基礎の電算化率 368万枚
	目標利用率（％）	0.03%	0.10%	2% 0.32%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時		(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50％以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-		-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

		No. 33					
対 象 手 続		不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）		（ No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）			
年 間 平 均 申 請 件 数		2,291,000 件		（ 4,366,000枚 ）			
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項9号					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記 ）		居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 （国・地方自治体の等分を前提） 国・地方自治体の等分を前提 202,175	67,000 （国・地方自治体の等分を前提） 国・地方自治体の等分を前提 107,000	183,000 （国・地方自治体の等分を前提） 国・地方自治体の等分を前提 188,000
		目標利用率（％）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他		-		-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

										No. 34	
対 象 手 続			不動産等の譲受けの対価の支払調書（及び同合計表）				（ No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）				
年 間 平 均 申 請 件 数			2,291,000 件				（ 337,000枚）				
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項9号								
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）			居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の譲受けの対価を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）								
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績			年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
			目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 （国税基盤等の普及を前提） 認定基盤の普及 122万枚 地方自治体の電子申告の普及 45万枚	67,000 （国税基盤等の普及を前提） 認定基盤の普及 13万枚 地方自治体の電子申告の普及 45万枚	183,000 （国税基盤等の普及を前提） 認定基盤の普及 188万枚 地方自治体の電子申告の普及 48万枚			
						202,175					
			目標利用率（％）	0.18%	0.58%	2%	3%	8%			
8.82%											
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添 付 書 類		-				-				
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-								
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印				-				
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印				オンライン手続の場合 ・税理士会和協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）				
	手 数 料	オンライン手続の場合	-				-				
		紙による手続の場合（オフライン）	-				-				
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-				-				
		紙による手続の場合（オフライン）	-				-				
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時				（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）				
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）				-				
	上記項目以外のインセンティブ措置		-				→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）				
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）				○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請				○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他		-				-					
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ						http://www.e-tax.nta.go.jp					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

		No. 35				
対 象 手 続		不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表） （ No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）				
年 間 平 均 申 請 件 数		2,291,000 件 (191,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項9号				
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付のあっせん手数料を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 （認定基盤等の普及を前提） 認定基盤の普及 21万件 認定基盤以外の普及 202,175	67,000 （認定基盤等の普及を前提） 認定基盤の普及 111万件 認定基盤以外の普及 56万枚	183,000 （認定基盤等の普及を前提） 認定基盤の普及 50万枚 認定基盤以外の普及 133万枚
	目標利用率（％）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時		(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
	そ の 他		-		-	
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

		No. 36					
対 象 手 続		報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表） （ No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）					
年 間 平 均 申 請 件 数		2,291,000 件 (7,840,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項3号					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		居住者又は内国法人に対して、報酬、料金、契約金及び賞金を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 （税理士等への普及率） 12万5千件 （税理士等への普及率） 12万5千件	67,000 （税理士等への普及率） 12万5千件 （税理士等への普及率） 12万5千件	183,000 （税理士等への普及率） 12万5千件 （税理士等への普及率） 12万5千件
		目標利用率（％）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50％以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 37

対 象 手 続		利子等の支払調書（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		139,000 件（1,193,000枚）				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項1号・8号				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		居住者又は内国法人に対し、利子等の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	23	2,600 （課税基礎等の算定と関係） 課税基礎等の算定 80万件 課税基礎等の算定 80万件 263	4,000 （課税基礎等の算定と関係） 課税基礎等の算定 110万件 課税基礎等の算定 110万件	11,000 （課税基礎等の算定と関係） 課税基礎等の算定 368万件 課税基礎等の算定 368万件
	目標利用率（％）	0.00%	0.02%	2% 0.19%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時		(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
	そ の 他		-		-	
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

							No.38
対 象 手 続		給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）					（No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）
年 間 平 均 申 請 件 数		2,291,000 件					（19,844,000枚）
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第226条第1項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		居住者に対し、俸給、給与、賃金、歳費、賞与その他これらの性格を有する給与を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	4,210	13,384	44,000 （国税局等の発表を基に） 国税局等の発表 44万枚 国税局等の発表 44万枚 202,175	67,000 （国税局等の発表を基に） 国税局等の発表 67万枚 国税局等の発表 67万枚	183,000 （国税局等の発表を基に） 国税局等の発表 183万枚 国税局等の発表 183万枚	
	目標利用率（％）	0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置	-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。（→平成18年5月要請済） ○ 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他	-			-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

		No. 39					
対 象 手 続		退職所得の源泉徴収票（及び同合計表） （No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）					
年 間 平 均 申 請 件 数		2,291,000 件 (135,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第226条第2項					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		居住者に対し、国内において退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		4,210	13,384	44,000 （国税局等からの申告を前提） 137万件 （国税局等からの申告を前提） 137万件	67,000 （国税局等からの申告を前提） 137万件 （国税局等からの申告を前提） 137万件	183,000 （国税局等からの申告を前提） 137万件 （国税局等からの申告を前提） 137万件
	目標利用率（％）		0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。（→平成18年5月要請済） ○ 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 40

対 象 手 続		公的年金等の源泉徴収票（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		2,000 件（28,581,000枚）					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第226条第3項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		居住者に対し、公的年金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	1	40 （課税基礎等の算出を前提） 課税基礎の算出 80万円 課税基礎の算出 80万円	60 （課税基礎等の算出を前提） 課税基礎の算出 110万円 課税基礎の算出 110万円	160 （課税基礎等の算出を前提） 課税基礎の算出 160万円 課税基礎の算出 160万円	
	目標利用率（％）	0.00%	0.05%	2%	3%	8%	
				0.40%			
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-		-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.41

対 象 手 続		信託の計算書（及び同合計表）						
年 間 平 均 申 請 件 数		4,000 件 (574,000枚)						
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第227条						
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		信託の受託者が、信託を受託した場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件）	0	0	80 （注）基礎情報の普及を前提 （注）基礎情報の普及 10万枚 （注）基礎情報の普及 10万枚 （注）基礎情報の普及 10万枚	100 （注）基礎情報の普及を前提 （注）基礎情報の普及 10万枚 （注）基礎情報の普及 10万枚 （注）基礎情報の普及 10万枚	300 （注）基礎情報の普及を前提 （注）基礎情報の普及 10万枚 （注）基礎情報の普及 10万枚 （注）基礎情報の普及 10万枚		
				0				
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会和協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.42

対 象 手 続		生命保険金・共済金受取人別支払調書（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		12,000 件 (993,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		相続税法（昭和25年法律73号）第59条第1項1号				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		生命保険金や共済金の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	0	200 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 83.7% 認定申請書の普及率 80.7% 認定申請書の普及率 80.7% 4	350 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 91.3% 認定申請書の普及率 81.7% 認定申請書の普及率 81.7%	900 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 94.6% 認定申請書の普及率 84.0% 認定申請書の普及率 84.0%
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.03%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他		-		-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.43

対 象 手 続		国外送金等調書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		23,000 件（2,783,000枚）					
根 拠 法 令 ・ 条 項		内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）第4条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		金融機関等を通して国外送金等に係る為替取引を行った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	400 （課税基盤等の普及を前提） 課税基盤等の普及：137件 課税基盤等の普及：607件	700 （課税基盤等の普及を前提） 課税基盤等の普及：1137件 課税基盤等の普及：617件	1,800 （課税基盤等の普及を前提） 課税基盤等の普及：9647件 課税基盤等の普及：1687件	
				1			
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2%	3%	8%	
				0.00%			
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印				
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→ 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

							No.44
対 象 手 続		先物取引に関する調書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		2,000 件 (2,827,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第41条の14第4項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		商品取引員等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引等について、当該取引に係る差金等決済を行った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	40 《課税基礎情報の普及を前提》 課税基礎情報の普及 33万枚 課税ソフトの普及 60万枚	60 《課税基礎情報の普及を前提》 課税基礎情報の普及 11万枚 課税ソフトの普及 61万枚	160 《課税基礎情報の普及を前提》 課税基礎情報の普及 96万枚 課税ソフトの普及 168万枚	
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→ 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
	そ の 他		-			-	
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.45

対 象 手 続		特定口座年間取引報告書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,000 件 (489,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		租税特別措置法 第37条の11の3第7項					
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)		証券業者等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約により、特定口座の開設を行っている場合に提出する。 (主な利用者：法人、代理申請率：不明)					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	20 （注）基幹情報の普及を前提 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚	30 （注）基幹情報の普及を前提 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚	80 （注）基幹情報の普及を前提 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚	
				1			
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.10%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）
				-			-
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会和協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。(→平成19年2月～3月実施済)	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.46

対 象 手 続		損害保険契約等の年金の支払調書（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		1,000 件 (292,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第225条第1項5号・8号				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		損害保険契約等に基づく年金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	0	20 （課税基盤等の普及を前提） 課税基盤等の普及 33万枚 課税ソフトの普及 60万枚	30 （課税基盤等の普及を前提） 課税基盤等の普及 11万枚 課税ソフトの普及 61万枚	80 （課税基盤等の普及を前提） 課税基盤等の普及 96万枚 課税ソフトの普及 168万枚
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時		(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。(→平成19年2月～3月実施済)	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-		-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

対 象 手 続		事業年度等を変更した場合等の届出				
年 間 平 均 申 請 件 数		300,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		法人税法（昭和40年法律34号）第15条				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		事業年度等を変更した場合等の手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	11	21	6,000 （昭和基盤後の普及率を前提） （注）法務省の普及率 43.2% （注）民間ソフト等の普及率 40.0% 77	9,000 （昭和基盤後の普及率を前提） （注）法務省の普及率 11.5% （注）民間ソフト等の普及率 11.5% 115	24,000 （昭和基盤後の普及率を前提） （注）法務省の普及率 36.0% （注）民間ソフト等の普及率 36.0% 360
				77		
	目標利用率（％）	0.01%	0.01%	2% 0.03%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			○ 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面を含めて検討を進める。 ・ 添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信 ・ 税理士関与の納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信（平成19年実施を目指す） ○ 更に、税理士関与の納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることに関して検討を行う。 →添付書類の送付を不要とする方向で検討を進める。		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			・ 変更事実の確認及び申告の適正性を確保するため必要 →添付書類の送付を不要とする方向で検討を進める。		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
	そ の 他		-		-	

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.48

対 象 手 続		青色申告書の承認の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		法人税法（昭和40年法律34号）第122条第1項、第146条、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第52条、第62条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		法人税の確定申告書、中間申告書等を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合の手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件）	4	5	2,000 （前年度実績の増減を前年度実績の増減率で算出） 13万7千件 （前年度実績の増減を前年度実績の増減率で算出） 13万7千件	3,000 （前年度実績の増減を前年度実績の増減率で算出） 13万7千件 （前年度実績の増減を前年度実績の増減率で算出） 13万7千件	8,000 （前年度実績の増減を前年度実績の増減率で算出） 13万7千件 （前年度実績の増減を前年度実績の増減率で算出） 13万7千件
		目標利用率（％）	0.01％	0.01％	2％ 0.13％	3％	8％
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		- システム仕様は公開済（平成15年4月～） - 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） - 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） - 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		- システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 - 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） - その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 - 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		- 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 - 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 - 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） - 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他		-		-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

No. 49

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 50

対 象 手 続		内国普通法人等の設立の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		法人税法（昭和40年法律34号）第148条、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第63条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		内国普通法人等を設立した場合の手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上 段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	1	2	2,000 （国税事務所等の見込みを前提） 17年度 10,000件 18年度 52,000件	3,000 （国税事務所等の見込みを前提） 17年度 10,000件 18年度 52,000件	8,000 （国税事務所等の見込みを前提） 17年度 10,000件 18年度 52,000件	
	目標利用率（％）	0.01%	0.01%	2%	3%	8%	
				0.05%			
目 標 達 成 に 向 け た 具 体 的 な 措 置 内 容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		1 定款等の写し 2 設立の登記事項証明書等 3 その他出資者の名簿など設立時に作成する書類（注） ・ 自己作成の添付書類については、既にオンライン送信が可能となっている。 ・ 添付書類のうち、法人登記事項に関する証明書等については、既に法務省が運用している「登記情報サービス」を活用することにより、添付を省略している。 ・ 法人設立届出書の提出前に、開始届出書の提出があった場合は、法人設立届出書のオンライン提出に当たり登記事項証明書の添付が不要である。			○ 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面を含めて検討を進める。 ・ 添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信 ・ 税理士関与の納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信（平成19年実施を目指す） ○ 更に、税理士関与の納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることに関して検討を行う。		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	・ 法人の設立の事実、納税地等を正確に把握するため必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-			→ 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他	-			-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ		http://www.e-tax.nta.go.jp					

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.51

対 象 手 続		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		200,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第217条第1項				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		給与等に係る源泉所得税の納期の特例の承認を受けようとする者が申請する手続 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	9	21	4,000 （国税庁発表の普及率を前提） 国税庁発表の普及率 83万7千 187	6,000 （国税庁発表の普及率を前提） 国税庁発表の普及率 112万7千 187	16,000 （国税庁発表の普及率を前提） 国税庁発表の普及率 568万7千 187
	目標利用率（％）	0.01%	0.01%	2%	3%	8%
				0.09%		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
上記項目以外のインセンティブ措置			-			
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他			-			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.58

対 象 手 続		給与支払事務所等の開設等届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		200,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第230条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		給与等の支払者が、国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所を開設等した場合に、その旨を所轄税務署長に対して届け出る手続 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	22	77	4,000 （前年度実績の増減を前掲） 81万7千 （前年度実績の増減を前掲） 81万7千 （前年度実績の増減を前掲） 81万7千 967	6,000 （前年度実績の増減を前掲） 11万7千 （前年度実績の増減を前掲） 11万7千 （前年度実績の増減を前掲） 11万7千	16,000 （前年度実績の増減を前掲） 55万7千 （前年度実績の増減を前掲） 55万7千 （前年度実績の増減を前掲） 55万7千	
	目標利用率（％）	0.01%	0.04%	2% 0.48%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行 動 計 画 策 定 時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印	-			
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印	オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）			
	手 数 料	オンライン手続の場合	-	-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-	-			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-	-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-	-			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）			
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）	-				
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.59

対 象 手 続			非課税貯蓄みなし廃止通知書					
年 間 平 均 申 請 件 数			590,000 件（法改正に伴い年間申請件数が減少（18年度：約17万件程度）する見込み）					
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法施行令（昭和40年政令96号）第45条第5項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）			非課税（マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続（主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績			年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
			目標利用件数（件）	0	0	3,200 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 83万件 課税基礎の見込み 83万件	5,000 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 113万件 課税基礎の見込み 113万件	13,500 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 368万件 課税基礎の見込み 368万件
						0		
			目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2%	3%	8%
0.00%								
目標達成に向けた具体的な措置内容				行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		- オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）			
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印					
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時		(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-			
上記項目以外のインセンティブ措置			-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善			○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動			○ 金融機関に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他			-		-			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.60

対 象 手 続			非課税貯蓄者死亡通知書				
年 間 平 均 申 請 件 数			150,000 件（法改正に伴い年間申請件数が10万件未満（18年度：約4万件程度）となる見込み）				
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法施行令（昭和40年政令96号）第46条第2項				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）			非課税（マル優）の適用を受けていた預金者が死亡した旨の届出があった場合又は死亡したことを知った場合に、当該非課税預金の取扱金融機関がその旨を記載した通知書を提出する手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		0	0	700 （認証基盤導入の普及率8割後） 目標利用件数の算出：12万件 にオンライン化率90%の普及率を乗算 0	1,000 （認証基盤導入の普及率8割後） 目標利用件数の算出：12万件 にオンライン化率90%の普及率を乗算	3,000 （認証基盤導入の普及率8割後） 目標利用件数の算出：180万件 にオンライン化率90%の普及率を乗算
	目標利用率（％）		0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印				
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 金融機関に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

		No. 61					
対 象 手 続		特別非課税貯蓄みなし廃止通知書					
年 間 平 均 申 請 件 数		110,000 件（法改正に伴い年間申請件数が10万件未満（18年度：約4万件程度）となる見込み）					
根 拠 法 令 ・ 条 項		租税特別措置法施行令（昭和32年政令43号）第2条の4第3項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		非課税（特別マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続（主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	0	0	700 （当該非課税の普及を前提） 国民総額の普及 82万件 （注）平成17年度末 110万件 0	1,000 （当該非課税の普及を前提） 国民総額の普及 115万件 （注）平成17年度末 168万件	3,000 （当該非課税の普及を前提） 国民総額の普及 388万件 （注）平成17年度末 468万件
		目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類				-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況				-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置				- →電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善				○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動				○ 金融機関に対して協力を要請 ○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他				-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

対 象 手 続		国税申告手続（所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税）					
年 間 平 均 申 請 件 数		26,738,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第120条、法人税法（昭和40年法律第34号）第74条、消費税法（昭和63年法律108号）第45条、酒税法（昭和28年法律第6号）第30条の2、印紙税法（昭和42年法律第23号）第11条 等					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		個人のその年の所得金額及び納税額について、その個人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。法人が事業年度の所得金額及び納税額について、当該法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。消費税の確定、中間（仮決算）、還付及び修正申告をする。酒類製造者が酒類・酒母・もろみの製造地の所在地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。印紙税書式表示の承認を受けた税務署長へ申告書を提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：法人税申告の場合、約86％が税理士間とあり）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績。 なお、平成16・17年度の利用件数には、酒税及び印紙税の件数は含まれていない。	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	52,838	110,488	510,800 347,658 （酒税申告書等を含む申告書） 26,738,000件、12,125件	780,800 （酒税申告書等を含む申告書） 26,738,000件、12,125件	2,131,700 （酒税申告書等を含む申告書） 26,738,000件、12,125件	
	目標利用率（％）	0.20%	0.41%	2% 1.30%	3%	8%	
添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		・所得の内訳書等の自己作成の添付書類についてはオンライン化済 ・源泉徴収票、証明書、領収書等の第三者作成の添付書類については別途送付			○ 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面を含めて検討を進める。 ・ 添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信（給与の源泉徴収票等について平成18年度実施予定）（→「給与と所得の源泉徴収票」及び「特定口座年間取引報告書」については、平成19年1月実施済。「公的年金等の源泉徴収票」等については、平成19年度実施予定） ・ 税理士間との納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信（平成19年度実施を目指す） ・ 更に、税理士間との納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることにに関して検討を行う。 → 所得税の電子申告における第三者作成書類（医療費の領収書、給与と所得の源泉徴収票等）の添付省略を可能とする。（平成19年度実施予定）		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			・申告の適正性を確保するため必要		
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			・ 税務署に設置の「確定申告書等作成コーナー」（オフライン版）をe-Tax対応として、来署した納税者の本人確認を前提に、本人の電子署名なしでの電子申告を可能とする。（平成19年度実施予定）	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 本人および税理士の署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者によって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	- -			- -	
	処理時間（申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	- -			- -	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時 平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
	上記項目以外のインセンティブ措置	- ○ 還付申告について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮を目指す。（平成18年度実施予定）（→平成18年11月実施済） ○ その他の優遇措置について、必要性や合理性を検討する。（平成18年度前半） → 電子認証の普及拡大のため、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除を創設する。（平成19年分又は20年分まで適用） → 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）					
	シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（平成16年度アクセス数約1千万件、提出件数約69万件）から直接電子申告できるようにする。（平成19年度実施予定） （→ 公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用の場合は、平成19年1月実施済。その他の電子証明書を利用の場合は、平成19年度実施予定） ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。					
	広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 利用回数の多い手続について利便性が高いことを重点的に広報 ○ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxに引き継いで電子申告が可能であることを重点的に広報 ○ 新たにサービスを開始した税目（印紙税、酒税）の利用促進について重点的に広報 ○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 電子納税に対応したインターネットバンキング、A T M の普及に向け金融機関等との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。（→平成18年5月要請済） ○ 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票、各種証明書及び領収書等の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 税理士会、関係民間団体を通じた会計処理のIT化や電子申告の利用を促進するための研修会や税務相談、パソコン会計記帳指導等を開催する。（平成19年度実施予定）					
	そ の 他	（注）大規模法人の消費税申告、書式表示適用者の印紙税申告及び酒類製造業者の酒税申告について、平成20年度までの3年間に利用率50％となるよう重点的に取り組む。					
	国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp		

厚生労働省

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No 1

対 象 手 続			食品等の輸入の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数			1,716,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項			食品衛生法第27条、第28条					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)			輸入者等による食品等輸入手続を全国の検疫所窓口にて電子的に処理するもの。 (主な利用者：輸入者等)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績			年 度	平成16	平成17 (暦年)	平成18	平成19	平成20
			目標利用件数（件） (平成17年度までは実績)	1,647,000	1,699,334	1,772,000	1,843,000	1,920,000
						1,307,680		
			目標利用率（％） (平成17年度までは実績)	91.50	91.15	91.62	91.75	92.00
						92.32		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		食肉等の衛生証明書（オンライン化対応済）			—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—					
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード (紙の場合は記名・押印)			—		
		代理人による申請の場合	—			—		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	平均約14分（但し届出の内容により長短あり）			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	平均約14分（但し届出の内容により長短あり）			—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	5:00～翌4:00			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	8:30～17:00（検疫所の開庁時間により変動） ※なお、事前に要望等なされた場合には時間外であっても対応			—		
	上記項目以外のインセンティブ措置		—			—		
シ ス テ ム の 改 善		◎バックアップシステムの構築やホスト間接続への対応等改善を図る（平成16年度に措置）。			◎システム化されていない事務処理の一部をシステムに取り込み、行政事務処理時間の短縮等を図る（最適化計画に基づき、平成22年2月までのできる限り早期）。（→平成20年度より設計及び開発・試験予定。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		—			◎厚生労働省ホームページやリーフレット等の広報により、オンライン届出システムの新規利用者へ情報を提供する。また、輸入者（利用者）向けのマニュアル等を作成し、各検疫所窓口へ配置する（平成18年度）。（→リーフレットについては現在作成作業中。平成19年3月に完成し、年度末に輸入者用マニュアルとともに検疫所窓口へ配置予定。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。）			
そ の 他		—			—			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

							No. 2
対 象 手 続		就業規則（変更）届					
年 間 平 均 申 請 件 数		281,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働基準法第89条第1項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を記した書面を添付し、事業場を管轄する労働基準監督署に届け出なければならない。就業規則の変更届出についても同様である。 （主な利用者：使用者、代理申請率：把握していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	11	790	14,050	28,100	56,200	
				660			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.004	0.281	5.00	10.00	20.00	
0.313							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			①意見書（オンライン化済） ②就業規則（オンライン化済）			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 ①②添付書類自体が届出対象文書となるため。			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は事業主（代表者）印、労働組合印、個人印又は署名）		—		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名）		◎社会保険労務士が代行する手続に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送も可）		—			
上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。		◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する（平成18～20年度）。（→平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		—		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 3								
対 象 手 続		1年単位の変形労働制に関する協定届								
年 間 平 均 申 請 件 数		182,000件								
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働基準法第32条の4第4項（第32条の2第2項準用）								
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、1年以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の定めにより特定された週、日において法定労働時間を超えて労働させることができる。 （主な利用者：使用者、代理申請率：把握していない）								
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20				
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	14	24	9,100 686	18,200	36,400				
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.008	0.013	5.00 0.503	10.00	20.00				
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
				—			—			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—						
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は事業主（代表者）印、労働組合印、個人印又は署名）				—			
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名）				◎社会保険労務士が代行する手続に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。			
	手 数 料	オンライン手続の場合	—				—			
		紙による手続の場合（オフライン）	—				—			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—				—			
		紙による手続の場合（オフライン）	—				—			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				—			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）				—			
	上記項目以外のインセンティブ措置		—				◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開				◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。				◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する（平成18～20年度）。（→平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		—				※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				
厚生労働省電子申請・届出システム		http://haryvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html								

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 4						
対 象 手 続		時間外・休日労働に関する協定届				
年 間 平 均 申 請 件 数		840,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働基準法第36条第1項				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。 （主な利用者：使用者、代理申請率：把握していない）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	32	1,555	42,000	84,000	168,000
				551		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.004	0.185	5.00	10.00	20.00
0.087						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は事業主（代表者）印、労働組合印、個人印又は署名）	—		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名）	◎社会保険労務士が代行する手続に關し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—	—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—	—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—	—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—	—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日	—		
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送可）	—			
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
シ ス テ ム の 改 善	◎申請データ仕様の公開。			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。			◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する（平成18～20年度）。（→平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他	—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国、地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html				

対 象 手 続		概算・増加概算・確定保険料申告書				
年 間 平 均 申 請 件 数		1,926,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) 第15条、第16条、第19条、施行規則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項				
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		事業主が、概算保険料、確定保険料等の申告を行う場合、原則毎年4月1日～5月20日までに所轄労働基準監督署、都道府県労働局若しくは金融機関へ提出する。 (主な利用者：事業主、代理申請率：－)				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数 (件) (平成17年度までは実績)	439	1,116	192,600 8,757	385,200	770,400
	目標利用率 (%) (平成17年度までは実績)	0.02	0.060	10.00 0.46	20.00	40.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時(平成17年度末)の状況		改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)	
	添 付 書 類		－		－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は記名押印(事業主(代表者)印)又は署名)		－	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 (紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)		◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主署名に代わる措置として電子署名のほか、識別番号・暗証番号(ID・パスワード)の入力によることも可能とする(平成18年度)。(→平成18年度の労働保険年度更新より実施(平成18年4月)。引き続き平成19年度も実施。)	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合(オフライン)	－		－	
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合(オフライン)	－		－	
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合(オフライン)	平日8時30分～17時(郵送も可)		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存税制で対応との結論)。 ◎電子申請時における保険料自動計算機能の構築を検討する(平成19年度中)。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎システム仕様未公開		◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う)。(→現行システムについてシステムの仕様を公開(平成18年3月31日)。) ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成19年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする(最適化計画に基づき、平成22年度末までのできる限り早期)。 ◎業種が異なる同一事業者内での保険関係の一括を可能とする(最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期)。	
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。		◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う(平成18年度)。(→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。) ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封(平成19年2～3月)。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度)。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。		
そ の 他		－		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中)。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

対 象 手 続		概算保険料の延納の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,926,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第18条、同施行規則第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		事業主が、納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険いずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上等の場合、概算保険料申告書提出時に併せて延納申請をすることができる。 (主な利用者：事業主、代理申請率：－)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） (平成17年度までは実績)	439	1,116	192,600 8,757	385,200	770,400	
	目標利用率（％） (平成17年度までは実績)	0.02	0.06	10.00 0.46	20.00	40.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	－			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	－					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は記名押印（事業主（代表者）印）又は署名)			－	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 (紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主署名に代わる措置として電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→平成18年度の労働保険年度更新より実施（平成18年4月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送也可）			－	
上記項目以外のインセンティブ措置	－					◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善	◎システム仕様未公開					◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う）。（→現行システムについてシステムの仕様の公開（平成18年3月31日）。） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成19年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする（最適化計画に基づき、平成22年度末までのできる限り早期）。 ◎業種が異なる同一事業者内での保険関係の一括を可能とする（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。
		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。					◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う（平成18年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う（平成18年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。
	広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。					◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う（平成18年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う（平成18年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。
そ の 他	－					※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	
労働保険適用徴収・電子申請システム		http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 7					
対 象 手 続		労働保険事務の処理の委託					
年 間 平 均 申 請 件 数		262,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) 第33条第1項、施行規則第60条第1項					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		労働保険事務組合が、労働保険事務の処理を受託したときに、労働基準監督署又は公共職業安定所長を経由して都道府県労働局長へ提出する。 (主な利用者：労働保険事務組合)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） (平成17年度までは実績)	1	3	2,620	13,100	52,400	
				13			
	目標利用率（％） (平成17年度までは実績)	0.0004	0.001	1.00	5.00	20.00	
				0.006			
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		—		—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は記名押印（事業主・労働保険事務組合代表者印）又は署名)		—		
		代理人による申請の場合	—		—		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）		—		
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎システム仕様未公開		◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う）。（→現行システムについてシステムの仕様を公開（平成18年3月31日）。） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成19年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせ対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする（最適化計画に基づき、平成22年度末までのできる限り早期）。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。		◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う（平成18年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		—		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
労働保険適用徴収・電子申請システム		http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 8									
対 象 手 続		保険関係成立届							
年 間 平 均 申 請 件 数		325,000件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項、同施行規則第4条							
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		事業主が、保険成立した(労働者を使用することとなった)日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届ける。 (主な利用者：事業主、代理申請率：－)							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	414	621	3,250	16,250	65,000			
				768					
	目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0.13	0.19	1.00	5.00	20.00			
		行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)				
	添 付 書 類	－			－				
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	－							
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は記名押印(事業主(代表者)印)又は署名)			－			
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 (紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)			－			
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－			
		紙による手続の場合(オフライン)	－			－			
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	－			－			
		紙による手続の場合(オフライン)	－			－			
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－			
		紙による手続の場合(オフライン)	平日8時30分～17時(郵送も可)			－			
	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存税制で対応との結論)。				
	シ ス テ ム の 改 善	◎システム仕様未公開			◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う)。(→現行システムについてシステムの仕様を公開(平成18年3月31日)。) ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成19年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎記入方法の説明をわかりやすい文言にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする(最適化計画に基づき、平成22年度末までのできるだけ早期)。 ◎業種が異なる同一事業者内での保険関係の一括を可能とする(最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期) ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める(平成20年度より)。(→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。)				
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。			◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う(平成18年度)。(→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。) ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封(平成19年2～3月)。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度)。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システム及び厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。					
そ の 他	－			◎社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進める。(平成23年度末までのできる限り早期)(→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。) ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中)。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。					
労働保険適用徴収・電子申請システム		http://ip-roho-chosyu.mhlw.go.jp/							
厚生労働省電子申請・届出システム(グループ申請)		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html							

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 9							
対 象 手 続		名称・所在地等変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数		161,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第2項、同施行規則第5条					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		事業主が、事業の名称・所在地等に変更があった場合、変更があった日の翌日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届け出る。 (主な利用者：事業主、代理申請率：－)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	140	175	1,610	8,050	32,200	
		327					
	目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0.09	0.11	1.00	5.00	20.00	
0.24							
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)		
	添 付 書 類	－			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	－					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は記名押印(事業主(代表者)印)又は署名)			－	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 (紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は署名)			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合(オフライン)	－			－	
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合(オフライン)	－			－	
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合(オフライン)	平日8時30分～17時(郵送も可)			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する(平成18年度)。(→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。) ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施(既存税制に対応との結論)。	
シ ス テ ム の 改 善		◎システム仕様未公開			◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする(平成19年度・e-Gov統合前の現行システムについても今年度中にシステムの仕様の公開を行う)。(→現行システムについてシステムの仕様を公開(平成18年3月31日)) ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する(平成19年度)。(→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。) ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する(最適化計画に基づき、平成20年度末までのできる限り早期)。(→平成19年2月、ニーズ調査を実施。) ◎記入方法の説明をわかりやすい文書にするとともに、事業主記載欄と行政職員記載欄の区別をつきやすくする(最適化計画に基づき、平成22年度末までのできるだけ早期)。 ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める(平成20年度より)。(→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。)		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。			◎全国社会保険労務士会連合会の広報誌等を利用し、社会保険労務士に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用促進を行う(平成18年度)。(→平成18年5月、協力依頼を実施。) ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する(平成18年度)。(→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。) ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う(平成18年度)。(→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。) ◎社会保険及び労働関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封(平成19年2～3月)。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る(平成19年度)。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、労働保険適用徴収・電子申請システム及び厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う(平成19年度)。		
	そ の 他	－			◎社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進める。(平成23年度末までのできる限り早期) (→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。) ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する(平成18年中)。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
労働保険適用徴収・電子申請システム			http://jp.roho-chosyu.mhlw.go.jp/				
厚生労働省電子申請・届出システム(グループ申請)			http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 10										
対 象 手 続		休業補償給付の請求／休業特別支給金の申請								
年 間 平 均 申 請 件 数		673, 000件								
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第14条（同法施行規則第13条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）								
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		業務上負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4日以上に及ぶ時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業補償給付の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）								
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	13, 460	20, 190	53, 840				
		1								
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2. 00	3. 00	8. 00				
		0. 0002								
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
			①「厚生年金保険の障害厚生年金等」の支給額を証明することができる書類（「厚生年金保険の障害厚生年金等」が支給される場合）（オンライン化済）			—				
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①厚生年金等との併給調整を行うため。							
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）				
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—				
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—				
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—				
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月。ただし、疾病に係るものは6か月。また、疾病のうち包括的救済規定に係るものは標準処理期間の定めはない。なお、「休業特別支給金の申請」については、当該支給金の支給が労働福祉事業であることから標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）				
		紙による手続の場合（オフライン）				◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）				
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—				
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）			—				
	シ ス テ ム の 改 善	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
		—		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
		—		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→平成18年7月、電子申請リーフレットについて厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用助奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				
厚生労働省電子申請・届出システム			http://hanvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html							

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 11

対 象 手 続		未支給の保険給付支給の申請／未支給の特別支給金支給の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		4,800件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第11条（同法施行規則第10条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第15条）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		労災保険給付等を受ける権利のある人が死亡した時に、死亡した人と死亡当時に生計を同じくしていた人が、所轄の労働基準監督署長に未支給の保険給付支給等の請求を行う。 （主な利用者：受給権者の遺族、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	96 0	144	384	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00	
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	①死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項の市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類（オンライン化未対応） ②戸籍謄本又は抄本（オンライン化未対応） ③事実婚関係を証明する書類（遺族（補償）年金以外の保険給付であり、事実婚関係にあった場合）（オンライン化未対応） ④同一生計を証明をする書類（遺族（補償）年金以外の保険給付の場合）（オンライン化未対応） ⑤診断書（障害の状態にある場合）（オンライン化未対応） ⑥死亡した受給権者が未支給の保険給付の支給を請求することとした場合に提出すべき書類その他の資料（死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかった場合）（オンライン化未対応）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。） ◎戸籍謄抄本については、市町村長が発行したものであるという原本性が確保された後において、必要な措置を検討する。			
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①被災労働者が死亡したことの確認を行うため。 ②、③申請者と死亡した受給権者との身分関係の確認を行うため。 ④申請者が被災労働者と同一生計にあったことの確認を行うため。 ⑤申請者が障害の状態にあることの確認を行うため。 ⑥死亡した被災労働者が保険給付の受給権者であったこと及びその場合の給付額を個々の給付に応じて確定させるため。 【オンライン化できない理由】 ①～⑥不正受給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があるため。						
本人確認方法	本人による申請の場合	受給権者の遺族（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—		
手 数 料	オンライン手続の場合	—			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	死亡した者に対して支給すべき保険給付の種類による。ただし、支給決定はあったが支払われていないものについては1か月とする。なお、「未支給の特別支給金支給の申請」については、当該支給金の支給が労働福祉事業であることから標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
目標達成に向けた具体的な措置内容	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 24時間365日 紙による手続の場合（オフライン） 平日8時30分～17時（郵送可）			— —		
	上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
シ ス テ ム の 改 善	◎申請データ仕様の公開	—			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。	◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。					
広 報 ・ 普 及 活 動	—						
そ の 他	—				※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 12
対 象 手 続		年金たる保険給付の受給権者の定期報告
年 間 平 均 申 請 件 数		178,000件
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第12条の7（同法施行規則第21条）
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請書を明記）		労災年金受給権者が、厚生労働省から送付する定期報告書で明記されている必要な書類を添付して、生年月日により6月末または10月末までに、年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に提出する。（主な利用者：年金受給権者、代理申請者：集計していない）
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16 平成17 平成18 平成19 平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0 0 3,560 5,340 14,240
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0 0 2.00 3.00 8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況	
	添 付 書 類	①障害（補償）年金の受給権者：住民票の写し又は戸籍抄本（オンライン化未対応） ②遺族（補償）年金の受給権者：戸籍謄本又は抄本（オンライン化未対応） ③遺族（補償）年金の受給権者：同一生計を証明する書類（オンライン化未対応） ④遺族（補償）年金の受給権者かつ障害の状態にある者の場合又は、傷病（補償）年金の受給権者：診断書（オンライン化未対応） ⑤労災年金と同一の事由により厚生年金等が支給されている場合：厚生年金等の支給額を証明することができる書類（オンライン化済）
		⑥医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。） ⑦戸籍謄抄本については、市町村長が発行したものであるという原本性が確保された後において、必要な措置を検討する。 ⑧添付書類の省略について検討した結果、平成23年度中の導入に向けて実施方式を検討する。
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①被災労働者が生存していることの確認を行うため。 ②申請者と死亡した被災労働者との身分関係の確認を行うため。 ③申請者が被災労働者と同一生計にあったことの確認を行うため。 ④申請者が一定の障害の状態にあることの確認を行うため。 ⑤厚生年金等との併給調整を行うため。 【オンライン化できない理由】 ①～④不正受給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があるため。
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）
		申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）
	手 数 料	オンライン手続の場合
		紙による手続の場合（オフライン）
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合
		紙による手続の場合（オフライン）
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合
		紙による手続の場合（オフライン）
	上記項目以外のインセンティブ措置	
	シ ス テ ム の 改 善	
	広 報 ・ 普 及 活 動	
	そ の 他	
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 13

対 象 手 続		療養補償給付たる療養の費用の請求					
年 間 平 均 申 請 件 数		243,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第13条（同法施行規則第12条の2）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		業務上負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	4,860 0	7,290	19,440
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①看護又は移送に要した費用の額を証明することができる書類（「療養に要した費用の額」が看護又は移送に要した費用の額を含む場合）（オンライン化未対応）			—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①領収書等については、当該保険給付の真正性を確保し、費用の額を確定するために必要としている。 【オンライン化できない理由】 ①不正受給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があり、タクシーの領収書等を必要としている。				
	本人確認方法		被災労働者（申請者）、事業主：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書の開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（←平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
			申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—	
	手 数 料		オンライン手続の場合			—	
			紙による手続の場合（オフライン）			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合			1か月。ただし、疾病に係るものは6か月。また、疾病のうち包括的救済規定に係るものは標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）	
			紙による手続の場合（オフライン）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（←省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合			24時間365日	
			紙による手続の場合（オフライン）			平日8時30分～17時（郵送可）	
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（←平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（←平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（←都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（←平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助要进行（平成18年度）。（←厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用助要进行を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 14				
対 象 手 続		療養給付たる療養の給付の請求				
年 間 平 均 申 請 件 数		78,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第22条（同法施行規則第18条の5第1項）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		通勤によって負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養給付の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	1,560	2,340	6,240
				0		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.003	2.00	3.00	8.00
0						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行 動 計 画 策 定 時（平成17年度末）の状況			改 善 方 策 の 措 置 ・ 具 体 的 改 善 方 策（実施時期）		
	添 付 書 類			—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—		
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主、医療機関：電子署名 （被災労働者、事業主：紙の場合は記名押印又は自筆による署名）		—	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）		—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月（標準処理期間）		◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）	
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。		◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引き書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引き書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引き書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		—		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html				

対 象 手 続		療養給付たる療養の費用の請求					
年 間 平 均 申 請 件 数		25,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第22条（同法施行規則第18条の6第1項）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		通勤により負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	500 0	750	2,000
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
			①看護又は移送に要した費用の額を証明することができる書類（「療養に要した費用の額」が看護又は移送に要した費用の額を含む場合）（オンライン化未対応）		—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①領収書等については、当該保険給付の真正性を確保し、費用の額を確定するために必要としている。 【オンライン化できない理由】 ①不正受給防止の観点から事実確認を厳正に行う必要があり、タクシーの領収書等を必要としている。				
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）		◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）		—		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月（標準処理期間）		◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
		紙による手続の場合（オフライン）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）		—		
システム改善	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。		◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。		
	そ の 他		—		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

対 象 手 続		休業給付の請求／休業特別支給金の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		53,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第22条の2（同法施行規則第18条の7）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請書を明記）		通勤により負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4以上に及ぶ時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業給付の支給の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請書：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	1,060	1,590	4,240	
				1			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.004	2.00	3.00	8.00	
				0.003			
			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
添 付 書 類		①「厚生年金保険の障害厚生年金等」の支給額を証明することができる書類（「厚生年金保険の障害厚生年金等」が支給される場合）（オンライン化済）			—		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①厚生年金等との併給調整を行うため。					
本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主：電子署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名） 診療担当者（医師等）：記名押印又は自筆による署名（紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			◎医師等診療担当者における電子証明書が開発され次第、必要なシステム改修について検討を行う（平成18年度）（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—		
手 数 料	オンライン手続の場合	—			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月。なお、「休業特別支給金の申請」については、当該支給金の支給が労働福祉事業であることから標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）			—		
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 17						
対 象 手 続		特別加入脱退の申請						
年 間 平 均 申 請 件 数		439,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第35条（同法施行規則第46条の23）、労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）、労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の21）						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		特別加入者である中小事業主等が特別加入を脱退したいときには、特別加入者が脱退を希望するとき速やかに、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入脱退申請書の提出を行う。 （主な利用者：中小事業主等、代理申請率：集計していない）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	21,950	43,900	87,800	
					0			
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.0002	5.00	10.00	20.00	
					0			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
添 付 書 類		—			—			
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—						
本人確認方法	本人による申請の場合	中小事業主等（申請者）：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			—			
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			◎労働保険事務組合が手続を行う場合に関し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。			
手 数 料	オンライン手続の場合	—			—			
	紙による手続の場合（オフライン）	—			—			
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日（標準処理期間）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）			
	紙による手続の場合（オフライン）	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）			
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—			
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可）			—			
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応をべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。					◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用の促進を行う（平成18～20年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html						

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 18

対 象 手 続		中小事業主等特別加入の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		305,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第34条（同法施行規則第46条の19第1項）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している中小事業主が、特別加入の承認申請を行うときには、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入申請書の提出を行う。 （主な利用者：中小事業主、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	15,250 0	30,500	61,000
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.0003	5.00 0	10.00	20.00
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		添 付 書 類			添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		
		本人確認方法			本人による申請の場合 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）		
		手 数 料			オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		
		処理時間 （申請者への回答までの時間）			オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		
		利用（申請等）可能な期間・時間帯			オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		
		上記項目以外のインセンティブ措置			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。 （→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
		シ ス テ ム の 改 善			◎申請データ仕様の公開 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口で端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
		広 報 ・ 普 及 活 動			◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用の促進を行う（平成18～20年度）。 （→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用助奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
		そ の 他			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 19

対 象 手 続		中小事業主等特別加入変更の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		305,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第34条（同法施行規則第46条の19）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		特別加入者である中小事業主等が、事業主の氏名、事業主が行う事業に従事する者の氏名、従事する業務又は作業の内容及び事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係に変更があったときに、変更事由が生じたとき遅滞なく、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入に関する変更届の提出を行う。 （主な利用者：中小事業主、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	15,250	30,500	61,000	
				0			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	5.00	10.00	20.00	
				0			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		—			—		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—					
本人確認方法	本人による申請の場合	中小事業主（申請者）：電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			—		
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			◎労働保険事務組合が手続を行う場合に、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。		
手 数 料	オンライン手続の場合	—			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）			—		
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎社団法人全国労働保険事務組合連合会の広報誌等を利用し、労働保険事務組合に対し電子申請の利用の促進を行う（平成18～20年度）。（→平成18年5月、協力依頼を実施。） ◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用勧奨を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

							No. 20
対 象 手 続		療養補償給付たる療養の給付の請求					
年 間 平 均 申 請 件 数		621,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第13条（同法施行規則第12条）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		業務上負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けた日の翌日から2年以内に、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養補償給付の請求を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	12,420	18,630	49,680	
				0			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.0002	2.00	3.00	8.00	
0							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			—			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主、医療機関：電子署名（被災労働者、事業主：紙の場合は記名押印又は自筆による署名）		—		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名（紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）		—		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1か月。ただし、疾病に係るものは6か月。また、疾病のうち包括的救済規定に係るものは標準処理期間の定めはない。（標準処理期間）		◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
		紙による手続の場合（オフライン）			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送可も）		—		
上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。		◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		—		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中） ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 21

対 象 手 続		療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		295,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）第12条の7（同法施行規則第12条第3項）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		業務上負傷し又は疾病にかかり療養補償給付を受けている人が、指定病院等を変更するとき、被災労働者本人が、変更した病院・診療所・薬局を経由し所轄の労働基準監督署に、療養の給付を受ける指定病院等（変更）届の提出を行う。 （主な利用者：被災労働者、代理申請率：集計していない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	5,900	8,850	23,600	
				0			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2.00	3.00	8.00	
				0			
			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
添 付 書 類		—			—		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—					
本人確認方法	本人による申請の場合	被災労働者（申請者）、事業主、医療機関：電子署名 （被災労働者、事業主：紙の場合は記名押印又は自筆による署名）			—		
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—		
手 数 料	オンライン手続の場合	—			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
	紙による手続の場合（オフライン）	—			◎省内システム間の連携強化による事務処理の効率化を検討する（平成18年度）。（→省内システム間の連携を図ることによる効率化について検討。）		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時（郵送も可）			—		
上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用対象者に対する意見の募集により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成19年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、引き続き検討。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成20年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効果的に見えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット等で周知広報。			◎リーフレットのホームページ掲載や都道府県労働局、労働基準監督署の窓口でリーフレットを活用した周知活動を行う（平成18～20年度）。（→都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を发出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 22					
対 象 手 続		労働者死傷病報告					
年 間 平 均 申 請 件 数		132,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		労働安全衛生規則〈労働安全衛生法〉第97条第1項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 （主な利用者：事業者、代理申請率：0%）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	4	0	6,600 3	13,200	26,400	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.003	0	5.00 0.003	10.00	20.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			①災害発生状況略図（オンライン化済）			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は事業者印）	◎あらゆるリスクと利便性とを比較衡量のうえ、より簡易な方法を採用する等について検討する（平成18年度～）。（→より簡易な方法について情報を収集しており、より簡易な方法を採用する等について平成19年度も引き続き検討する。）			
		代理人による申請の場合	事業者の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は事業者印と代理人の署名）	◎あらゆるリスクと利便性とを比較衡量のうえ、より簡易な方法を採用する等について検討する（平成18年度～）。（→より簡易な方法について情報を収集しており、より簡易な方法を採用する等について平成19年度も引き続き検討する。） ◎社会保険労務士が代行する手続に關し、事業主電子署名の省略を検討する（平成18年度～）。			
	手 数 料	オンライン手続の場合	—	—			
		紙による手続の場合（オフライン）	—	—			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—	—			
		紙による手続の場合（オフライン）	—	—			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日	—			
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時（郵送も可）	—				
上記項目以外のインセンティブ措置			—				
シ ス テ ム の 改 善			◎申請データ仕様の公開				
			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成22年度末までの出来る限り早期）。（→平成19年2月、ニーズ調査を実施。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者の視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年4月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）				
			◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で周知広報。				
広 報 ・ 普 及 活 動			◎リーフレットを活用し、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口で周知を図る。また、電子申請の利用促進をホームページで周知する（平成18～20年度）。（→平成18年7月までに、電子申請に関する利用者向けリーフレットを厚生労働省ホームページに掲載。また、都道府県労働局、労働基準監督署の窓口において電子申請の周知を図るよう平成19年2月に通達により指示。） ◎集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行う（平成18年度）。（→平成19年2月に、各都道府県労働局に対し、集団指導、説明会等の場において、電子申請に関する周知を行うよう指示するため、通達を発出。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→厚生労働省統一リーフレットを活用し、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所において相互の手続について相互利用動向を行うよう通達により指示。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図る（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
そ の 他			—				
厚生労働省電子申請・届出システム			http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 23

対 象 手 続		雇用保険被保険者資格取得届				
年 間 平 均 申 請 件 数		7,225,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請者を明記）		事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者になった場合、その者について、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請者：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1,422	4,072	722,500 6,995	1,445,000	2,167,500
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.019	0.053	10.00 0.107	20.00	30.00
	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①雇用保険被保険者証（過去に交付されている場合）（オンライン化未対応） ②雇入れの事実、雇入れ日及び雇入れ時の年齢が確認できる書類（労働者名簿、出勤簿、タイムカード、辞令、賃金台帳、他の社会保険の資格取得関係書類等）（オンライン化済） ③雇用形態、所定労働時間、雇用契約期間が確認できる書類（雇用契約書、雇入通知書、就業規則等）（雇用保険被保険者資格取得届の個別様式の12欄で「4その他」以外を選択した場合又は17欄で「1有」を選択した場合）（オンライン化済） ④派遣元管理台帳（被保険者が一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者の場合）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置。） （→平成18年4月に措置済。） ◎さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び内部有識者等による検討会の実施状況			—		
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なるものであれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（10・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。	
	代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（10・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）	
手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
	紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			—	
	紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—	
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎複数の者に係る同一の申請を同時に、又は断続的に繰り返す行の際の重複記載項目については、入力を何度でも行う必要がないなどの入力のしやすさを考慮した申請書等作成支援の仕組みを検討し、整備する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→超気媒体層書作成プログラムへの追加について、平成19年9月からの実施を検討中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定業務の実務・システム最適化計画において検討中。） ◎社会保険庁ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）	
シ ス テ ム の 改 善		—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済。） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに両手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	広 報 ・ 普 及 活 動	—			◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方にに基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。	
そ の 他	—			◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方にに基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。		

対 象 手 続		雇用保険被保険者資格喪失届					
年 間 平 均 申 請 件 数		6,775,000件 うち電子申請が可能なもの 2,517,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなった場合、その者について、被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、離職票の交付を必要としないときのみ電子申請が可能。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	644	1,472	251,700 1,854	503,400	755,100	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.025	0.055	10.00 0.084	20.00	30.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①資格喪失の事実、資格喪失日及び資格喪失の状況が確認できる書類（貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、他の社会保険の被保険者資格喪失関係書類、雇用契約書、辞令、就業規則・労使協定等）（オンライン化済） ②離職者が離職票不要の旨を記載した書面（離職票が不要の場合であって、資格喪失届に離職者の電子署名がない場合）（オンライン化未対応） ③離職者の居所不明等のため、離職者の押印等を求めることは困難であるが離職票不要と認められる旨を記載した書面（届出書に被保険者でなくなった方の電子署名が付与できない場合）（オンライン化済）			①一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ②さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中、平成19年度中に措置予定。） ③添付書類のうち、②及び③は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部関係者等による検討会の実施状況	－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分足るものであれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。	
		代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日8:30～17:00			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎複数の者に係る同一の申請を同時に、又は断続的に繰り返し行う際の重複記載項目については、入力を何度でも行う必要がないなどの入力のしやすさを考慮した申請書等作成支援の仕組みを検討し、整備する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→相互媒体圖書作成プログラムへの追加について、平成19年9月からの実施を検討中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ◎申請受付機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
シ ス テ ム の 改 善		－			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じて電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した都局関連推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
		－			◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方に基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※オンライン利用率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。		
そ の 他		－					
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsai/crn/html/CRNMenuFrame.html					

対 象 手 続		雇用保険被保険者証の再交付の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		411,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者が、雇用保険被保険者証を滅失又は損傷した場合、「雇用保険被保険者証再交付申請書」を公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：ほとんどない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		7	15	10,275 7	20,550	30,825
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0.002	0.004	2.50 0.002	5.00	7.50
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		①損傷した雇用保険被保険者証（損傷の場合のみ）（オンライン化未対応）		◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）		
	本人確認方法		電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		—		
	手数料		—		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		原則として即時処理		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		24時間365日		—		
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）		
	システムの改善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
	広報・普及活動		—		◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	その他		—		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 26									
対 象 手 続		雇用保険被保険者区分変更届							
年 間 平 均 申 請 件 数		151,000件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第12条の2							
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主が、その雇用する被保険者について被保険者区分の変更が生じた場合、その者について、被保険者区分の変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者区分変更届」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18		平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		17	23	15,100		30,200	45,300	
					51				
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0.011	0.014	10.00		20.00	30.00	
					0.035				
添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
		①雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ②区分変更に該当する事実の発生状況及び被保険者区分の変更年月日が確認できる書類（辞令、就業規則、雇用契約書、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ◎さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）				
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—							
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分足るものであれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。			
		代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度中に措置）。（→平成19年9月からの実施を検討中）			
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—			
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			—			
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—			
	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定業務の業務・システム最適化計画において検討中。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済。） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※平成19年度中に制度改正により廃止予定。				
厚生労働省電子申請・届出システム			http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html						

対 象 手 続		雇用保険被保険者転勤届							
年 間 平 均 申 請 件 数		487,000件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第13条							
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主が、その雇用する被保険者を転勤させた場合、転勤の事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者転勤届」を、転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （※主利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	31	21	48,700 41	97,400	146,100		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.007	0.004	10.00 0.009	20.00	30.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
		①雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ②転勤の事実及び転勤日が確認できる書類（辞令、賃金台帳等）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ◎さらに、現金省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）				
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分足るものであれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（壮労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。			
		代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中。）			
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－			
紙による手続の場合（オフライン）		平日8:30～17:00			－				
シ ス テ ム の 改 善	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。				
		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎複数の者に係る同一の申請を同時に、又は断続的に繰り返し行う際の重複記載項目については、入力は何度行う必要がないなどの入力のしやすさを考慮した申請書等作成支援の仕組みを検討し、整備する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→総気媒体隔書作成プログラムへの追加について、平成19年9月からの実施を検討中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定業務の業務・システム最適化計画において検討中。） ◎社会保険庁ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応中。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）				
	広 報 ・ 普 及 活 動	－	◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。						
		－	◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方にに基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。						
		そ の 他	－						
		厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.nhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

対 象 手 続		雇用保険被保険者氏名変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数		333,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第14条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主が、その雇用する被保険者が氏名を変更した場合、すみやかに「雇用保険被保険者氏名変更届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約4割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	37	86	33,300 132	66,600	99,900	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.013	0.029	10.00 0.057	20.00	30.00	
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	①雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ②氏名変更の事実を確認できる書類（運転免許証、国民健康保険被保険者証、住民票の写し、印鑑証明書等）（ただし、被保険者の電子署名が付与されており、その電子証明書により被保険者の変更後の氏名が確認できる場合は不要）（オンライン化済）			◎一定数以上の被保険者を雇用しているなどを要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ◎さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。）			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—			
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分足るものであれば種類を問わない））			◎利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。	
		代理人による申請の場合	◎労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ◎社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
紙による手続の場合（オフライン）		平日8:30～17:00			—		
シ ス テ ム の 改 善	上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	◎申請データ仕様の公開	—			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。） ◎社会保険庁ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
	—	—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
広 報 ・ 普 及 活 動	—	—			◎事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方にに基づき、省内関係部局と検討を実施。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。		
そ の 他	—	—			—		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

							No. 29
対 象 手 続		休業開始時賃金月額証明書					
年 間 平 均 申 請 件 数		109,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令3号）第14条の2第1項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主が、その雇用する被保険者が雇用保険法第61条の4第1項等に規定する休業（育児休業・介護休業）を開始したときに、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割。休業開始時賃金月額証明書のみの提出の場合、労働保険事務組合が手続を行うとき 約2割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	5,450 4	16,350	27,250	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.001	5.00 0.004	15.00	25.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
			①賃金月額証明書又は賃金証明書に記載された賃金支払い状況の内容が確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード等）（オンライン化済） ②育児の事実が確認できる書類（母子健康手帳等）（本届出の事由が育児による休業である場合であって、受給資格確認票を同時に提出する場合）（オンライン化済） ③介護の事実が確認できる書類（介護休業申出書等）（本届出の事由が介護による休業である場合）（オンライン化済）		◎安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる社会保険労務士、労働保険事務組合から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分足るものであれば、又は本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		－		
		代理人による申請の場合	申請者本人（事業主又は被保険者）の電子署名及び代理人（社会保険労務士又は事業主）の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		－		◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		－		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。		
厚生労働省電子申請・届出システム			http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

							No. 30
対 象 手 続		雇用保険の事業所の各種変更の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		328,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第142条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主が、事業主の氏名若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、事業の種類又は概要に変更があった場合、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：労働保険事務組合が事業主から委託を受けて行う場合及び社会保険労務士が提出代行等する場合 約6割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	6	28	32,800 18	82,000	114,800	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.002	0.012	10.00 0.010	25.00	35.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	①変更の事実が確認できる書類（登記簿謄本等）（電子証明書により変更の事実が全て確認できる場合は不要）（オンライン化済） ②労働保険名称、所在地等変更届の控え（一元適用事業の場合又は事務組合に委託する場合であって、労働保険名称、所在地等変更届と雇用保険事業主事業所各種変更届の提出先が異なる場合）（オンライン化済） ③最寄りの駅又はバス停から事業所への道順（所在地が変更になった場合）（オンライン化済）			④一定数以上の被保険者を雇用していること等を要件として、安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる事業主等から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。） ⑤さらに、照会省略の対象事業主等でない場合であっても、電子申請の際には一定期間の届出を事後に確認する等により添付書類を要さない仕組みを検討する（平成18年度中に措置）。（→現在検討中。平成19年度中に措置予定。） ⑥添付書類中①については、インターネット登録情報提供サービスの利用も可能とし、当該サービスを利用して確認が可能な場合は添付を省略する（平成18年度）。（→現在検討中。平成18年度中に措置予定。）			
	添付書類を省略できない場合の理由。添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（事業所の同一性を担保するに十分なものであれば種類を問わない））		⑦利用者アンケートの検討結果も踏まえ、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置として識別番号・暗証番号（ID・パスワード）を付与する（社労士の提出代行の場合について措置後、順次実施）。		
		代理人による申請の場合	⑧労働保険事務組合が委託を受けて行う場合 労働保険事務組合の電子署名のみ（紙の場合は労働保険事務組合の記名押印又は自筆による署名） ⑨社会保険労務士が提出代行等する場合 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は事業主及び社会保険労務士の記名押印又は自筆による署名）		⑩社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置	－		⑪利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ⑫電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
	シ ス テ ム の 改 善	⑬申請データ仕様の公開		⑭利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ⑮労働保険適用徴収に係るデータとの連携を行うことにより、届の提出を不要とする（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→事業所番号の統一と合わせて省内で調整中。） ⑯オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ⑰他方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。） ⑱社会保険府ヘルプデスクにおいて、グループ申請等に係る操作方法の問い合わせにも対応する（平成18年度）。（→従来より対応中。引き続き平成19年度においても対応。） ⑲申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）			
	広 報 ・ 普 及 活 動	－		②公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ③電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ④全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ⑤社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ⑥電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ⑦労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ⑧一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるように共通のリーフレットを作成。） ⑨雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より） ⑩社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ⑪電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）			
	そ の 他	－		⑫事業所番号について労働保険番号との共有化について検討を行う（平成18年中に連携方式を具体化し、定量的な効果についても結論）。（→平成18年12月に中間報告を取りまとめ、省内にて報告済。引き続き、整理した考え方にに基づき、省内外関係部局と検討を実施。） ※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。			
厚生労働省電子申請・届出システム			http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsai/crm/html/CRRMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 31					
対 象 手 続		公共職業訓練等受講届及び通所届					
年 間 平 均 申 請 件 数		204,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第3項、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第21条					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		受給資格者が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったときに、速やかに「公共職業訓練等受講届・通所届」を管轄公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	5,100	10,200	15,300
					0		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50	5.00	7.50
0							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①受給資格者証（オンライン化未対応）			◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			－	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		－			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 32

対 象 手 続			受給期間延長の申請				
年 間 平 均 申 請 件 数			148,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項			雇用保険法（昭和49年法律第116号）第20条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第31条、第31条の3				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			①被保険者であった者又は受給資格者が、受給期間内に、妊娠・出産・育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合、その要件に該当するに至った日の翌日から起算して1ヵ月以内に、又は②受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合、定年等の理由により離職した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、「受給期間延長申請書」を住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		0	0	3,700	7,400	11,100
					0		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0	0	2.50	5.00	7.50
					0		
			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
添 付 書 類			①受給資格者証（求職者給付の受給資格決定を受けている場合）（オンライン化未対応） ②保管するすべての離職票－1及び離職票－2（求職者給付の受給資格決定を受けていない場合）（オンライン化未対応） ③延長事由が明らかになる書類（母子健康手帳、医師の診断書）（オンライン化済）			◎添付書類のうち、①は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）	
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ②その者が受給資格を有する者であることの確認、受給資格に係る離職の日等の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ③基本手当の支給を受けることができる期間（受給期間）は、原則として受給資格に係る離職の日の翌日から1年間であるが、当該受給期間内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、一定期間（最大3年）受給期間の延長が認められることから、その際における延長事由の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。				
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			—	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	原則として即時処理			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として即時処理			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 33					
対 象 手 続		再就職手当の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		381,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第56条の2、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第82条の7					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、安定した就職（就業又は事業開始）をした場合、就職日又は事業開始日の翌日から起算して1ヵ月以内に、「再就職手当支給申請書」を、その者の住所を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	9,525	19,050	28,575
					0		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50	5.00	7.50
0							
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①受給資格者証（オンライン化未対応） ②安定した職業に就いたことの確認資料（雇用契約書、雇入通知書等）（事業を開始した場合を除く）（オンライン化済） ③離職前事業主と再就職先事業主が関連がない旨の証明（事業を開始した場合を除く）（オンライン化済） ④雇用保険適用事業所設置届事業主控（雇用保険適用事業の事業主となった場合）（オンライン化済） ⑤事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認できる書類（法人登記簿謄本、所得税法に基づき税務署に提出した開業届の写し（個人事業主の場合）、営業許可証等）（雇用保険適用事業以外の事業主となった場合）（オンライン化済）			◎添付書類のうち、①及び④は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）		
	添 付 書 類	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ②労働契約の期間及び労働時間の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ③離職前事業主と再就職先事業主が関連事業主であるか否かの確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ⑤事業の開始、事業内容及び事業所が実在することの確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。					
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			—	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	1ヵ月 （標準処理期間）			◎現状要している処理時間の短縮を図る。	
		紙による手続の場合（オフライン）	1ヵ月 （標準処理期間）			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
広 報 ・ 普 及 活 動		—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 34

対 象 手 続		教育訓練給付金の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		371,000件 うち電子申請が可能なもの 2,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の8					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、その受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に「教育訓練給付金支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合のみ電子申請が可能。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：ほとんどない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	50 0	100	150
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.001	2.50 0	5.00	7.50
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①教育訓練施設の長の発行する教育訓練修了証明書（オンライン化未対応） ②教育訓練施設の長の発行する教育訓練費に係る領収書、施設の発行するクレジット契約証明書（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でも可）又は郵便振替払込金証明書（郵便振替払込受領証）（教育訓練施設が日本郵政公社の私製承認を得て作成した5連（又は4連）式の郵便振替用紙によって支払いが行われた場合で必要条件を満たしているもの）（オンライン化未対応） ③雇用保険被保険者証又は雇用保険受給資格者証（オンライン化済） ④払渡希望金融機関の口座に係る被保険者名義の通帳（払渡希望金融機関に記入があり、金融機関の電子署名がない場合）（オンライン化済） ⑤教育訓練給付適用対象期間延長通知書（教育訓練給付適用対象期間延長増量を受けていた場合）（オンライン化未対応） ⑥教育訓練施設の長の発行する返還金明細書（「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合）（オンライン化未対応） ⑦支給申請期限内に公共職業安定所に出頭して申請することができない理由を記載した証明書（医師の診断書等）（オンライン化未対応）			◎添付書類のうち、③は不要とする（平成18年5月）。（→平成18年5月に措置済。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①教育訓練施設の学則や教育規定等により定められた修了認定基準を満たし、これに基づいて当該教育訓練を適正に修了した者であることの確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ②教育訓練施設の名称、受講者氏名、領収額、領収日、領収印、教育訓練講座名等の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ③教育訓練給付金の本人希望口座振込先の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ④当該基準日の直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない日がある場合には、当該一般被保険者でなくなった日から基準日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（以下「適用対象期間」という。）分延長ができ、その際における適用対象期間の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ⑤「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合における還付金の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。 ⑥支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に行わなければならないが、その間に、天災、その他、支給申請書を提出しなかったことによりやむを得ない理由がある場合には、支給申請期限を徒過しても、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該支給申請書を提出できるため、その際の「やむを得ない理由」の確認のために必要な書類であるが、この事実を確認するに当たり、当該書類を添付させることが、最も簡便な方法であるため。					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			—	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日 （標準処理期間）			◎現状要している処理時間の短縮を図る。	
		紙による手続の場合（オフライン）	15日 （標準処理期間）			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		◎申請データ仕様の公開			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
	シ ス テ ム の 改 善		—			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせ対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用勧奨を行う（平成18年度）。（→平成18年5月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した協同関連推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を示明する（平成18年中）。 ※オンライン申請率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。 ※国、地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 35

対 象 手 続		高齢雇用継続基本給付金の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		2,129,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の5					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		一般被保険者が、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合、初回については最初に支給を受けようとする支給申請月の初日から起算して4ヵ月以内に、次回以降の申請は、公共職業安定所長の指定する申請月中に、「高齢雇用継続基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	6	22	106,450	319,350	532,250
					41		
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.001	5.00	15.00	25.00
0.003							
添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①支給申請書に記載した賃金額等記載内容を確認できる書類（賃金台帳、出勤簿等）（オンライン化済） ②支給申請に係る承諾書（事業主が申請を行う場合であって、事業所の他の被保険者も含め未提出の場合）（オンライン化済）			◎安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる社会保険労務士から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—			—		
本人確認方法		本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			—	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）	
手 数 料		オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	15日 （標準処理期間）			◎現状要している処理時間の短縮を図る。	
		紙による手続の場合（オフライン）	15日 （標準処理期間）			—	
利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	24時間365日			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—	
目標達成に向けた具体的な措置内容 上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
シ ス テ ム の 改 善		—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。		
そ の 他		—			—		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 36

対 象 手 続		育児休業基本給付金の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		412,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の4、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の13					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		一般被保険者が、1歳未満の子を養育するための休業（その後の期間において保育所における保育の実施が行われない等の理由により休業を取得する場合は1歳6か月未満の子を養育するための休業）を取得した場合、初回については最初に支給を受けようとする支給単位期間の初日（育児休業開始日）から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、次回以降の申請については、公共職業安定所長の指定する期間に、「育児休業基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	19	20,600	61,800	103,000	
				27			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.005	5.00	15.00	25.00	
0.007							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			①支給申請書に記載した賃金額等記載内容を確認できる書類（賃金台帳、出勤簿等）（オンライン化済） ②支給申請に係る承諾書（事業主が申請を行う場合であって、事業所の他の被保険者も含め未提出の場合）（オンライン化済）			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法		電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））	－			
	代理人による申請の場合		申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））	◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中）			
	手 数 料		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	－ －			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日 （標準処理期間）	◎現状要している処理時間の短縮を図る。			
		紙による手続の場合（オフライン）	15日 （標準処理期間）	－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00	－			
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
広 報 ・ 普 及 活 動		－			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 37

対 象 手 続		雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の提出及び高齢雇用継続給付受給資格確認					
年 間 平 均 申 請 件 数		398,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の5第1項、第101条の8、職業安定局長通達（平成7年3月31日付職発第218号）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者が、最初に高齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするとき又は最初の支給申請書提出時に、「高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書」、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。 （主な利用者：事業主（事業所の代理人含む）、代理申請率：社会保険労務士が提出代行等する場合 約2割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	19,900	59,700	99,500
			4				
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	5.00	15.00	25.00
0.002							
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①六十歳到達時等賃金証明書に記載された賃金支払い状況の内容が確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード等）（オンライン化済） ②被保険者の年齢が確認できる書類（運転免許証、住民票の写し等）（被保険者の電子署名が付与されており、その電子証明書により被保険者の生年月日が確認できる場合は不要）（オンライン化済） ③直前の被保険者資格喪失の日の賃金支払い状況を記した雇用保険被保険者離職票→または被保険者期間等証明書（60歳到達時に被保険者でなかった者が、その後基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合）（オンライン化未対応） ④払渡希望金融機関の口座に係る被保険者名義の通帳（払渡希望金融機関に記入があり、金融機関の電子署名がない場合）（オンライン化済）			◎安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる社会保険労務士から届書が提出された場合に、関係書類の提出を省略できる仕組みを設ける（平成18年4月に措置）。（→平成18年4月に措置済。）		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			—	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））			◎社会保険労務士が事業主の提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする。（→平成19年9月からの実施を検討中。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	15日 （標準処理期間）			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	15日 （標準処理期間）			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		—			◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で通知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
そ の 他		—			※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 38

対 象 手 続		雇用保険被保険者離職票の再交付の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		247,000件 うち電子申請が可能なもの 49,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条第4項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		離職票を滅失又は損傷した者が離職票の再交付を受けようとする場合であって、受給資格決定の手続とは別途本手続を行うとき、当該離職票を交付した公共職業安定所に対し、離職票の再交付申請を行う。 （主な利用者：被保険者であった者、代理申請率：ほとんどない）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	1,225 1	2,450	3,675	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50 0.003	5.00	7.50	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
			①損傷した離職票－1（離職票－1を損傷した場合）（オンライン化未対応） ②損傷した離職票－2（離職票－2を損傷した場合）（オンライン化未対応）		－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 離職票は、離職したことにより被保険者でなくなったことを証する証書であり、被保険者であった者が受給資格の決定を受けようとする場合には、雇用保険法施行規則第19条第1項の規定により管轄公共職業安定所長に提出しなければならないものであるが、被保険者であった者がこれを滅失し、又は損傷した場合には、雇用保険法施行規則第17条第4項の規定により再交付を受けることができ、離職票の再交付を受けた場合には、同条第6項の規定により滅失又は損傷した離職票は無効とされる手続を定めている等、複製により制度が運用されることを想定しておらず、これを容認すれば、制度の安定性を損なうこととなるため、現物を回収する必要があるため。				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		－		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	原則として即時処理		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として即時処理		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		－		◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターの掲示の他、事業主説明会や窓口でのやり取り等事業主と接するあらゆる機会を通じ電子申請の利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月及び12月に措置済） ◎電子申請が可能である旨を届出様式等で周知するとともに、より効果的なホームページでの周知を図る（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎全国社会保険労務士会連合会に委託して実施する雇用保険コンサルティング事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施する雇用保険活用援助事業により、雇用保険の各種手続に係る電子申請の周知活動を実施する（平成18年4月）。（→平成18年4月に措置済。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎労働保険料の申告書を事業主に送付する際、電子申請に係るリーフレットを同封し、周知を行う（平成18年度）。（→平成18年4月に措置済。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※オンライン利用率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 39				
対 象 手 続		就業促進手当（就業手当）の申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		145,000件 うち電子申請が可能なもの 34,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第56条の2、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令3号）第82条の5				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就職した場合、原則として失業の認定日に「就業手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、継続就職するなど以後失業の認定の必要のないときのみ電子申請が可能。 （主な利用者：受給資格者、代理申請率：ほとんどない）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	850	1,700	2,550
				0		
	目 標 利 用 率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	2.50	5.00	7.50
0						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			①受給資格者証（オンライン化未対応） ②2欄の(1)の内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）（2欄の(1)に入力がある場所）（オンライン化済） ③就業したことを証明する資料（給与明細書等）（オンライン化済）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			—		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印又は自筆による署名（本人であることの確認が十分にできれば種類を問わない））		—	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の記名押印又は自筆による署名）		—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	原則として即時処理		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	原則として即時処理		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:30～17:00		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎利用者に対するアンケート調査により、インセンティブの具体的な内容を把握し、その実現可能性について検討する（平成18年度）。（→平成18年2月、アンケート調査を実施。結果を踏まえた追加方策の検討について実施済。）	
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年10月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎地方での申請窓口に端末を設置し、電子申請を行うことができるようにすることについて検討する（最適化計画に基づき、平成23年度末までのできる限り早期）。（→職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画に基づき検討中。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		—		◎公共職業安定所の窓口において、電子申請に係るポスターを掲示するとともに、より効果的なホームページでの利用勧奨を行う（平成18年4月）。（→平成18年5月に措置済） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎一層の電子（オンライン）申請手続きの利用促進をはかるため、公共職業安定所の他、労働基準監督署、社会保険事務所等地方機関の窓口において、相互の手続について利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎雇用保険関係の電子申請に係るリーフレットを作成・配布し、公共職業安定所において積極的な利用勧奨を図る（平成18年11月より）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		—		※オンライン申請に係る業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果を明示する（平成18年中）。 ※オンライン利用率の設定に当たっては、電子申請が可能なものを分母として算出している。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://haryvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 40

対 象 手 続		療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める報告事項				
年 間 平 均 申 請 件 数		113,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険医療機関及び保険医療養担当規則第11条の3				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		療養の給付について地方社会保険事務局長に行う定期的（毎年）に行う報告 （主な利用者：保険医療機関）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	－	0	27	82	2,792
				0		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	－	0	0.02	0.07	2.48
				0		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		－		－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名押印）		－	
		代理人による申請の場合	－		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
紙による手続の場合（オフライン）		勤務時間内（郵送も可）		－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－		－		
シ ス テ ム の 改 善		－		◎オンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成19年度に引き続き検討。） ◎保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、当該認証局が発行する電子証明書の利用について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。） ◎電子申請の利用促進について、更なる周知を図るとともに、システムの再構築にあわせ、利用者の立場に立った使いやすいシステムの構築に向けて検討予定（平成19年度以降）。		
広 報 ・ 普 及 活 動		－		◎機会（報告時の連絡）をとらえ、医療機関等に周知する（平成18年度）。（→平成18年6月、医療機関等へ周知するよう地方社会保険事務局長あての通知に記載。引き続き平成19年度も実施。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－		※IT新改革戦略において平成23年4月までに段階的に実施することとされている診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求の動きをふまえ、当該報告については、平成18・19年度に大学病院等の特定機能病院を、平成20年度に400床以上の病院を、平成21年度以降診療所も含めた医療機関において実施できるよう考えているところである。 （目標利用率）平成21年度20.98％ 平成22年度53.88％		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 41

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届					
年 間 平 均 申 請 件 数		33,055,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則25条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則18条（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない（ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く）。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	252	1,137	1,983,300 10,516	4,958,250	8,263,750
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.004	6.00 0.042	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		－			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－			－	
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（10・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 42

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数		3,015,000件					
根 拠 法 令・条 項		健康保険法施行規則26条〈健康保険法〉、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2〈厚生年金保険法〉					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、被保険者の報酬月額について、昇（降）給等により固定的賃金変動し、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じた場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならぬ。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	170	363	180,900 2,631	452,250	753,750
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.017	6.00 0.116	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		－			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（一引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法入化に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 43

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書					
年 間 平 均 申 請 件 数		110,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則135条〈健康保険法〉、船員保険法施行規則96条の3の4〈船員保険法〉、厚生年金保険法施行規則25条の2〈厚生年金保険法〉					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に申出書を提出する。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	13	78	2,750	8,250	11,000	
				102			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.012	0.053	2.50	7.50	10.00	
				0.124			
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	－			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届					
年 間 平 均 申 請 件 数		260,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則30条、31条、35条〈健康保険法〉、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条〈厚生年金保険法〉					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は事業所に関する届出内容について変更になったときは、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出を行う。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	12	17	6,500	19,500	26,000	
				12			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.007	2.50	7.50	10.00	
0.006							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）		－		
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（←省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（←システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（←事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（←実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（←利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（←従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（←省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（←関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		－		◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（←省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 45

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届					
年 間 平 均 申 請 件 数		5,466,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則24条、43条（健康保険法）、船員保険法施行規則7条、8条（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則15条、16条（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用したときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	787	1,911	327,960 4,605	819,900	1,366,500
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.014	0.033	6.00 0.112	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	①年金手帳（オンライン化未対応）			①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（一省令改正（平成18年10月施行）。）		
		【省略できない理由】 ①基礎年金番号を確認するため（省略を検討） 【オンライン化できない理由】 ①現物にて確認するため（省略を検討）					
	本人確認方法	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
		事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号、暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
	手 数 料	オンライン手続の場合			－		
		紙による手続の場合（オフライン）			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合			処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ		
		紙による手続の場合（オフライン）			1日		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合			24時間365日		
		紙による手続の場合（オフライン）			平日9時～17時		
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（一事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向け情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（一従来より設置、引き続き平成19年度においても対応） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他	－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までの最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国、地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 46

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届					
年 間 平 均 申 請 件 数		5,532,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則29条、51条、52条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則22条（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき（退職、死亡したとき等）は社会保険事務所所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		651	1,346	331,920 3,689	829,800	1,383,000
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0.011	0.026	6.00 0.089	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①被保険者証（オンライン化未対応） ②被扶養者証（交付を受けている場合）（オンライン化未対応） 【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①②現物の回収が必要であるため			－	
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html>

対 象 手 続		健康保険任意継続被保険者資格取得申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		494,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則42条〈健康保険法〉					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		被保険者の資格を喪失した者が、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者資格を有し、継続して健康保険の被保険者となる場合には社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請を行う。 (主な利用者：被保険者、代理申請率：－)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） (平成17年度までは実績)		1	3	— 13	14,820	39,520
	目標利用率（％） (平成17年度までは実績)		0.000	0.001	— 0.004	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		—		—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—		—		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は自署又は記名・押印)		—		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 (紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印)		—		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	1日		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		—		
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		—		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 48

対 象 手 続		健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書				
年 間 平 均 申 請 件 数		532,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則15条の2、51条、52条、59条、99条（健康保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		任意継続被保険者が [※] 、他の健康保険の被保険者となった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	－ 1	15,960	42,560
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	－ 0.0003	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①被保険者証（オンライン化未対応）		－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 49

対 象 手 続		保険料等還付請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		116,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則141条〈健康保険法〉、船員保険法施行規則101条〈船員保険法〉、厚生年金保険法施行規則88条〈厚生年金保険法〉					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		保険料を前納しており、その前納期間が経過する前に被保険者の資格を喪失したとき、その未経過の期間に係る保険料について還付を受けようとする場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求書を提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－	3,480	9,280	
				0			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－	3.00	8.00	
				0			
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	7日（標準処理期間）		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時		－			
上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		－		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 50

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届					
年 間 平 均 申 請 件 数		980,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則36条、47条、48条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	27	39	24,500	73,500	98,000	
				63			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.003	0.005	2.50	7.50	10.00	
				0.009			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		①被保険者証（オンライン化未対応） ②年金手帳（オンライン化未対応） ③被扶養者証（交付を受けている場合）（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物への記載が必要であるため ②現物への記載が必要であるため ③現物への記載が必要であるため					
本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	1日			－		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他	－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 51

対 象 手 続		健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険遠隔地被扶養者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失き損無余白再交付申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		690,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則47条、49条、59条、99条、114条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の2、17条の5（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者は、被保険者証等がき損、滅失又は余白が無くなったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に申請しなければならない。船員保険被保険者より生計を維持されている被扶養者が同居しなくなったときは、遠隔地被扶養者証の交付申請ができる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	32	63	－ 63	20,700	55,200	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.004	0.013	－ 0.012	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	被保険者証（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 現物の回収が必要であるため					
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人及び事業主の電子署名 （紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	本人の電子署名、事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他	－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 52

対 象 手 続		健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員保険被保険者家族療養費支給申請書				
年 間 平 均 申 請 件 数		8,815,000件 うち電子申請が可能なもの494,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則61条、66条、83条（健康保険法）、船員保険法施行規則24条の2の8、42条、43条、45条（船員保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者は、やむを得ない事情や国外で自費診療を受けたとき、又は、標準負担額減額の申請をできなかったとき、後日払い戻しを受ける場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	－ 0	14,820	39,520
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①領収明細書（オンライン化未対応） ②診療内容明細書（オンライン化未対応）		②保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①現に支払った金額の範囲で給付を行うため ②実際に受けた診療内容に基づいて給付を行うため 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	7日（標準処理期間）		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 53

対 象 手 続		健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		873,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則84条（健康保険法）、船員保険法施行規則44条、44条の2（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		健康保険被保険者は、療養のために労務に服することができない期間で、報酬の支払いがない場合（又は報酬が傷病手当金の額よりも少ない場合）、労務に服することができなくなった初日から起算して第4日目より傷病手当金を社会保険事務所长等又は健康保険組合に請求できる。 船員保険被保険者等は、疾病又は負傷による療養のため職務に服することができない場合は傷病手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	9	14	－ 15	26,190	69,840	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.002	－ 0.002	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①疾病の状態に関する医師又は歯科医師の意見書（オンライン化未対応） ②労務不能若しくは報酬に関する事業主又は船舶所有者の証明書（オンライン化未対応） ③年金証書の写（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化対応済） ④直近の年金額を確認できる書類（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化未対応） ⑤障害手当金の支給を確認できる書類（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化未対応）			①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①疾病の発生日月や原因、主症状、労務に服することが出来なかった期間等について確認するため ②労務に服さなかった期間及び受け取ることが出来なかった報酬について確認するため ③年金証書のコードを確認するため ④年金額を確認するため ⑤障害手当金の支給について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑤事実確認に利用するため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・事業主押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	17日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 54

対 象 手 続		健康保険被保険者家族埋葬料（費）請求書、船員保険被保険者家族葬祭料（費）請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		127,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則51条、59条、85条、118条、122条、96条（健康保険法）、船員保険法施行規則82条の15、82条の16、82条の17（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		健康保険被保険者、船員保険被保険者等が死亡したとき、被保険者により生計を維持していた者が埋葬（葬祭）を行う場合は、埋葬（葬祭）料を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。埋葬（葬祭）料の支給を受けるべき者がいない場合、埋葬（葬祭）を行った者は、埋葬（葬祭）料の額の範囲内で、実際に要した費用に相当する金額を地方社会保険事務局長等に請求することができる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	10	－	3,810	10,160
					7		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.008	－	3.00	8.00
0.007							
添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①埋葬（葬祭）費用の領収書（埋葬（葬祭）費として請求する場合）（オンライン化未対応） ②埋葬又は火葬許可証の写、死亡診断書、死体検案書又は検視調査の写、被保険者又は被扶養者の死亡に関する事業主（船舶所有者）の証明書、死亡原因を確認できる医師又は歯科医師の診断書のいずれか（オンライン化未対応）			②保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①埋葬費として支給する場合、現に支払った金額の範囲で給付を行うため ②死亡の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要					
本人確認方法		本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
手 数 料		オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	16日			－	
利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
目標達成に向けた具体的な措置内容		上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）
		シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
				そ の 他		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 55

対 象 手 続		健康保険被保険者家族出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・家族出産育児一時金支給請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		419,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則86条、97条、129条、134条〈健康保険法〉、船員保険法施行規則47条の5、48条〈船員保険法〉					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者又はその被扶養者が妊娠4か月以上でお産（死産も含む）をしたときは、出産育児一時金を社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	14	19	－	12,570	33,520	
				13			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.003	0.005	－	3.00	8.00	
				0.004			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		①出産を確認できる医師又は助産師の証明書又は出生を確認できる市町村長の証明書（オンライン化未対応）			①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①出産の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①事実確認に利用するため、原本が必要					
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	15日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 56

対 象 手 続		健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書							
年 間 平 均 申 請 件 数		125,000件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則87条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の6（船員保険法）							
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		健康保険被保険者等が出産の日（出産の日が出産予定日より後になるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）より出産の日後56日までの間において労務に服することができないとき出産手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。船員被保険者等が妊娠のため職務に服することができない場合は、妊娠の判明した日から出産当日までの間と出産の日後56日の範囲内で出産手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	2	1	－ 0	3,750	10,000			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.002	0.001	－ 0	3.00	8.00			
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
				①出産予定日若しくは多胎妊娠に関する医師又は助産師の意見書（オンライン化未対応） ②労務不能に関する事業主又は船舶所有者の証明書（オンライン化未対応） ③妊娠を確認した年月日に関する医師の証明書（オンライン化未対応）			①③保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 ①出産予定日および多胎妊娠の事実によって給付額を算定するため ②労務に服さなかった期間及び受け取ることが出来なかった報酬について確認するため ③診断年月日によっては給付期間に影響があるため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実確認に利用するため、原本が必要					
	本人確認方法		本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
			代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料		オンライン手続の場合	－			－		
			紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
			紙による手続の場合（オフライン）	17日			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	24時間365日			－		
			紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	そ の 他		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 57									
対 象 手 続			健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届						
年 間 平 均 申 請 件 数			3,506,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項			健康保険法施行規則38条、59条、99条、120条、121条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	269	514	－	105,180	280,480			
				691					
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.008	0.014	－	3.00	8.00			
0.026									
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添 付 書 類		①被扶養者証（扶養しなくなった場合）（オンライン化未対応） ②扶養認定に当たり収入や住所、生計維持関係、続柄等を確認する必要がある場合に、これらを確認できる書類（オンライン化未対応）			－			
			【省略できない理由】 ①現物の回収が必要であるため ②被扶養者認定を適切に行うため 【オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため ②事実について確認を行うため、原本が必要						
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人及び事業主の電子署名 （紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印）			－			
		代理人による申請の場合	本人の電子署名、事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			－			
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－			
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。				
シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。） ◎磁気媒体届書作成プログラムへの追加（平成19年度）。				
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				
厚生労働省電子申請・届出システム				http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 58

対 象 手 続		健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,116,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則109条、134条〈健康保険法〉、船員保険法施行規則47条の4〈船員保険法〉					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者等が、本人又は被扶養者ひとりひとりについて、同一の医療機関に対して1か月に支払った額が自己負担限度額を越えた場合、その越えた部分について社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	3	16	－	33,480	89,280	
				15			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.001	－	3.00	8.00	
0.002							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		①領収明細書（写）（オンライン化対応済）		－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①給付の決定に際し、事実の確認が必要なため 【オンライン化できない理由】 ①事実確認に利用するため、場合によって原本が必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	90日（標準処理期間）		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		－		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 59

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届					
年 間 平 均 申 請 件 数		10,962,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則27条〈健康保険法〉、厚生年金保険法施行規則26条の2〈厚生年金保険法〉					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主、船舶所有者は、賞与の支給を行ったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	342	926	657,720	1,644,300	2,740,500	
				6,728			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.011	6.00	15.00	25.00	
				0.082			
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類				－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況				－		
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（10・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成18年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 60

対 象 手 続		国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書						
年 間 平 均 申 請 件 数		373,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則53条、54条、68条の4、68条の6、72条の2、74条の10、81条の6、82条の11、82条の14の6、82条の14の9（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則30条の5、45条、61条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則30条の2、43条の3、44条の2、61条、76条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則19条、20条、29条、30条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3、昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則17条、32条、40条、50条、52条、60条の3						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		複数の年金受給権があり、選択を必要とする者は、申請書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	11,190	29,840		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
			①受給権者の生存に関する市町村長の証明又は戸籍抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応） ②年金証書（オンライン化未対応） ③金額支給停止を確認できる書類（オンライン化未対応） ④身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ⑤障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（障害がある加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑥生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ⑦レントゲンフィルム（障害がある加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応）			⑤保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①生存の事実を確認するため ②年金証書のコードを確認するため（省略を検討） ③重複して給付を行わないようにするため ④給付の決定に際し、事実の確認が必要のため ⑤該当する場合は、給付金額に影響があるため ⑥障害の有無、その程度によって給付金額に影響があるため ⑦該当する場合は、給付金額に影響があるため 【オンライン化できない理由】 ①～⑦事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）、電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 61					
対 象 手 続		厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,069,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		適用事業所の事業主は、厚生年金保険被保険者が住所を変更した場合、速やかに社会保険事務所長等に届出なければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	162	408	64,140	160,350	267,250	
				1,454			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.014	0.039	6.00	15.00	25.00	
				0.181			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		－			－		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－			－		
本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
	代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
目標達成に向けた具体的な措置内容	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式を進める（平成20年度より）。（→国民年金第3号被保険者の住所変更と併せて届出が可能となるよう省令改正（平成18年10月施行）。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して住所変更情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 62

対 象 手 続		年金手帳再交付申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		862,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則11条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則11条（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金手帳の再交付を受けなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	37	77	— 70	25,860	68,960
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.008	— 0.011	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		添 付 書 類			①破り又は汚した年金手帳（オンライン化未対応）		
		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため			—		
		本人確認方法			電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		
		本人による申請の場合			—		
		代理人による申請の場合			申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		
		手数料			—		
		オンライン手続の場合			—		
		紙による手続の場合（オフライン）			—		
		処理時間 （申請者への回答までの時間）			処理時間は紙の場合と同じ		
		オンライン手続の場合			1日（基礎年金番号が判明している場合）		
		紙による手続の場合（オフライン）			—		
		利用（申請等）可能な期間・時間帯			24時間365日		
		オンライン手続の場合			—		
		紙による手続の場合（オフライン）			平日9時～17時		
		上記項目以外のインセンティブ措置			—		
		シ ス テ ム の 改 善			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。）		
		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。			◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
		◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
		広 報 ・ 普 及 活 動			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。）		
		◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。）		
		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。			◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。）		
		◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。）		
		◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。）			◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。		
		◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
		そ の 他			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。）		
		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。			◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

対 象 手 続		国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,688,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則30条、30条の2、施行規則附則6（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条、16条の3、16条の4、30条の3、30条の4（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するときは、請求書を社会保障事務所長等に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	11	15	－	50,640	135,040
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.001	－	3.00	8.00
					0.001		
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（社会保障庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応） ②雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ③年金手帳（オンライン化未対応） ④年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応） ⑤旧令共済組合員期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応） ⑥合算対象期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応） ⑦年金証書（公的年金給付を受ける権利を有する場合）（オンライン化未対応） ⑧生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑨身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑩配偶者の年金手帳又はその他基礎年金番号を確認できる書類（配偶者が年金手帳又は基礎年金番号の通知の交付を受けている場合）（オンライン化未対応） ⑪障害の程度に関する医師又は歯科医師の診断書（1級又は2級の障害の状態にある者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑫金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応） ⑬レントゲンフィルム（該当する場合）（オンライン化未対応）				⑪保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
目標達成に向けた具体的な措置内容	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①本人確認のため ②雇用保険の手当との調整に必要なため ③基礎年金番号を確認するため ④給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑤給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑥給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑦給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑧給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑨給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑩給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑪障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑫適切な支払事務が行われるようにするため ⑬障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑬事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）				－
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保障労働者の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保障労働者の記名押印）				－
	手 数 料	オンライン手続の場合	－				－
		紙による手続の場合（オフライン）	－				－
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ				－
		紙による手続の場合（オフライン）	32日				－
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				－
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時				－
	上記項目以外のインセンティブ措置		－				◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。 （→引き続き検討。）
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開				◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。 （→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について読解合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向け情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
	そ の 他		－				◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を導く）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html					

対 象 手 続			国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）					
年 間 平 均 申 請 件 数			850,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項			厚生年金保険法施行規則30条の2（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条の2（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			60歳前半の老齢給付（報酬比例部分のみ支給される老齢厚生年金や定額部分と報酬比例部分とを併せて支給される老齢厚生年金）を受けている方が65歳になったときは、裁定請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	25,500	68,000	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00		
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類		①請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応） ②年金証書（公的年金給付を受ける権利を有する場合）（オンライン化未対応） ③身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ④生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ⑤年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①生存確認のため ②年金証書のコードを確認するため（省略を検討） ③給付の決定に際し、事実の確認が必要のため ④給付の決定に際し、事実の確認が必要のため ⑤給付の決定に際し、事実の確認が必要のため 【オンライン化できない理由】 ①～⑤事実について確認を行うため、原本が必要					
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	75日（標準処理期間）			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	シ ス テ ム の 改 善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法入化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 65

対 象 手 続		老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届					
年 間 平 均 申 請 件 数		437,000件					
根 拠 法 令・条 項		厚生年金保険法施行規則33条、厚生年金保険法施行規則平成9年附則26条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条の6（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	5	－ 0	13,110	34,960
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.001	－ 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①支給停止事由を確認できる書類（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①支給停止に該当する事由を確認するため 【オンライン化できない理由】 ①事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合			－		
		紙による手続の場合（オフライン）			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合			－		
		紙による手続の場合（オフライン）			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合			24時間365日		
		紙による手続の場合（オフライン）			平日9時～17時		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

対 象 手 続		老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届					
年 間 平 均 申 請 件 数		128,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則33条の2、49条の2（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－	3,840	10,240	
				0			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－	3.00	8.00	
0							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合			－		
		紙による手続の場合（オフライン）			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合			処理時間は紙の場合と同じ		
		紙による手続の場合（オフライン）			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合			24時間365日		
		紙による手続の場合（オフライン）			平日9時～17時		
上記項目以外のインセンティブ措置			－				
シ ス テ ム の 改 善			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広 報 ・ 普 及 活 動			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
そ の 他			－				
			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 67

対 象 手 続		年金受給権者現況届				
年 間 平 均 申 請 件 数		24,800,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6（国民年金法）、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7（船員保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者は、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回、社会保険庁長官に現況の届出をしなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：一）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	3	6	省略分 6,919,200 通常分 1	省略分 14,880,000 通常分 2	省略分 14,880,000 通常分 2
				省略分 1,381,000（概数） 通常分 2		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	27.90	60.00	60.00
7.200						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			①障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（受給権者又は加給年金対象者が障害の場合）（オンライン化未対応） ②レントゲンフィルム（受給権者又は加給年金対象者が障害の場合）（オンライン化未対応） ①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 ①障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ②障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～②事実について確認を行うため、原本が必要		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		—	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時		—		
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善	—			◎住民基本台帳ネットワークを活用して年金受給者の生存確認を行うことにより、届の提出を省略する（平成18年度）。（→省令改正（平成18年10月施行）。） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他	—			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 68

対 象 手 続		年金受給権者住所・支払機関変更届				
年 間 平 均 申 請 件 数		1,692,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときは、届書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	3	－ 0	50,760	135,360
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.000	－ 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行 動 計 画 策 定 時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			金融機関又は郵便局の証明書（受取先の金融機関を変更する場合）（オンライン化未対応）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 適切な支払事務が行われるようにするため 【オンライン化できない理由】 事実について確認を行うため、原本が必要		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	シ ス テ ム の 改 善			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

対 象 手 続		年金証書再交付申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		140,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則40条、56条、73条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則22条、38条、53条、60条の8、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則22条、30条、38条、47条、50条、60条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の4、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則63条（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が、年金証書を破り、汚し、又は年金証書を失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号・年金コードを載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金証書の再交付を受けなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		0	1	－	4,200	11,200	
		0	0.001	－	3.00	8.00	
		0	0.001	0.001	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		①き損した年金証書（オンライン化未対応）		－		
	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため		電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－		
	本人確認方法	本人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
		代理人による申請の場合	－		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 70

対 象 手 続		国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届					
年 間 平 均 申 請 件 数		811,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が死亡したときには、戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：個人、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	－ 1	24,330	64,880	
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	－ 0.0002	3.00	8.00
			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
添 付 書 類		①年金証書（オンライン化未対応） ②死亡を確認できる書類（オンライン化未対応）			－		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①現物を回収するため ②死亡の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①現物を確認するため ②事実について確認を行うため、原本が必要					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 71

対 象 手 続			国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数			332,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項			厚生年金保険法施行規則42条、58条、75条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則25条、38条、53条、60条の8（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績			年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
			目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	0	－	9,960	26,560
						0		
			目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0	－	3.00	8.00
0								
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		①身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（オンライン化未対応） ②生計維持を確認できる書類（オンライン化未対応） ③金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①本人以外に支払を行うにあたって、支給要件への該当を確認するため ②本人以外に支払を行うにあたって、支給要件への該当を確認するため ③適切な支払事務が行われるようにするため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	120日（標準処理期間）			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
シ ス テ ム の 改 善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

対 象 手 続		国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		258,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則60条、60条の2、施行規則附則10（厚生年金保険法）、船員保険法施行規則81条、81条の2、81条の4（船員保険法）、国民年金法施行規則39条、40条（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		一定の条件に該当し遺族年金を請求するときは、社会保険事務所長等に請求書を提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	7,740	20,640	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍謄本（オンライン化未対応） ②被保険者であった者の戸籍謄本（オンライン化未対応） ③請求者及び被保険者又は被保険者であった者の基礎年金番号通知書、年金手帳（オンライン化未対応） ④身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍謄本（オンライン化未対応） ⑤死亡診断書又は死体検案書若しくは検視調書に記載された事項の市町村長の証明書（オンライン化未対応） ⑥生計維持を確認できる書類（オンライン化未対応） ⑦レントゲンフィルム（該当する場合）（オンライン化未対応） ⑧合算対象期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応） ⑨年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応） ⑩年金証書（オンライン化未対応） ⑪金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応） ⑫請求者の障害の状態を認めるべき書類（該当する場合）（オンライン化未対応） ⑬障害の程度に関する医師又は歯科医師の証明書（請求者又は加算額対象者が1級又は2級の障害の状態にある場合）（オンライン化未対応）			⑬保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。周知証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①本人確認のため ②支給要件への該当を確認するため ③基礎年金番号を確認するため ④支給要件への該当を確認するため ⑤死亡の事実について確認するため ⑥給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑦障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑧給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑨給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑩年金証書のコードを確認するため ⑪適切な支払事務が行われるようにするため ⑫障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑬障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑬事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	30日		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置	－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
シ ス テ ム の 改 善	－		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知書发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに電子申請の手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
そ の 他	－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				

厚生労働省電子申請・届出システム	http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html
------------------	--

対 象 手 続			国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数			6,777,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項			国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		61	119	－ 119	203,310	542,160	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0.001	0.002	－ 0.002	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
			①年金手帳又は基礎年金番号を確認できる書類（オンライン化未対応） ②生計維持を確認できる書類（取得、種別変更、種別確認の場合）（オンライン化未対応） ③氏名及び性別及び生年月日を確認できる書類（日本国内に住所がない場合）（オンライン化未対応）			①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→省令改正（平成18年10月施行）。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①基礎年金番号の確認（省略を検討）及び変更手続時には現物への記載の必要があるため ②種別の決定に際し、生計維持の事実について確認を行うため ③変更の事実について確認を行うため 【オンライン化できない理由】 ①現物が必要のため ②③事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法		本人による申請の場合			電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－
			代理人による申請の場合			申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署若しくは記名・押印、事業主の自署若しくは記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－
	手 数 料		オンライン手続の場合		－			－
			紙による手続の場合（オフライン）		－			－
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合		処理時間は紙の場合と同じ			－
			紙による手続の場合（オフライン）		－			－
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合		24時間365日			－
			紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（一実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			
厚生労働省電子申請・届出システム			http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/grn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 76

対 象 手 続		国民年金保険料追納申込書				
年 間 平 均 申 請 件 数		170,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		国民年金法施行規則78条〈国民年金法〉				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		国民年金の保険料を追納するときは、申込書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	－	5,100	13,600
				2		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.000	－	3.00	8.00
0.002						
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①被保険者の資格喪失した後に氏名や住所を変更している場合で、追納申し込みをしようとする時にそれらの事項を確認できる書類（オンライン化未対応） ②年金手帳（オンライン化未対応）		②添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①変更のあった事項について確認を行うため ②基礎年金番号を確認するため（省略を検討） 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	15日（標準処理期間）		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

対 象 手 続		国民年金保険料還付請求書				
年 間 平 均 申 請 件 数		872,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		国民年金法93法、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条（国民年金法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		前納保険料の還付を受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：被保険者であった者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－	26,160	69,760
				0		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－	3.00	8.00
0						
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①年金手帳（オンライン化未対応） ②被保険者の死亡を確認できる書類（請求者が相続人である場合）（オンライン化未対応） ③相続人を確認できる書類（請求者が相続人である場合）（オンライン化未対応）		①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①基礎年金番号を確認するため（省略を検討） ②本人以外に支払を行うにあたって、死亡の事実について確認を行うため ③本人以外に支払を行うにあたって、相続の事実について確認を行うため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	30日（標準処理期間）		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時		－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

農 林 水 産 省

オンライン利用促進のための行動計画（農林水産省）

No. 1

対 象 手 続		指定検疫物の輸入届出				
年 間 平 均 申 請 件 数		206千件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		家畜伝染病予防法（昭和26年法律166号）第40条第 1 項				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		指定検疫物を輸入した者が、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、輸入禁止品に該当するか否か、検査証明書の添付の有無、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無について家畜防疫官の検査を受けとるための手続き（主な利用者：通関業者、輸入者等、代理申請率：約 9 割）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	181千件	195千件	201千件	201千件	201千件
				138千件		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	93%	96%	96%	96%	96%
96%						
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		輸出国政府機関発行の検査証明書 （一部オンライン化済）		※検査申請に輸出国政府機関発行の検査証明書の添付を義務づけており、豪州より要望のあった豪州産肉類については既に検査証明書を電子的に取得する仕組みを導入している。	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		輸入される動物、畜産物について輸出国政府機関が検査し、その結果、家畜の伝染病をひろげるおそれのない旨が記載された証明書を確保するため			
	本人確認方法	本人による申請の場合	通関情報処理システム（NACCS）のID・パスワード （紙の場合は押印又は自署）		※今後もNACCS利用端末からANIPASを利用するためにあらためてID、パスワードを求めない。	
		代理人による申請の場合	通関情報処理システム（NACCS）のID・パスワード （紙の場合は押印又は自署）		※今後もNACCS利用端末からANIPASを利用するためにあらためてID、パスワードを求めない。	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	22分（航空貨物の場合）		※申請は速やかに受理され、申請者が希望する検査日時までに処理は終了しているため、申請者を待たせることはない。	
		紙による手続の場合（オフライン）	32分（航空貨物の場合）			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	6時～翌 3 時（365日）		システムメンテナンス時間を除く24時間365日 （平成21年度までに措置）	
		紙による手続の場合（オフライン）	【海港】原則として月～金の8:30～17:00 【空港】開庁時間にあわせて対応		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		—	
シ ス テ ム の 改 善		平成 9 年 4 月から動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）の運用を開始し、これまでに、 ① 通関情報処理システム（NACCS）利用端末からANIPASを利用するために改めてID、パスワードを求めない。 ② 他の輸出入関連システムとはインターフェースシステムを通じてワンストップ、シングルウィンドウ化を実現する。 ③ 過去の申請データを保存することにより次回以降に活用することを可能とする。 ④ 全国からの利用を可能とする。 等、利用者の利便性向上に努めてきたところである。		「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システムの最適化計画」（平成18年3月策定）の中で利用者利便性の向上を図るため、オンライン申請受付の24時間化、インターネットを利用した申請窓口の新設を行うこととされており、その具体的な要件については、18年度の次期システムの基本設計業務の中で検討を行っているところである。（→平成18年度実施済）		
広 報 ・ 普 及 活 動		動物検疫所のホームページを通じて広く広報・普及を図っているところであり、また、各動物検疫所で輸入業者、通関業者等の関係業者を対象に講習会を定期的に開催しており、この中で電子申請に係る広報を実施している。		今後とも本システムの広報・普及に努めることとする。		
そ の 他		—		—		

動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）

http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_7.htm

オンライン利用促進のための行動計画（農林水産省）

No. 2

対 象 手 続		輸入植物等の検査の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		335千件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		植物防疫法（昭和25年法律151号）第8条第1項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者が、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫所に届け出て、検査を受けるための手続 （主な利用者：通関業者、輸入者等、代理申請率：約9割）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	292千件	278千件	299千件 239千件	306千件	313千件
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	84	84	86 85	88	90
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		①植物検疫証明書（オンライン化未対応）			国際植物防疫条約加盟国間で植物検疫証明書の電子化（電子証明）の検討が始まったことから、日本としても電子証明を検討する（実施時期：未定）。		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			国際植物防疫条約で各締約国は、植物類を輸出する際には植物検疫証明書を発給することとされており、植物類の輸入検疫を実施する際には必要な書類である。植物検疫証明書の電子化は、平成17年4月から国際植物防疫条約事務局で作業部会を立ち上げ検討を始めたところである。		
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）の入り口となっている通関情報処理システム（NACCS）へID及びパスワードを入力するのみ （紙の場合は押印又は自署）		輸出入・港湾関係手続府省共通ポータルが採用する認証方法を採用（ID・パスワードのみとする方向で検討中）（平成21年度までに措置）。		
		代理人による申請の場合	輸入者に代わって申請事務をすることの委任関係を示す届出をあらかじめ植物防疫所に行った上で、本人による申請の場合と同じ。（紙の場合も同様）		輸入者と代理人の委任関係を系統的に解消する方法について検討し、輸出入・港湾関係手続府省共通ポータルが採用する認証方法で申請が可能となるよう検討する（平成21年度までに措置）。		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	平均0.5日（輸入者側の検査準備の状況、消毒等の検疫措置の有無・種類等によって異なる。）		※申請受付から処分通知までに行われる植物防疫所における事務は現物検査であり、オンライン化率が高上しても処理時間は短縮されない。		
		紙による手続の場合（オフライン）	申請受付から処分通知までに行われる植物防疫所における事務は現物検査であり、これに要する時間はオンラインとオフラインと変わらない。		※申請受付から処分通知までに行われる植物防疫所における事務は現物検査であり、これに要する時間はオンラインとオフラインと変わらない。		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	6：00～翌4：00（365日）		システムメンテナンス時間を除く24時間365日（平成21年度までに措置）		
		紙による手続の場合（オフライン）	植物防疫所の開庁時間 （一般には8：30～17：00、例えば成田空港は6：00～翌2：00）		※植物防疫所の開庁時間 （一般には8：30～17：00、例えば成田空港は6：00～翌2：00）		
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		—		
	シ ス テ ム の 改 善		輸入植物検査の申請手続をNACCS経由でオンラインで実施できるシステムとしてPQ-NETWORKシステムを開発し、平成9年4月から運用を開始した。 ① オンライン手続を処理する植物防疫所を、順次拡大し、現在では全ての植物防疫所で対応が可能とした。 ② NACCSのID、パスワードとは別途に植物防疫所独自に必要なとしていた利用届を廃止した。 ③ 他の輸出入関連システムとのシングルウィンドウ化を実現し、一回の送信で必要なデータが必要な役所に送信されるシステムに改善した。 ④ NACCSセンターが徴収していたPQ-NETWORK利用料金を廃止し、無料とした。 ⑤ NACCSの専用回線利用に加え、インターネット経由でも申請手続が行われるように改善した。 ⑥ 大手業者が自社システムとPQ-NETWORKを直接接続して申請データを送受信できるダイレクトインターフェースを整備した。 ⑦ 6：00～翌3：00までのオンライン稼働時間を、6：00～翌4：00までに延長した。 等、利用者の利便性向上に努めてきたところである。		「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システムの最適化計画」（平成18年3月策定）の中で利用者視点等を踏まえ、業務・システムの最適化を検討しており、平成19～20年度に同計画を踏まえシステムを再整備し、平成21年度から運用開始する予定である。その中で24時間365日申請受付が可能となるようシステム整備を図ることを検討している。 なお、この最適化システムは、輸出入・港湾手続府省共通ポータルを利用することとしており、府省共通ポータルはNACCS端末でなくともユーザのパソコンからインターネットを利用して接続することが可能となり、従来PQ-NETWORKを利用できなかったユーザの多くを取り込めるものと見込んでいる。（平成21年度までに措置）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		PQ-NETWORKの運用開始時には、全国の植物防疫所において輸入業者及び通関業者を戸別訪問して電子化システムのPRと協力依頼をするなどのローラー作戦を展開した。 その後も、輸入業者、通関業者、関係団体等を対象とした情報交換会が、各植物防疫所において年2回程度開催されており、この中で電子申請に係る広報を実施している。		今後とも本システムの広報・普及に努めることとする。		
	そ の 他		—		—		

輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）

<http://www.pps.go.jp/pg/index.html>

オンライン利用促進のための行動計画（農林水産省）

No. 3

対 象 手 続		採捕数量等の報告					
年 間 平 均 申 請 件 数		231千件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律77号）第17条第1項					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		指定漁業等を営む者であって農林水産省令で定めるものが、排他的経済水域等において第1種特定海洋生物資源を採捕したときは、採捕の数量等を農林水産大臣に報告する。 （主な利用者：漁業者（漁業団体等））					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	185千件	235千件	※下段のその他欄に記載 144千件	※下段のその他欄に記載	※下段のその他欄に記載
					100%	100%	100%
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	97%	98%	97%		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		—			—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—				
	本人確認方法	本人による申請の場合	報告を行う者の使用に係る入出力装置を告示により指定し、漁業者の所属組合等にID・パスワードを交付。その装置からID・パスワードを用いて行われた報告を本人からの報告とみなしている。			—	
		代理人による申請の場合	同上			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日利用可能			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	郵便又はFAXにより常時受付			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		○24時間365日利用可能とする。 ○ヘルプデスク（利用者の各種問い合わせ窓口）を開設。			今後とも利用者からの意見・要望等を踏まえ、必要があれば改善を図っていく。	
	シ ス テ ム の 改 善		利用者の要望に対応したシステムの機能を改善。			今後とも利用者からの意見・要望等を踏まえ、必要があれば改善を図っていく。 （・機器の更新及びOSのバージョンアップを行い、セキュリティの強化等システムの改善を実施。（平成18年度実施済））	
広 報 ・ 普 及 活 動		農林水産省ホームページを通じて広報・普及を図っているところであり、また、地方公共団体担当者会議等を通じて電子報告に係る広報を実施している。			今後とも本システムの広報・普及に努めることとする。		
そ の 他		—			※当手続きは、「採捕数量の報告」であることから、報告者や操業日数の増減などの要因により報告件数も変動するため、目標件数は設定できない。		

經 濟 產 業 省

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 1

対 象 手 続		経済産業省生産動態統計調査					
年 間 平 均 申 請 件 数		276,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）第8条（統計法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配布者（都道府県知事、経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。 （主な利用者：製造業者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17 ※平成18年1月 現在	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	96,000	106,000	119,500	133,300	147,100
					114,000		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	34.8	38.3	43.3	48.3	53.3
41.3							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		－			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード （紙による手続きの場合は、申告義務者の氏名を記載）			－	
		代理人による申請の場合	－			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	9:00～21:00（平日）			申請受付時間の延長 土日受付対応（平成17年度内）（→平成18年4月実施済） 24時間365日受付対応（平成21年度までに整備）	
		紙による手続の場合（オフライン）	調査員調査の場合は、概ね8：00～17：00 郵送調査の場合は、指定なし			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			事務処理期間の短縮については、電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って措置予定。（平成21年度までに整備）	
	シ ス テ ム の 改 善		－			業務システム最適化計画に基づき開発されるシステムを平成21年度から導入する。	
広 報 ・ 普 及 活 動		オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。			システム設定・操作方法に係るサポート窓口の設置、システム概要等をまとめたWebページの掲載及びパンフレットの配布（調査時）等により、オンライン提出に係る理解促進を図る。		
そ の 他		－			上記以外の措置内容も電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って整備予定。（平成21年度までに整備） この結果、平成22（2010）年度の目標利用率は63％である。		

オンライン手続のサービス
（新世代統計システム）

http://www.meti.go.jp/statistics/h_system.html

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 2

対 象 手 続		商業動態統計調査				
年 間 平 均 申 請 件 数		204,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		商業動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第17号）第7条（統計法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査票配布者（都道府県知事又は経済産業大臣）に提出する。 （主な利用者：卸売業者及び小売業者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17 ※平成18年1月 現在	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	30,000	30,000	32,000 30,600	33,000	40,800
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	14.7	14.8	15.7 15.0	16.2	20.0
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	－		－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード （紙による手続きの場合は、申告義務者の氏名を記載）		－	
		代理人による申請の場合	－		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	9:00～21:00（平日）		申請受付時間の延長 土日受付対応（平成17年度内）（→平成18年4月実施済） 24時間365日受付対応（平成21年度までに整備）	
		紙による手続の場合（オフライン）	調査員調査の場合は、概ね8:00～17:00 郵送調査の場合は、指定なし		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		事務処理期間の短縮については、電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って措置予定。（平成21年度までに整備）	
	シ ス テ ム の 改 善		現行システムにおけるオンライン手続は、4種類の調査（甲、乙、丙及び丁）のうち、2種類の調査（甲及び丙。調査対象として全体の3割程度を占める）を対象としている。		業務システム最適化計画に基づき開発されるシステムを導入し、乙調査及び丁調査についても平成21年（→平成22年）1月（予定）からオンライン調査を開始する。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		パンフレット、ホームページ等で甲調査及び丙調査でオンラインによる手続が可能であることを広報している。		乙調査及び丁調査についても新たにオンラインによる手続が可能となることについて、今後、パンフレット、ホームページ等で周知する。 また、システム設定・操作方法に係るサポート窓口の設置、システム概要等をまとめたWebページの掲載及びパンフレットの配布（調査時）等により、オンライン提出に係る理解促進を図る。	
	そ の 他		乙調査は、客体の調査負担軽減のためにローテーション方式で対象事業所を1年毎及び2ヶ月毎に変更していること、対象事業所に中小・零細事業所が多くインターネット環境が必ずしも満足ではない事業所が多いことなど、オンライン調査の普及が難しく、投資に見合った効果が期待しがたいことから、現行の新世代システムではオンライン調査の対象外としている。 丁調査は、対象企業数が非常に少なくオンライン化にむけた投資に見合った効果が期待しがたいとしてオンライン調査の対象外とした。		上記以外の措置内容も電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って整備予定。（平成21年度までに整備） 平成21年（→平成22年）1月から乙調査及び丁調査についてもオンライン調査対象となり、平成22（2010）年度の目標利用率は60％である。	

オンライン手続のサービス
（新世代統計システム）

http://www.meti.go.jp/statistics/h_system.html

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 3

対 象 手 続		経済産業省特定業種石油等消費統計調査					
年 間 平 均 申 請 件 数		20,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）第7条（統計法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査票配布者（経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。 （主な利用者：対象事業所、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17 ※平成18年1月 現在	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	11,000	12,000	14,000	15,000	16,000
					12,000		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	55.0	57.9	70.0	75.0	80.0
60.4							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		－			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード （紙による手続きの場合は、申告義務者の氏名を記載）			－	
		代理人による申請の場合	－			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	9:00～21:00（平日）			申請受付時間の延長 土日受付対応（平成17年度内）（→平成18年4月実施済） 24時間365日受付対応（平成21年度までに整備）	
		紙による手続の場合（オフライン）	調査員調査の場合は、概ね8:00～17:00 郵送調査の場合は、指定なし			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			事務処理期間の短縮については、電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って措置予定。（平成21年度までに整備）	
シ ス テ ム の 改 善		－			業務システム最適化計画に基づき開発されるシステムを平成21年度から導入する。		
広 報 ・ 普 及 活 動		オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。			システム設定・操作方法に係るサポート窓口の設置、システム概要等をまとめたWebページの掲載及びパンフレットの配布（調査時）等により、オンライン提出に係る理解促進を図る。		
そ の 他		－			上記以外の措置内容も電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って整備予定。（平成21年度までに整備）		

オンライン手続のサービス
（新世代統計システム）

http://www.meti.go.jp/statistics/h_system.html

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 4.5

対 象 手 続		事業用電気工作物の保安規程の届出 事業用電気工作物の保安規程の変更の届出				
年 間 平 均 申 請 件 数		102,000件（2つの手続の合計 H15FY）				
根 拠 法 令 ・ 条 項		電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項及び第2項				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業用電気工作物を設置する者が、工作物を使用する前に保安規程を定めて、大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。 また、保安規程を変更した時に、遅滞なく大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。 （届出先：経済産業省原子力安全・保安院、産業保安監督部又は同支部の電力安全課） （主な利用者：電力会社や工場、ビル等の設置者）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	5,000	20,000
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	5	20
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①保安規程（オンライン化済） ②変更を必要とする理由を記載した書類（オンライン化済）		添付書類はオンラインでの提出が可能	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類のうち、 ①保安規程については、届け出た保安規程が電気事業法施行規則第50条に掲げる事項について定めているか確認するため ②変更を必要とする理由を記載した書類については、保安規程を変更したことが事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保する上で適切なものであるか確認するため 省略できない。			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は申請者本人の押印又は署名）		利用者の利便性向上に向け、本人確認方法の簡素化等（電子署名を省略する等）を検討する。 （→利用者の利便性向上に向け、本人確認方法の簡素化（電子署名を省略する等）について、平成19年度での実現を図るべく、電子署名の省略等を行った場合の代替措置等手続上の方策について具体的な検討及び省内調整を行う。（平成19年度））	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名又は代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人と代理人の押印又は署名）		同上 （→上記での検討や実施状況を踏まえて、利用者の利便性向上に向け、本人確認方法の簡素化等（電子署名を省略する等）を検討する。（平成19年度以降））	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	原則24時間365日		※原則24時間365日受付対応済	
		紙による手続の場合（オフライン）	就業時間中 （本省の場合、9：30～18：00）		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		—	
	シ ス テ ム の 改 善		—		汎用電子申請システムにおける手続案内画面において、申請数が多い手続については、申請者がアクセスしやすい位置に配置し、画面の改善を図る。（平成18年度中に措置） （→汎用電子申請システムにおける手続案内画面において、申請数が多い手続については、申請者がアクセスしやすい位置に配置し、画面の改善を行った。（平成18年度措置済））	
	広 報 ・ 普 及 活 動		オンライン申請も可能であることについて、受付窓口で教示。		継続中：オンライン申請も可能であることについて、受付窓口で教示。 平成18年度～：オンライン申請も可能であることについて、受付窓口に掲示したり、各種通知文書に案内を同封するなど、オンライン申請への移行を推進。	
	そ の 他		—		—	

※改善方策ではない。

オンライン手続のサービス （汎用電子申請システム）	http://www.meti.go.jp/application/index.htm
------------------------------	---

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 6

対 象 手 続		工業所有権出願関連手続（特許、実用新案、意匠、商標に関する手続）				
年 間 平 均 申 請 件 数		240万件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		特許法第36条、特許法第48条の3、特許法第50条、特許法第17条、特許法第107条、意匠法第42条、商標法第5条、商標法第40条、商標法第19条第2項等				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		工業所有権に関する出願等を行うための手続 （主な利用者：代理人・出願人、出願手続の代理申請率：82%）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） ※平成17年度までは実績。	220万	240万	220万 194万	220万	220万
	目標利用率（%） ※平成17年度までは実績。	88	88.4	88以上 91.2	88以上	88以上
	オンライン利用率が低い中小企業・個人などの出願が増える中で、利用率の維持・向上を目指す。 なお、目標利用率の母数は平成16年度実績の250万件、平成17年度実績270万件、平成18年12月末実績210万件とする。					
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①明細書（オンライン化済） ②特許請求の範囲（オンライン化済） ③図面（オンライン化済） ④要約書（オンライン化済） ⑤特分を証明する書面（オンライン化未対応） ⑥代表者であることを証明する書面（オンライン化未対応）等			出願書類等を各国特許庁で相互に交換することにより、出願人による海外特許庁への書類（優先権証明書等）の提出負担を軽減するため、海外の特許庁との交渉を積極的に進める。特に特許出願に関して、日本の出願人は米国特許商標庁に年間4万件以上の優先権証明書を提出していることから、上記交換を実現すべく米国特許商標庁と交渉を進める。（平成19年度中を目途に措置） （→・出願書類等を各国特許庁で相互に交換することにより、出願人による海外特許庁への書類（優先権証明書等）の提出負担を軽減するため、海外の特許庁との交渉を積極的に進める。 ・特に特許出願に関して、日本の出願人は米国特許商標庁に年間4万件以上の優先権証明書を提出しているところ、上記交換を実現すべく米国特許商標庁と交渉を進めた結果、優先権証明書の電子的交換を行うこととなった。（平成19年度）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			添付書類のうち、①～④については、工業所有権を審査・設定等するために必要不可欠な書類であるため省略できない。⑤、⑥等については、契約内容を電子的に証明する手段がないためにオンライン化できない。		
本人確認方法	本人による申請の場合	ISDN回線番号・ID・パスワード 又は 本人の電子署名・ID・電子証明書 （紙の場合は、登録した印鑑の押印又は特許庁が発行した識別ラベルの貼付）			・電子証明書については、当該手続において利用可能な電子証明書を拡大すべく関係者に働きかけていく。 ・インターネット出願における申請人の本人認証において、申請人が電子証明書を取得する事が容易な、各都道府県の公的個人認証サービスを利用可能とする。（平成19年度）	
	代理人による申請の場合	ISDN回線番号・ID・パスワード 又は 代理人の電子署名・ID・電子証明書 （紙の場合は、登録した印鑑の押印又は特許庁が発行した識別ラベルの貼付）			・電子証明書については、当該手続において利用可能な電子証明書を拡大すべく関係者に働きかけていく。 ・インターネット出願における申請人の本人認証において、申請人が電子証明書を取得する事が容易な、各都道府県の公的個人認証サービスを利用可能とする。（平成19年度）	
手 数 料	オンライン手続の場合	所定の手数料（特許出願については、1件につき16000円（特許法第百九十五条第二項）、外国語書面出願は26000円（特許法第百九十五条第二項） 特許出願審査請求については、1件につき168600円に1請求項につき4000円を加えた額（特許法第百九十五条第二項）等）			—	
	紙による手続の場合（オフライン）	電子申請の料金に電子化手数料として1件につき1,200円に書面1枚につき700円を加えた額			※工業所有権出願関連手続については、既に原則オンライン手続を対象とした料金としており、書面手続については、別途電子化手数料を徴収している。この電子化手数料については法律により実費勘案と定められており、必要に応じて見直しを行うもの。	
目標達成に向けた						

具体的な措置内容	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	申請者への回答までの時間は手続の種類により各々異なる。	特許庁業務・システム最適化計画に基づく、新事務処理システムに移行するに際し、日次又は週次処理(バッチ処理)についての運用基準を見直すことにより、処理時間を可能な限り短縮する(平成23年1月を目途に実現)。
		紙による手続の場合(オフライン)	オンラインによる手続と比べ、申請後に処理可能となるまでに電子化期間として1月程度の期間が必要。	—
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	原則24時間365日	※原則24時間365日受付対応済
		紙による手続の場合(オフライン)	開庁日の9:00~17:00	—
	上記項目以外のインセンティブ措置		—	—
	システムの改善		平成2年に特許・実用新案オンライン出願の受付開始。 平成10年にパソコンによるオンライン出願の受付開始。 平成17年にインターネットを用いたオンライン国内出願の受付を開始。同時にオンライン出願の24時間365日受付開始。	○権利の設定登録から公報発行までの期間(以下、公報発行期間)の短縮が急務となっている登録実用新案公報につき、インターネット利用による公報発行を実施(平成18年1月開始)。これにより、概ね7週間であった公報発行期間が、概ね4週間程度に短縮される。今後は、登録実用新案と同様、公報発行の早期化の要請が比較的大きい意匠につきインターネット公報の導入を行う予定。 (→○権利の設定登録から公報発行までの期間(以下、公報発行期間)の短縮が急務となっている登録実用新案公報につき、インターネット利用による公報発行を実施(平成18年1月開始)。これにより、概ね7週間であった公報発行期間が、概ね4週間程度に短縮された。登録実用新案と同様、公報発行の早期化の要請が比較的大きい意匠公報につき、平成19年1月にインターネット公報の発行を開始。これにより、概ね7週間であった公報発行期間が、概ね5週間程度に短縮された。) ○以下の項目を実現すべく、特許庁業務・システム最適化計画に基づき新事務処理システムの開発を行う。 ・出願人が既に出願している同一案件に関する各種申請書類を作成する際に、特許庁のデータベースからオンラインでその出願内容に関する情報を予め申請書類に反映することにより、出願人の申請書作成を支援する機能(インタラクティブ申請(申請書作成支援システム))を新事務処理システム(平成23年1月を目途)により実現する。 ・企業における事業戦略や知財戦略の策定に有用な情報である出願・審査に関連する情報について、公衆に対して無料で提供する。(平成23年1月を目途)
	広報・普及活動		オンライン出願について、ホームページ、パンフレットで公表すると共に、知的財産制度説明会において説明会を開催。	引き続き、オンライン出願の説明会を開催する予定。
	その他		—	—

※改善方策ではない。

オンライン手続のサービス (電子出願システム)	http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/e_shutugan/e_shutugan_list.htm
----------------------------	---

国土交通省

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No. 1

対 象 手 続		特殊車両通行許可申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		約127,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記 ）		道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを制限しています。このような制限の基準値を超える車両を通行させようとする場合には、道路管理者に通行させる車両や経路などを申請し、特殊車両通行許可証の交付を受ける必要があり、そのための手続きが特殊車両通行許可申請です。 （ 主な利用者：運送事業者、代理申請率：約2～3割（推定） ）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18 下段は12月末現在	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	4,297	11,072	18,700 17,206	26,400	34,000
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	3.4	8.7	14.7 13.5	20.8	26.8
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		自動車検査証の写し（オンライン化済） 代理申請の場合は委任状（オンライン化済） 電子地図にない場合は地図の写し（オンライン化済） その他審査にあたって確認が必要なもの（オンライン化済）			自動車検査証の写しの廃止（平成19年3月を予定）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類のうち、代理申請の場合の委任状については、一定の事務を他に委任する場合においては一般的には委任状をもって確認する必要があり省略できない。電子地図にない場合の地図の写しについては、通行経路が確認できないため省略できない。その他審査にあたって確認が必要なものについては、例えば交差点狭小部の折進状態を確認するための軌跡図等であり、省略できない。				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名及びID・パスワード （紙の場合は、申請者の記名又は押印）			電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第3条において、電子的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは真正に成立したものと推定するとしているため、またID及びパスワードは、登録されたデータを他者に改変されないための暗証である。	
		代理人による申請の場合	代理人の電子署名及びID・パスワード並びに委任状 （紙の場合は、申請者の記名又は押印並びに委任状）			同上	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料なし 他の道路管理者への協議のある場合 1 経路200円（協議手数料）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	同上			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	他の道路管理者に協議等がない場合 4日間			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	一般的な標準処理期間 3週間			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	事務所窓口の業務時間内			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		通行許可証の窓口交付			許可証交付のオンライン化の実現（平成18年4月より順次実施）	
	シ ス テ ム の 改 善		自動車検査証の写しが必要 通行許可証の窓口交付が必要			・自動車検査証の写しの廃止に向けシステム改善（平成19年1月に実施済） ・許可証交付のオンライン化の実現（平成18年4月より順次実施）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		オンラインによる手続についてホームページ等で広報			ホームページにおけるFAQ等の更なる充実。業界等へのPRの実施	
	そ の 他		他の道路管理者のシステム未導入			システム仕様の提供を実施	

特殊車両オンライン申請システム

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No. 2

対 象 手 続		自動車の新規登録、新規検査				
年 間 平 均 申 請 件 数		約3,500,000件 （約1,000,000件：東京都等の4都府県）[型式指定車の新規登録]				
根 拠 法 令 ・ 条 項		道路運送車両法（昭和26年法律185号）第7条 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第59条				
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		登録を受けていない自動車の登録を受けようとする場合には、その所有者は新規登録の申請をしなければならない。登録を受けていない自動車を運行の用に供しようとするときは、その使用者は、新規検査を受けなければならない。 （主な利用者：自動車販売店、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	-	416 電子申請は 12月26日より 開始	- 5298	17.5万 全国でサービス が行われた場合	66.5万 全国でサービスが 行われた場合
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	-	約0.1％	- 約0.6％	5％	19％
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		下記の添付書面は全てオンライン化済み。 譲渡証明書 完成検査終了証 自動車損害賠償責任保険証明書 再資源化預託金等を預託したことを証する書面 保管場所証明書 代理申請の場合は委任状		左記のとおり添付書面はオンライン化済み。 なお、からは添付書面は発行元（自動車販売店等）から登録情報処理機関を経由して国土交通省に提供されるものであり、申請者が申請時に手間をかけて送信するものではない。	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況					
	本人確認方法 （申請内容の真正性の担保）	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名・押印及び印鑑証明書の添付）		自動車の登録は所有権の公証を行うものであり、厳格な権利関係の審査が必要であることから、確実な本人確認や内容の真正性の担保のためには電子署名及び公的個人認証等が必要 自動車販売店へのヒアリングの結果、自動車購入者が公的個人認証を保持していないこと、また、自動車販売店が代行手数料の差別化を行っていても、自動車購入者は公的個人認証の取得しないことが問題点となっていることから、公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするシステム改良を検討。	
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人の記名・押印及び印鑑証明書の添付と代理人の記名）		自動車の登録は所有権の公証を行うものであり、厳格な権利関係の審査が必要であることから、確実な本人確認や内容の真正性の担保のためには電子署名及び公的個人認証等が必要 自動車販売店へのヒアリングの結果、自動車購入者が公的個人認証を保持していないこと、また、自動車販売店が代行手数料の差別化を行っていても、自動車購入者は公的個人認証の取得しないことが問題点となっていることから、公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするシステム改良を検討。	
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,800円		今後、手数料の差別化について検討を行う。 また、自動車販売店の代行手数料の引き下げについて、業界団体等を通じてＰＲしていく。	
		紙による手続の場合（オフライン）	1,800円			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	即日処理		即日処理	
		紙による手続の場合（オフライン）	即日処理		即日処理	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付		既に24時間365日受付としている	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:45～16:00受付		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		・自動車販売店の経営者等に対する利用促進及び代行手数料の低減に係る検討の要請 ・利用者からの問合せ（利用方法等）に対応するヘルプデスクの設置		利用者の多い自動車販売店への感謝状制度の創設（→平成18年5月に実施済。） 感謝状制度について、平成19年3月に第1回の感謝状の授与を行う予定。	
シ ス テ ム の 改 善		・国及び地方公共団体が所管する複数手続（保管場所証明、検査・登録、自動車諸税）のワンストップ化 ・代理申請機能の構築		利用者の意見等を踏まえ、申請画面の見直しに係る検討を行う。 主な利用者である自動車販売店に対し意見聴取している（→平成18年5月より開始）。 自動車販売店から聴取した結果を踏まえ、システム改善の検討を行う。		
広 報 ・ 普 及 活 動		・オンラインによる手続が可能となっていることについて、ポスター、チラシ、ホームページ、テレビ、インターネット、雑誌等を通じた周知。 ・各種説明会を通じた関係者への周知		広報・普及活動の継続		
そ の 他		・自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続のうち、地方公共団体が所管する保管場所証明、自動車諸税の手続に係る手数料、処理時間等については、各地方公共団体の条例等において定めている。		以下の地方公共団体に係る項目について、関係省庁（警察庁、総務省）に要請を行う。 ・地方税の軽減措置 ・手数料（保管場所証明申請）の差別化 ・処理時間の短縮化 ・住民基本台帳カード（公的個人認証）の取得の容易化 ・住民に対する広報周知 地方公共団体に係る事項について、関係省庁（警察庁、総務省）に対して要請を行った（→平成18年6月実施済）。		

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム

<http://www.oss.mlit.go.jp/>

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No. 3

対 象 手 続			(1) 自動車の変更登録 (2) 自動車の移転登録 (3) 自動車の抹消登録 (4) 自動車の継続検査						
年 間 平 均 申 請 件 数			(1) 1,731,000件 (2) 5,734,000件 (3) 4,811,000件 (4) 29,075,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項			(1) 道路運送車両法 (昭和26年法律185号) 第12条 (2) 道路運送車両法 (昭和26年法律185号) 第13条 (3) 道路運送車両法 (昭和26年法律185号) 第15条または第16条 (4) 道路運送車両法 (昭和26年法律185号) 第62条						
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)			(1) 自動車の所有者は所有者の住所等に変更があったときは、その事由のあった日から15日以内に変更登録の申請をしなければならない。 (2) 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に移転登録の申請をしなければならない。 (3) 登録自動車が増減し、解体し (整備、又は改造のために解体する場合を除く。) 又は自動車の用途を廃止したとき、所有者は、その事由があった日から15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。自動車の所有者は、その自動車を運行の用に供することをやめたとき、一時抹消登録の申請をしなければならない。 (4) 登録自動車等の使用者は、自動車検査証の有効期間満了後も引き続き使用しようとするときは、継続検査を受けなければならない。 (主な利用者：自動車ユーザー、自動車販売店 代理申請率：不明)						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績			年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
			目標利用件数 (件) (平成17年度までは実績)	-	-	本手続については、オンライン化未実施のため、IT新改革戦略で掲げたオンライン利用率の目標の下、新規登録の具体的改善策による利用率向上の効果を踏まえ、具体的仕様の検討及び検討結果に基づく利用見込みを調査を行い、目標達成の見込まれる手続から順次オンライン化を目指す。			
			目標利用率 (%) (平成17年度までは実績)	-	-				
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時 (平成17年度末) の状況			改善方策の措置・具体的改善方策 (実施時期)			
	添 付 書 類		譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書、保管場所証明書、預託証明書、印鑑証明書			既に稼働している自動車の新規登録のオンライン化を参考にしつつ、添付書類の電子化、本人確認方法、処理時間等について方策を講じる予定。			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-						
	本人確認方法	本人による申請の場合	(紙の場合は記名・押印及び印鑑証明書の添付)						
		代理人による申請の場合	(紙の場合は申請者本人の記名・押印及び印鑑証明書の添付と代理人の記名)						
	手 数 料	オンライン手続の場合	-						
		紙による手続の場合 (オフライン)	(1) 350円 (2) 500円 (3) なし又は350円 (4) 1,100円 [現車提示を省略する場合]						
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	即日処理						
		紙による手続の場合 (オフライン)							
	利用 (申請等) 可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	平日8:45 ~ 16:00受付						
		紙による手続の場合 (オフライン)							
	上記項目以外のインセンティブ措置		-						
	シ ス テ ム の 改 善		-						
広 報 ・ 普 及 活 動		-							
そ の 他		-							

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（国土交通省）

							No.4, No.5
対 象 手 続		(1) 海技免状の有効期間の更新（大型船舶の免許） (2) 操縦免許証の有効期間の更新（小型船舶の免許）					
年 間 平 均 申 請 件 数		282,500件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		(1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律149号）第7条の2第2項 (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律149号）第23条の11					
手 続 概 要 (主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記)		(1) 海技免状の所持者が、その所持する海技免状の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、海技免状更新申請書及び必要な添付書類とともに海技免状の有効期間の更新を申請する。（主な利用者：海技免状所持者、代理申請率：約80％） (2) 小型船舶操縦免許証（以下操縦免許証）の所持者が、その所持する操縦免許証の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、操縦免許証更新申請書及び必要な添付書類とともに操縦免許証の有効期間の更新を申請する。（主な利用者：小型船舶操縦免許証所持者、代理申請率：約80％）					
目標利用件数・目標利用率		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	0件	4件	13,000件 37件	26,000件	39,000件
		目標利用率（％） 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	0%	0%	4.6% 0.01%	9.2%	13.8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・ 具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		(1) 海技免状の有効期間の更新 海技免状(オンライン化未対応) 乗船履歴を有することを証明する書類、同等業務経験認定書、更新講習修了証明書(オンライン化未対応) 身体検査証明書(オンライン化未対応) 海技免状用写真票(オンライン化未対応) (2) 操縦免許証の有効期間の更新 写真（オンライン申請による添付可） 小型船舶操縦士身体検査証明書(オンライン化未対応) 更新講習修了証明書(オンライン化未対応) 本籍の記載のある住民票の写し（平成15年5月以前より免許をお持ちの方が、同年6月以降初めて更新の手続きを行う場合）(オンライン化未対応) 更新を受けようとする操縦免許証(オンライン化未対応) その他、操縦免許証の更新を受けるために必要な書類(オンライン化未対応)			(1) 海技免状の有効期間の更新 については廃止の方向で検討する。 については、早期にオンライン化の方向で検討する。 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 については、早期にオンライン化に向けて検討する。 については、廃止の方向で検討する。	
			添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		(1) 海技免状の有効期間の更新 更新に足る知識、技能要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 更新に足る身体要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 S T C W条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）第6条、同付属書 / 2 及び同コード A - / 2 により本人の写真及び署名が必須のため、省略できない。 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 は、操縦免許証に写真を印刷することから省略できない。 は、更新に足る知識、技能要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 は、更新に足る身体要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 は、操縦免許証原簿に記載する外国人の国籍等、他の添付書類で確認できない事項について確認する必要があることから省略できない。		
	本人確認方法		本人による申請の場合			電子署名の必要性について検討する。	
			代理人による申請の場合			海事代理士の電子署名の必要性について検討する。	
手 数 料		オンライン手続の場合		(1) 海技免状の有効期間の更新 1,600円 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 1,250円		平成17年4月に手数料の差別化を実施	
		紙による手続の場合（オフライン）		(1) 海技免状の有効期間の更新 1,700円 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 1,350円		平成17年4月に手数料の差別化を実施	
処理時間 (申請者への回答までの時間)		オンライン手続の場合		即時処理		即時処理	
		紙による手続の場合（オフライン）		即時処理		即時処理	
利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合		24時間365日受付		既に24時間365日受付としている	
		紙による手続の場合（オフライン）		平日9：00～17：00受付		-	
上記項目以外のインセンティブ措置				-		オンライン利用の多い海事代理士等への表彰制度の創設について、引き続き検討する。	
シ ス テ ム の 改 善				-		e-Gov窓口システムへの移行を含め、システム改善の必要性について検討する。検討に当たっては、申請の約8割を占める海事代理士が大量の申請を一括しておこなえるといった申請方法に対する要望・ニーズ等を十分把握し、利便性及び利用率の向上に努める。	
広 報 ・ 普 及 活 動		申請者、海事代理士に対し、電子申請の実施を案内しているところ。また、ホームページによる広報を実施しているところ。並びに、平成17年度に e - キャラバンの対象手続として、国民向け講習会を実施する。		全国における電子申請講習会の実施等広報・普及活動を引き続き実施する。			
そ の 他				-		-	
汎用受付等システム				http://www.goa.mlit.go.jp/proc/showProcList.do?catCd=29&lawCd=34			

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No.6

対 象 手 続		入出港の届出（特定港）					
年 間 平 均 申 請 件 数		684,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		港則法（昭和23年法律174号）第4条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		総トン数20トン以上の船舶が特定港に入港した場合、船長は遅滞なく港長に届け出なければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。 （主な利用者：船長、船主、代理人、代理店等、代理申請者率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16 (1～12月)	平成17 (1～12月)	平成18 (1～12月)	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	148,000	189,000	220,000	252,000	284,000
					237,413		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	21.3	27.0	31.6	36.2	40.8
34.7							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		添付書類はない			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-	
		代理人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料なし			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料なし			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	5分			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	5分			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日08:30～17:00受付			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		なし			-	
	シ ス テ ム の 改 善		-			「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」及び「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、システムの最適化を実施する。（平成20年10月までに）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等での届出受付時に港湾EDIシステムの利用について、周知徹底を図っている			港長との意見交換会、窓口での届出受付時等あらゆる機会をとらえ、港湾EDIシステム導入によるペーパーレス、ワンストップ化等利用者の利便性向上等の利点について、引き続き周知徹底を図っていく。	
	そ の 他		なし			-	

港湾 E D I システム

http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No.7

対 象 手 続		けい留施設の供用の届出（特定港）					
年 間 平 均 申 請 件 数		326,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		港則法（昭和23年法律174号）第5条第5項					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		総トン数500トン以上（関門港若松区においては総トン数300トン以上）の船舶が特定港においてけい留する場合、けい留施設の管理者は、あらかじめ港長に届け出なければならない。 （主な利用者：港湾管理者、代理申請者率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16 （1～12月）	平成17 （1～12月）	平成18 （1～12月）	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	67,000	84,000	100,000	117,000	134,000
					95,301		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	19.9	24.0	30.0	35.0	40.0
					27.0		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		添付書類はない			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-	
		代理人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料なし			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料なし			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	5分			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	5分			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日08:30～17:00受付			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		なし			-	
シ ス テ ム の 改 善		-			「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」及び「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、システムの最適化を実施する。（平成20年10月までに）		
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等での届出受付時に港湾EDIシステムの利用について、周知徹底を図っている			港長との意見交換会、窓口での届出受付時等あらゆる機会をとらえ、港湾EDIシステム導入によるペーパーレス、ワンストップ化等利用者の利便性向上等の利点について、引き続き周知徹底を図っていく。		
そ の 他		なし			-		

港湾 E D I システム

http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No.8

対 象 手 続		危険物積込等の許可（特定港）				
年 間 平 均 申 請 件 数		194,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		港則法（昭和23年法律174号）第23条第1項				
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）		船舶が特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をする場合、船長は港長の許可を受けなければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。 （主な利用者：船長、船主、代理人、代理店等、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16 (1～12月)	平成17 (1～12月)	平成18 (1～12月)	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	67,000	82,000	86,000	90,000	94,000
				100,761		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	34.3	41.0	44.0	46.0	48.0
51.8						
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		添付書類はない		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード		-	
		代理人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード		-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料なし		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料なし		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	10～60分		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	10～60分		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日08:30～17:00受付		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		なし		-	
	シ ス テ ム の 改 善		-		「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」及び「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、システムの最適化を実施する。（平成20年10月までに）	
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等での届出受付時に港湾EDIシステムの利用について、周知徹底を図っている		港長との意見交換会、窓口での届出受付時等あらゆる機会をとらえ、港湾EDIシステム導入によるペーパーレス、ワンストップ化等利用者の利便性向上等の利点について、引き続き周知徹底を図っていく。		
そ の 他		なし		-		

港湾E D Iシステム

http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html

(参考 1)

府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省一覧

2007年（平成19年）8月24日

業務・システム	担当府省
人事・給与等業務	人事院・総務省
災害管理業務	内閣府
統計調査等業務	総務省
電子申請等受付業務	総務省
行政情報の電子的提供業務	総務省
共通システム	総務省
文書管理業務	総務省
職員等利用者認証業務	総務省
共同利用システム基盤	総務省
共済業務	財務省
予算・決算業務	財務省
国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）	財務省
輸出入及び港湾・空港手続関係業務	財務省
研究開発管理業務	文部科学省
物品調達業務	経済産業省
物品管理業務	経済産業省
謝金・諸手当業務	経済産業省
補助金業務	経済産業省
旅費業務	経済産業省
公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む。）	国土交通省

電子政府推進計画に掲げる主な施策による今後の対応

(参考2)

項目				2007年度 （平成19年度）	2008年度 （平成20年度）	2009年度 （平成21年度）	2010年度 （平成22年度）	
I 推進体制の強化	1 GPMO等の政府全体の推進体制の強化			府省共通業務・システム等の仕様の調整等担当府省間の連携・調整（内閣官房）				
				官民共同プロジェクトチームの設置（内閣官房）	国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービス等の実現に向けた次世代電子行政サービス基本構想の作成（内閣官房）			
	2 PMO等の各府省内の推進体制の強化			外部専門家の更なる活用や登用など各府省内の推進体制の強化（各府省）				
	3 IT人材育成及び確保			「行政機関におけるIT人材育成・確保実行計画」の策定（各府省）	「行政機関におけるIT人材育成・確保実行計画」に基づく内部人材の具体的な育成確保（各府省）			
				情報システム統一研修実施計画の作成・公表（総務省）	情報システム統一研修実施計画に沿った研修の充実（総務省）			
	4 府省共通業務・システムの最適化推進体制の強化			府省共通業務・システム等の仕様の調整等担当府省間の連携・調整（内閣官房）				
	5 評価体制の強化			毎年度の最適化の実施状況の総合評価（各府省）				
6 電子政府評価委員会の評価結果の予算等への反映			電子政府評価委員会の評価結果を踏まえた所要の見直し（各府省）					
II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	1 オンライン利用促進	(1) 利用促進の原則	①利用促進計画の推進、見直し	実績等を踏まえた2010年度（平成22年度）までの取組方針の策定（内閣官房及び総務省）				
			利用促進計画の実施、電子政府評価委員会からの指摘等を踏まえた追加方策等の検討（関係府省）	取組方針を受けた利用促進計画の策定、CIO連絡会議への報告（関係府省）	利用促進計画の実施（関係府省）（利用率50%以上の達成）			
		(2) 利用者に身近な手続のオンライン利用促進	②利用促進計画対象外の手続	利用促進対象手続の検討結果を踏まえた利用促進措置の実施・検討（各府省） 費用対効果等の観点から申請システムの効率化等の検討（各府省）				
			①商業・法人登記申請及び不動産登記申請のオンライン化の推進	オンライン申請が可能な登記所を全国の登記所の9割程度以上まで拡大（法務省）				
				オンライン登記申請に必要なパソコンの環境を設定するツールの開発、オンライン登記申請を模擬的に体験可能な環境の開発等の追加措置により利用者の利便性の向上（法務省）				
				②国税関係手続のオンライン利用促進	所得税の電子申告における第三者作成書類の添付省略、来署した納税者の本人確認を前提に本人の電子署名なしでの電子申告、税理士会や関係民間団体を通じた電子申告研修会の実施（財務省）			

項目				2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	1 オンライン利用促進	(2) 利用者に身近な手続のオンライン利用促進	③ 社会保険・労働保険関係手続のオンライン化の推進	事業主の電子署名に代わるID・パスワードについて、ワンストップ化を踏まえた社会保険関係手続と雇用保険関係手続との統一的な運用及び発行手続の簡素化（厚生労働省）			
				「情報基盤強化税制」「中小企業投資促進税制」が利用可能であることの周知、住基ネットとの連携による手続の省略の拡大、添付書類の省略等の手続見直しの検討、申請者の意見を踏まえた操作性向上等のシステム改善、問い合わせ体制の充実、大規模事業所の個別訪問による利用勧奨等（厚生労働省）			
		(3) オンライン利用促進に係る評価、見直し等		オンライン利用の進捗状況の評価、今後の利用促進に向けた追加的措置の検討、電子政府評価委員会からの求めに応じた報告（関係府省）			
		(4) 情報の把握、公表等	① オンライン利用状況等の把握、公表	オン化法10条に基づく情報通信技術の利用に関する状況、申請等手続のオンライン利用件数、利用率等に関する把握、公表（各府省）			
				オンライン利用促進対象手続の利用状況の把握、電子政府評価委員会からの求めに応じた報告（関係府省）			
				オンライン利用状況のとりまとめ、各府省及び手続ごとの状況を比較できる形での公表（総務省）			
		(5) ワンストップサービスの推進	② 利用者意見の把握	国に対する申請件数の多い企業等に対するアンケートやヒアリング、電子政府推進員の意見等を通じたニーズや利用者の心理・満足度等の把握（総務省及び各府省）			
				ITオンブズマンによる提案の受付から公表までのスキーム検討（関係府省）			
		(5) ワンストップサービスの推進	① 国・地方を超えた包括的な電子行政窓口サービスの実現	官民合同プロジェクトチームの設置（内閣官房）			
				現行の申請・届出等に係るオンライン手続の利用状況の把握、利用者視点に基づく行動フローの分析やニーズの把握、課題の抽出、分析、国及び地方での関連業務の棚卸し、モデルとなる業務フローの策定（内閣官房）			
		(5) ワンストップサービスの推進	② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したワンストップサービスの推進	次世代電子行政サービスの基本構想の策定（内閣官房）			
				3府省の汎用受付等システム等のe-Gov窓口システムへの移行（総務省及び関係府省）			
		(5) ワンストップサービスの推進	② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したワンストップサービスの推進	2府省の汎用受付等システム等のe-Gov窓口システムへの移行（総務省及び関係府省）			
				1府省の汎用受付等システム等のe-Gov窓口システムへの移行（総務省及び関係府省）			
		(5) ワンストップサービスの推進	② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したワンストップサービスの推進	関連する手続の組合せの選択から申請までを一括して行えるグループ申請の機能の整備（総務省及び各府省）			
		(5) ワンストップサービスの推進	② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したワンストップサービスの推進				
		(5) ワンストップサービスの推進	② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したワンストップサービスの推進				

項目				2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)		
Ⅱ 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	1 オンライン利用促進	(5) ワンストップサービスの推進	③輸出入及び港湾・空港手続のシングルウィンドウサービスの推進	「府省共通ポータル」の整備（関係府省）		利用者の立場に立ったシステムの継続的な見直し（関係府省）			
				主要港や地方港によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化（国土交通省）		できる限り早期に統一モデル様式の次世代シングルウィンドウへの機能追加（国土交通省）			
			④自動車保有手続のワンストップサービスの推進	ワンストップサービスの早期稼働、利用率向上に向けた取組の地方公共団体に対する要請（警察庁、総務省、国土交通省）					
				公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするようシステム改修（警察庁、総務省、国土交通省）					
		(6) 行政情報の電子的提供の充実等	利用率が50%を超える見込みのある手続についてワンストップサービス対象手続として順次拡大、インセンティブ措置である自動車販売店の代行手数料の引下げについて、業界団体等を通じてPR（警察庁、総務省、国土交通省）						
			①各府省における行政情報の電子的提供の充実等	ウェブコンテンツJISを踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等、より利用者のニーズに合わせた有用なコンテンツなど関連情報の提供等（各府省）					
			②行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化の着実な推進	複数の情報提供サイトに係るインターネット接続口及び機器等の集約（11府省）					
				個別のデータベースによる情報提供から既存のホームページの検索機能を活用した情報提供へ切り替えるなどのデータベースシステムの見直し（4府省）					
			③e-Govの拡充、利用者支援等	手続案内からの各府省等のホームページの当該情報へのリンクなど、より分かりやすい行政情報、手続案内等の提供の推進、関係機関、地方公共団体の提供する情報との連携、英語版e-Govホームページの作成及び携帯電話等モバイル機器によるe-Govの利用について検討（総務省）					
				電子政府利用支援センターについて、国民等利用者からの問い合わせに的確かつ可能な限り一次的に対応が行えるよう、FAQを充実（総務省）					
(7) 電子政府の広報、普及・啓発	国民等利用者に対して分かりやすく、かつなじみやすいパンフレットやポスターを作成するなど、より一層効果的な広報、普及・啓発活動の推進（関係府省）								
	電子政府推進税制の創設について、集中的に広報、普及（関係府省）								
	年間を通じて受付窓口等においてオンラインによる申請等が可能であることの積極的な周知等オンラインによる申請等を積極的に周知、オンライン利用の方法やメリット等についての照会に対応できるよう担当職員への周知徹底（関係府省）								

項目			2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
Ⅱ 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化	(1) 業務・システム最適化のモニタリング等	各府省が策定する最適化計画の確認及び必要な調整、最適化計画に基づく最適化の進捗状況や経費削減などの効果の発現状況を確認するなどのモニタリング、電子政府評価委員会への報告（総務省）			
		(2) 業務・システム最適化の実施	最適化指針及び最適化計画に基づく最適化の実施、可能な限り早期の経費や業務処理時間の削減などの効果の発現、情報システムの統一化、起案・決裁を始めとする業務処理の標準化・自動化、手続の簡素化、職員による判断を必要としない業務の積極的な外部委託（各府省）			
			データ通信サービス契約の見直し（各府省）			
			特定の業者に依存しないオープンシステムへの移行等のシステム構成の見直し、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直し、徹底した業務改革（各府省）			
		① 人事・給与等業務・システム最適化	人事・給与関係業務情報システムの改修（担当府省） 人事・給与関係業務情報システムへの移行（各府省）			
		② 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化	費用対効果の観点から最適化の実施内容、スケジュールを見直し、最適化計画を改定（担当府省）			
		③ 文書管理業務の業務・システム最適化	政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムの整備（担当府省）		文書管理業務・システム最適化の実施（担当府省）	
		④ 職員等利用者認証業務の業務・システム最適化	利用者認証情報の体系及び管理業務の標準化に向けたガイドラインの作成（担当府省）			
			識別コード（ID）、パスワードなどの利用者認証情報の体系及び利用者認証機能等を政府全体で共通化し、一元的に管理・提供するための職員等利用者共通認証基盤の整備（担当府省）		職員等利用者認証業務・システム最適化の実施（担当府省）	
		⑤ 各府省に共通するシステムの共同利用化の推進	府省共通システムにおいて共通的に利用される基盤機能及び施設・設備を具備する府省共通システムの基盤の整備（担当府省）		共同利用システム基盤業務・システム最適化の実施（担当府省）	
		⑥ 社会保険業務の業務・システム最適化				
			国民のニーズに応じた更なるサービスの向上、必要に応じた最適化計画の見直し（担当府省）			
			(3) GPMOとの調整	総合調整機能を担うGPMOと十分な調整（担当府省）		
		(4) 関連する情報システム間の連携	システム相互にやり取りされるデータ項目や連携方法等を含めた仕様調整を行うなど積極的な連携（担当府省）			
	(5) 業務・システム最適化の評価、見直し等	最適化指針に沿った毎年度の最適化実施状況の把握・評価等、電子政府評価委員会からの求めに応じた報告（各府省、担当府省）				

項目			2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	
Ⅱ 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	3 情報システムに係る政府調達の改善	(1) 情報システムの戦略的な調達	「情報システムに係る政府調達の基本指針」に基づき、国庫債務負担行為の活用、随意契約から一般競争入札等への移行等情報システムの戦略的な調達のための具体的取組を強力に推進（各府省）				
			①分離調達の実施 設計・開発の予定価格が5億円以上と見込まれる特定情報システムについて、調達計画書に沿って、原則として、情報システムの方式による分離調達、ハードウェアとソフトウェアの分離調達及び運用・保守等の工程の分離調達を実施（各府省）				
			②標準技術の活用 調達仕様書の内容について、提案に不可欠な情報の具体的・網羅な記載、オープンな標準に基づく要求要件の記載（各府省） 汎用パッケージソフトウェアの優先的な活用の検討（各府省）				
			③情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充 情報システムに係る政府調達事例データベースへの調達計画書、調達仕様書案等の登録（各府省） 現行の政府調達事例データベースの改修（総務省）				
		(2) 情報システムに係る政府調達のモニタリング等	調達指針に基づく取組の実施状況に係るフォローアップ（内閣官房） フォローアップの結果等を踏まえた実務手引書の見直し、事業者等からの苦情の受付、各府省の調達担当課室に対する調達計画書及び調達仕様書についての助言等のモニタリング（総務省）				
		(3) 外部委託の推進	職員による判断を必要とする業務を除いた業務の外部委託の推進（各府省）				
		(4) システム開発経費に係る積算の精度の向上	システム開発規模、所要工数、費用等に関する調査・分析、システム開発経費に係る積算の精度の向上の実現に向けた検討（総務省）				
		(5) 予算要求時の積算の妥当性確保	複数業者から見積等の情報を入手するなど、予算要求の積算の妥当性の確保（各府省）				
	(6) 調達事務の軽減等	競争入札を行うに当たって電子入開札システムを利用することの原則化、情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充等を活用した調達業務の標準化・効率化（各府省）					
	4 全体最適化に向けた諸課題への取組	(1) 情報システムに係る各種情報の把握等	①情報資産台帳の整備	情報資産（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）に関する情報を記載した情報資産台帳の整備（各府省）	情報資産台帳の適切な維持管理、既存の業務・システムの対象範囲の見直し、小規模業務・システムの見直し、電子政府基本調査への活用（各府省）		
			②電子政府基本調査の実施	電子政府基本調査の実施、結果の公表（総務省）	情報資産台帳を活用した電子政府基本調査の実施、結果の公表（総務省）		
			③諸外国の情報把握	電子政府の主要国の実情の把握、我が国の電子政府におけるPDCAサイクルの確保・運用等への活用（総務省）			
		(2) 情報セキュリティ対策等	①効果的な情報通信技術の導入	IPv6対応すべき範囲、対応化による効果、移行スケジュール等の具体化、効果を明確にしたうえでの導入（各府省）			

項目				2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
Ⅱ 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	4 全体最適化に向けた諸課題への取組	(2) 情報セキュリティ対策等	②情報セキュリティ対策	各府省自らが実施する自己点検及び監査、並びに内閣官房情報セキュリティセンターが実施する検査・評価を踏まえ、情報セキュリティ対策の改善措置の適切な実施（各府省）			
			③府省共通のセキュリティ機能向上の推進	府省共通のプラットフォームの構築・整備に関する技術的、機能的検討（内閣官房及び総務省）			府省共通のプラットフォームの構築・整備に関する技術的、機能的検討の結論を踏まえたセキュリティ機能向上のための適切な対応（各府省）
			④個人情報保護対策	行政機関個人情報保護法の運用状況等に関する情報の共有、制度の適切な運用を確保していくために必要な検討、広報資料の配布や職員への教育研修等同法の趣旨及び内容等の周知徹底（総務省及び各府省）			
	Ⅲ 関係機関との連携	1 国、独立行政法人等を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進	(1) 独立行政法人等の業務・システム最適化	主要な業務・システムの最適化計画策定の要請（各府省）		中期計画や最適化計画等に沿った最適化の着実な実施、情報システム関係経費削減などの効果の可能な限り早期の発現など業務運営の効率化・合理化の推進の要請及び必要な支援の実施（各府省）	
調達指針に準じた調達改善の取組の実施、システムの調達の原則競争入札化、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）の検討、情報システムに係る政府調達事例データベースへの調達案件の登録、内部人材の全体的なレベルアップ等の要請及び必要な支援の実施（各府省）							
独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況の把握（総務省）							
(2) 「電子行政国・独立行政法人等協議会」における意見交換、情報の共有			独立行政法人等に横断的な課題や国と独立行政法人等に共通の課題等についての検討（総務省、各府省及び関係機関）				
			毎年の独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況の電子行政国・独立行政法人等協議会への報告（総務省）				
2 国、地方公共団体を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進		電子行政推進国・地方公共団体協議会における国・地方公共団体を通ずる業務・システムの最適化の取組等に関する意見の交換、情報の共有（総務省及び関係機関）					
		3 国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力	国会、裁判所等国の行政機関以外の機関と国の行政機関を通ずる業務・システムの最適化の取組等に関する連携協力（総務省及び関係機関）				